

□美唄市障がい者プラン□
(第 7 期計画)

障がい者基本計画：第 9 期計画

《旧障がい者福祉計画》

障がい福祉計画：第 7 期計画

障がい児福祉計画：第 3 期計画

美 唄 市

(令和 6 年度～令和 8 年度)

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置付けと性格.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
5 障がい福祉に関する法律・制度の動向	5
6 北海道障がい保健福祉圏域	7
第2章 障がいのある人の状況	8
1 障がい者の状況.....	8
(1) 身体障がい者.....	8
(2) 知的障がい者(児).....	10
(3) 精神障がい者.....	11
(4) 難病患者	12
(5) 発達障がい者.....	12
(6) 高次脳機能障がい者	13
2 障がい者の意向（アンケート調査結果）	14
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念	47
2 基本目標	48
3 施策の方向.....	49
4 計画の体系.....	50
第4章 障がい者基本計画.....	51
第1節 啓発・広報.....	51
(1) 啓発活動.....	51
(2) 地域福祉活動の推進.....	52
第2節 生活支援.....	52
(1) 相談支援体制の確保.....	53
(2) 住まいの基盤整備の充実	53
(3) 適切な日中活動サービスの充実	53
(4) 地域生活を支えるサービス基盤の充実	53
(5) 権利擁護※17 の推進	54
第3節 生活環境.....	54
(1) 住環境の整備.....	55
(2) 生活基盤の整備.....	55
第4節 教育・交流.....	56
(1) 福祉教育の推進.....	57

(2) 障がい者の特性に配慮した保育・教育の充実	57
(3) 交流教育の推進	57
(4) 就職教育等の支援	58
第5節 スポーツ・文化活動促進	58
(1) 障がい者スポーツの参加促進	58
(2) 文化活動・ボランティア活動の参加	58
第6節 雇用・就業	58
(1) 雇用の確保・促進	59
(2) 就労支援の促進	59
第7節 保健・医療	59
(1) 地域生活を支える相談支援体制	60
(2) 健康維持、疾病予防	60
(3) 精神保健施策の充実	60
第8節 情報・コミュニケーション	61
(1) 障がいに対する理解	61
(2) 自らの選択・決定・利用	61
(3) コミュニケーションの推進	62
第5章 障がい福祉計画	63
第1節 計画の基本的事項	63
1 計画作成の趣旨と目的	63
2 計画の位置付けと法的根拠	64
第2節 障がい者及び提供体制の現状	65
1 障がい者の現状	65
(1) 身体障がいのある人の状況	65
(2) 知的障がいのある人の状況	66
(3) 精神障がいのある人の状況	66
(4) 難病患者の状況	67
2 サービス提供体制の現状	67
(1) 相談体制	67
(2) サービスを提供している市内施設等の状況	68
第3節 令和8年度の目標値の設定	73
1 施設入所者の地域生活への移行	73
2 福祉施設から一般就労への移行者	74
3 地域生活支援拠点等における機能の充実【追加】	76
4 相談支援体制の充実・強化等	77
5 障害福祉サービス等の質の向上【新設】	78
第4節 障害福祉サービス体系	79
第5節 障害福祉サービス別見込量	80

1 訪問系サービス.....	80
2 日中活動系サービス	82
3 居住系サービス.....	85
4 相談支援.....	87
5 地域生活支援事業.....	89
第6章 障がい児福祉計画.....	94
第1節 計画の基本的事項.....	94
1 計画作成の趣旨と目的	94
2 計画の位置付けと法的根拠.....	94
第2節 障がい児及びサービス提供体制の現状.....	95
1 障がい児の状況	95
2 サービス提供体制の現状.....	95
第3節 令和8年度の目標値の設定	98
第4節 障害福祉サービス体系.....	100
第5節 障害福祉サービス別見込量.....	101
1 障害児通所支援・相談支援	101
2 訪問系サービス.....	104
3 日中活動系サービス	105
4 地域生活支援事業.....	106
第7章 計画の推進管理	108
1 計画の推進管理体制	108
2 計画の点検・評価.....	108
3 計画期間の見直しについて	109
資料.....	110
用語解説.....	110
「美唄市障がい者プラン」策定に係る経過.....	114

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

少子高齢化や核家族化が進み、価値観やライフスタイルが多様化している現代社会において、障がいのある人もない人も、地域で安心して生活が続けることができるまちづくりが求められています。

本市では、平成16年に「美唄市福祉のまちづくり条例」を制定し、だれもが住み慣れた美唄で、安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを進め、また、令和4年には「美唄市地域包括ケア推進条例」を制定し、生きがいと役割を持ち、住み慣れた地域で最期まで自分らしい日常生活を継続することができる地域社会の実現に取り組んできました。

国の動向として、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の批准締結に向け、障がい者の権利を実現するため、国内法の整備が進められました。

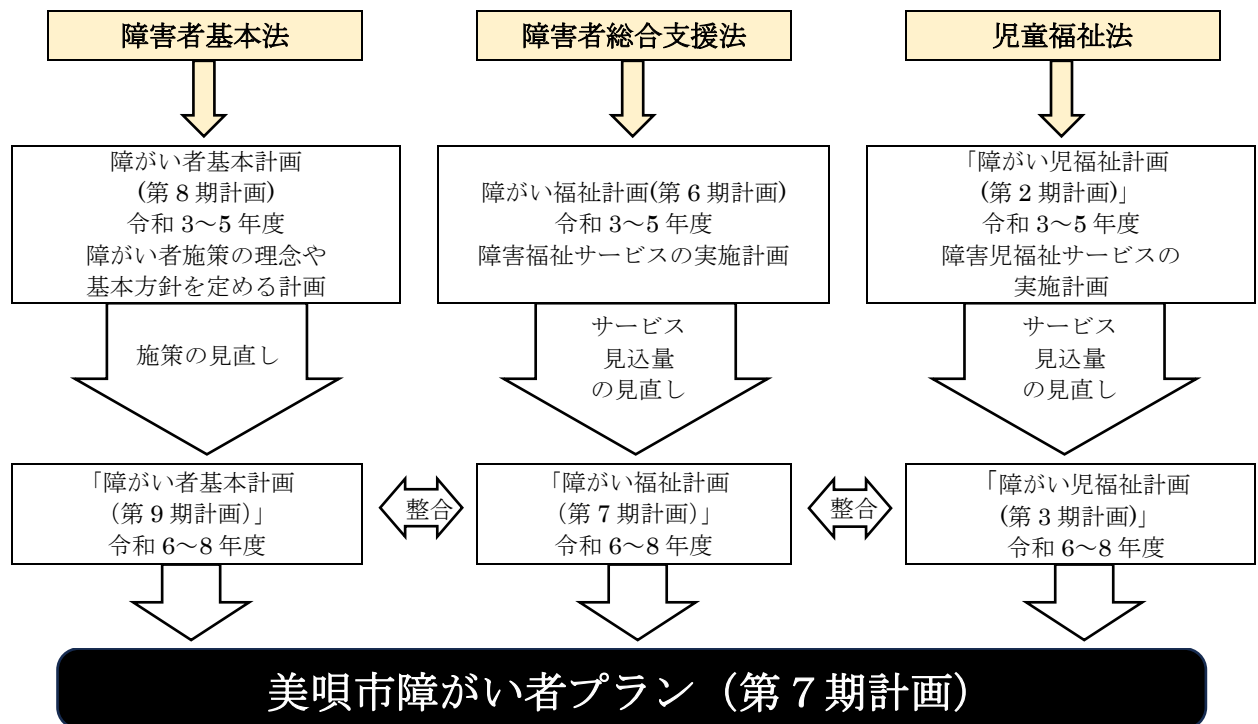
平成23年には「障害者基本法」の改正、「障害者虐待防止法」の施行、平成24年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が制定され、平成25年には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が制定され、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を批准し、その後も法律・制度の改正が進みました。

平成28年6月には改正障害者総合支援法が施行され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、さらに平成30年には、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることが盛り込まれました。

令和6年4月に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者にも合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がいがある・なしにかかわらず全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが社会への参加や選択の機会が確保され、日常生活を営む上で妨げになる物事や制度、観念などあらゆるものの除去に努め、地域共生社会の実現に向けた取組が始まっています。

「美唄市障がい者プラン」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者基本計画」と、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体化したものです。

美唄市では、「美唄市障がい者プラン(第1期計画)」を平成18年に策定し、障がい福祉施策の基本的な考え方と、具体的な計画について、6期18年にわたり計画に基づいた施策に取り組んできました。



2 計画の位置付けと性格

- ◇ 本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」の性格を併せ持ちます。
- ◇ 障害者差別解消法、障害者雇用促進法などの関連法を踏まえて策定しています。
- ◇ 国及び北海道それぞれが策定した関連の計画や、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇ 『第7期美咲市総合計画』（令和3年度～12年度）及び『第5期美咲市地域福祉計画』（令和6年度～令和10年度）の個別計画として策定します。
- ◇ 市が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係事業者・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

なお、計画期間の途中で、障害者総合支援法の改正や障がい者施策の変更等、美唄市障がい者プランの内容と大幅に変わる等プランの変更が必要と判断された場合は、見直しを行うことがあります。

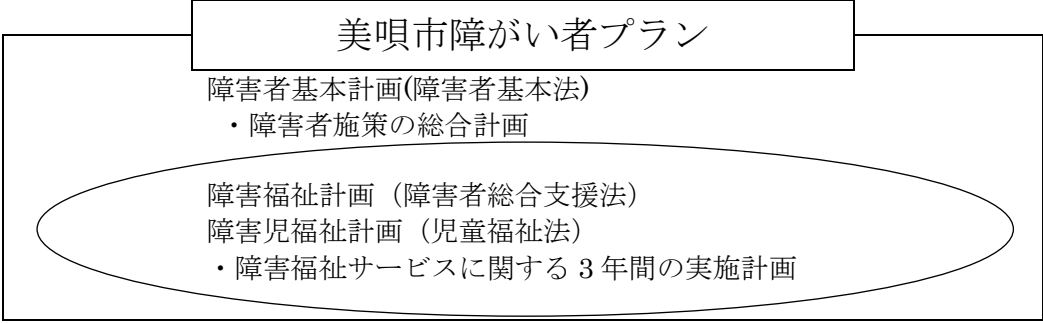
4 計画の対象

本計画では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、発達障がい者及び高次脳機能障がい者について計画の対象とします。

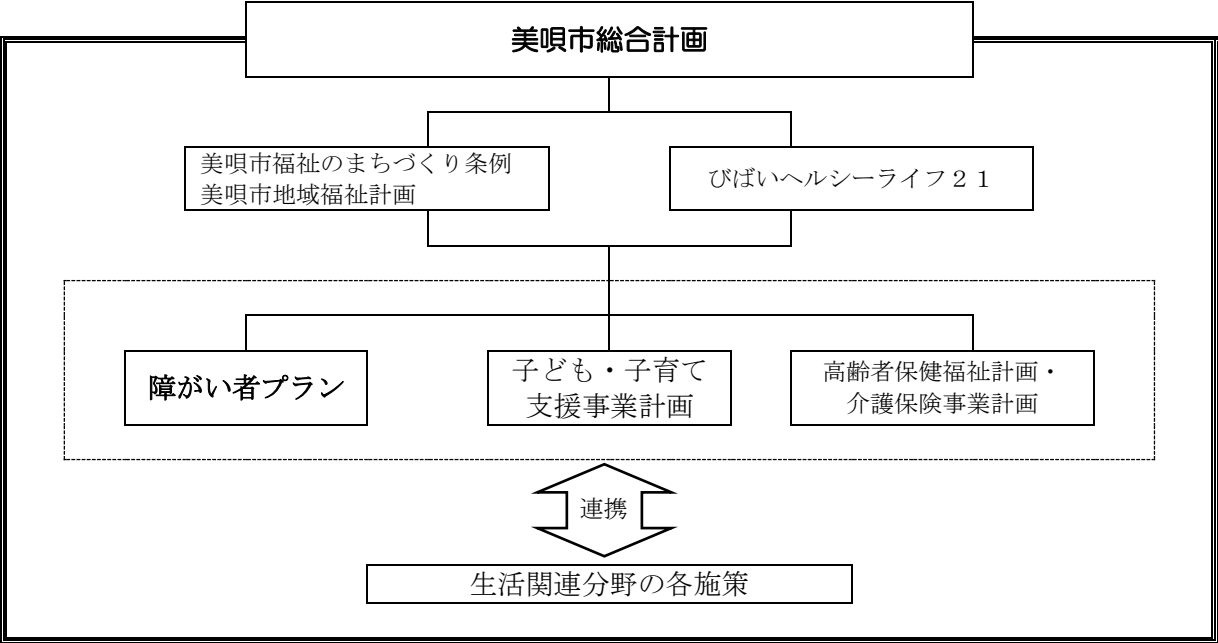
※ 本計画では「障がい」について、法律や制度引用のみ「障害」と表記しています。

法令との関係、美唄市各計画との関係については次のとおりです。

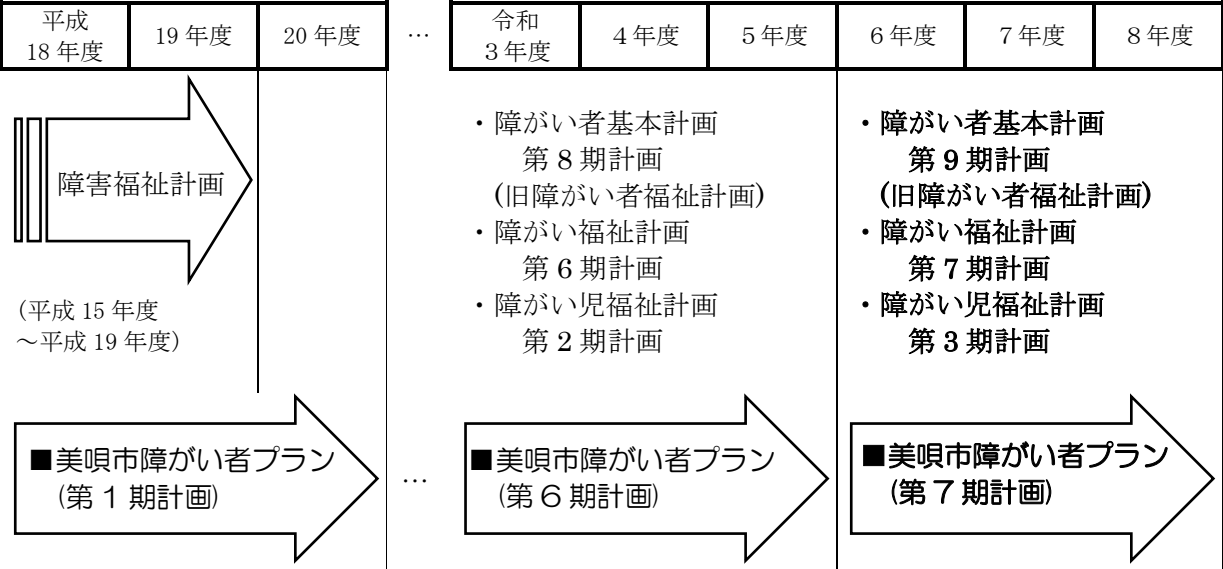
【 法 令 と の 関 係 】



【 美 唄 市 各 計 画 と の 関 係 】



【 計 画 期 間 】



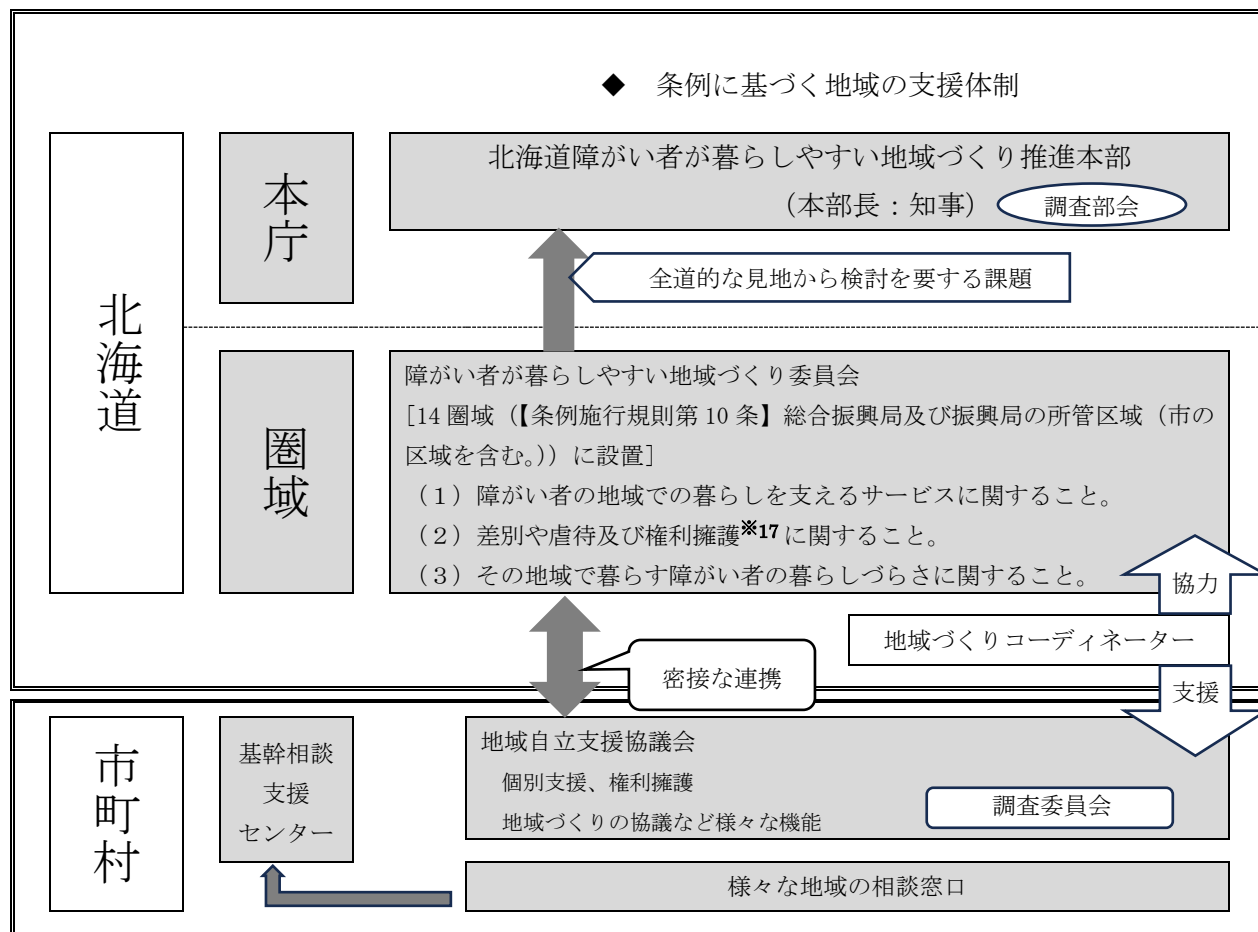
5 障がい福祉に関する法律・制度の動向

■障害者自立支援法施行以降の主な国の動向

年	主な制度・法律	主な内容
平成 18 年	障害者自立支援法の施行	・ 障害種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化
23 年	【改正】障害者基本法の施行	・ 「障害程度区分」（現在は「障害支援区分」）の導入
24 年	【改正】児童福祉法の施行	・ サービス量に応じた定率の利用者負担（応益負担）の導入 ・ 目的規定および障害者の定義の見直し ・ 地域社会における共生 ・ 差別の禁止 ・ 障害児施設の再編 ・ 放課後等デイサービス等の創設
	障害者虐待防止法の施行	・ 虐待を発見した者に通報の義務づけ
25 年	障害者総合支援法の施行 （障害者自立支援法の改正）	・ 虐待防止等の具体的スキームの制定 ・ 市町村障害者虐待防止センター設置の義務づけ ・ 共生社会実現に向けた基本理念の制定 ・ 障害者の範囲見直し（難病等を追加）
26 年	障害者権利条約の批准 【改正】障害者総合支援法の施行	・ 障害者に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、H18 年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准 ・ 障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化等
27 年	難病法の施行	・ 医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
28 年	障害者差別解消法の施行	・ 障害を理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部 H30 年 4 月施行	・ 雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・ 法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える
	成年後見制度 ^{※18} 利用促進法の施行	・ 成年後見制度 ^{※18} 利用促進基本計画の策定 ・ 成年後見制度 ^{※18} 利用促進会議及び成年後見制度 ^{※18} 利用促進委員会の設置
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	・ 地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築することで「地域共生社会」を実現するために設置される
	【改正】発達障害者支援法の施行	・ 発達障害者支援地域協議会の設置 ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
30 年	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・ 障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・ 計画策定が努力義務化（地方公共団体）

年	主な制度・法律	主な内容
令和 元年	障害者文化芸術推進基本計画の策定	・障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障害者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する
2 年	【改正】障害者雇用促進法の施行	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
3 年	【改正】社会福祉法の施行	・地域共生社会の実現を図るための新たな事業に関する規定の整備
4 年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の施行	・障がい者による情報の取得・利用と意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し共生する社会の実現に資することを目的として制定
5 年	【改正】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行	・精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利擁護を図るものであることが明確化
6 年	【改正】障害者差別解消法の施行	・事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ「合理的な配慮」をすることを義務付け ・障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずるとした規定の整備
	【改正】児童福祉法の施行	・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等に向けた規定の整備 ・障害児入所施設の 22 歳までの入所継続可能、児童発達支援の類型一元化
	【改正】障害者総合支援法	・地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援

6 北海道障がい保健福祉圏域



第2章 障がいのある人の状況

1 障がい者の状況

美唄市における障がい者の現状について、手帳所持者等のデータを基に概況をまとめたものです。

全体的な状況としては、人口が減少する中、手帳所持者も減少傾向にありますが、知的障がい者数は増加に転じております。

■人口に占める障がい者の割合

(各年度末現在 単位：人、%)

		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 4 年度
障がい者	身体障がい者	1,386	1,285	1,163
	知的障がい者	378	313	350
	精神障がい者	306	273	266
	障がい者数(A)	2,070	1,871	1,779
美唄市人口(B)		21,390	20,328	19,332
人口に占める障がい者の割合(%)		9.68	9.20	9.20

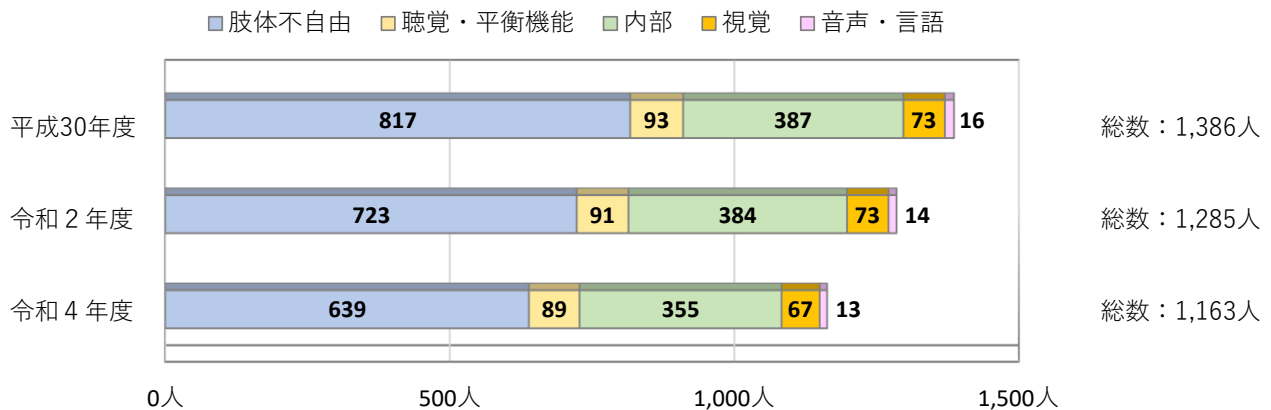
(1) 身体障がい者

身体障がい者数は、令和 4 年度末現在 1,163 人となっており、平成 30 年度末に比べ 223 人、16.1%減少しています。

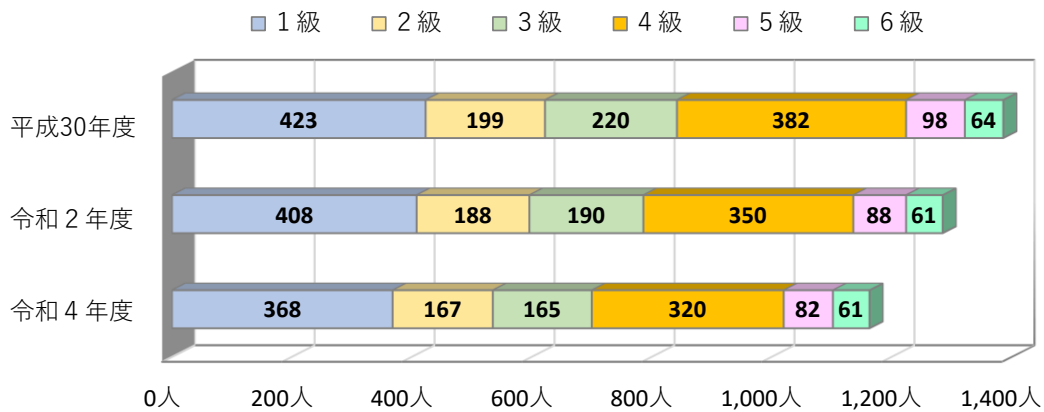
また、令和 4 年度末現在、65 歳以上の方の割合は 80.0%、知的障がいの方の 15.7%、精神障がいの方の 27.8%よりも高齢化が顕著となっています。

①身体障がい者数の推移

■障がい別



■程度別



※ 程度は、6級から1級に近づくにつれ、より重い状態であることを示します。

②身体障がい者数・年齢別

(各年度末現在 単位:人)

年度	肢体不自由		聴覚・ 平衡機能		内部		視覚		音声・言語		合計		
	H30	R4	H30	R4	H30	R4	H30	R4	H30	R4	H30	R4	比較
18歳未満	6	10	0	0	1	2	0	0	0	0	7	12	171.4%
18～64歳	183	131	12	12	67	65	13	9	7	4	282	221	78.4%
65歳以上	627	498	80	77	321	288	61	58	8	9	1,097	930	84.8%
合計	816	639	92	89	389	355	74	67	15	13	1,386	1,163	83.9%

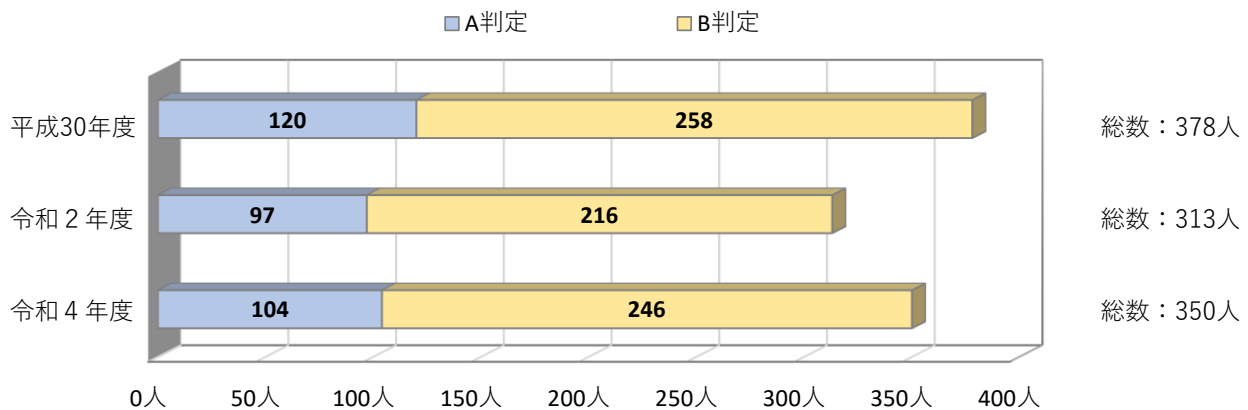
(2) 知的障がい者(児)

知的障がい者(児)数は、令和4年度末現在 350 人となっており、平成30年度末に比べ 28 人、7.4%減少しています。

また、判定別では、A判定の方が 104 人(29.7%)、B判定の方が 246 人(70.3%)となっています。

知的障がい者(児)の推移を見ると、65 歳以上のB判定を除き、各年代別、各判定別ともに減少しています。

①知的障がい者(児)数の推移



※判定は、B判定の「軽度～中度」と、A判定の「重度～最重度」の判定があります。

②知的障がい者数・年齢別

(各年度末現在 単位:人)

判定別 年度	A判定		B判定		合計		
	H30	R4	H30	R4	H30	R4	比較
18歳未満	10	3	47	35	57	38	66.7%
18～64歳	91	78	190	179	281	257	91.5%
65歳以上	19	23	21	32	40	55	137.5%
合計	120	104	258	246	378	350	92.6%

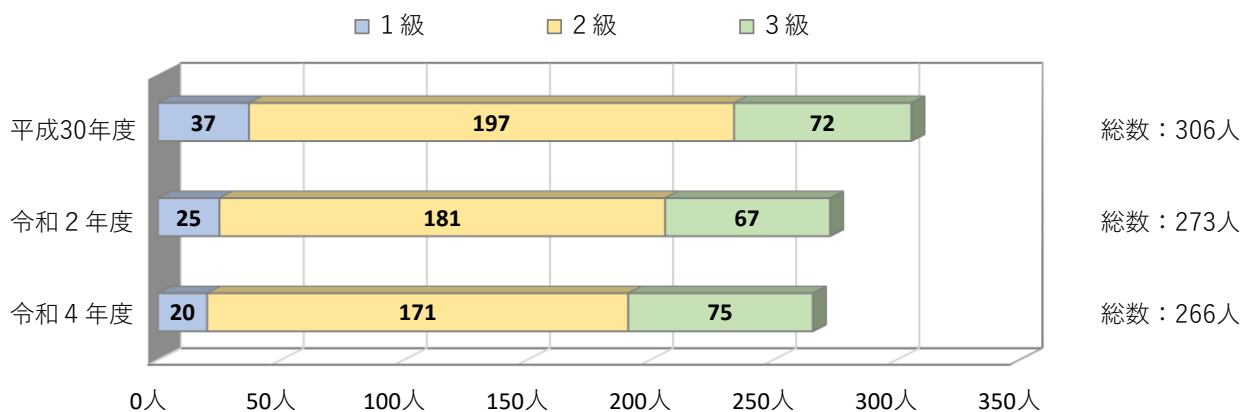
(3) 精神障がい者

精神障がい者数は、令和4年度末現在 266 人となっており、平成30年度末に比べ 40 人、13.1% 減少しています。

程度別では、1 級の方が 20 人(7.5%)、2 級の方が 171 人(64.3%)、3 級の方が 75 人(28.2%)となっており、また、精神疾患による患者数は全国的に増加傾向にあり、本市においても平成30年度までは増加(66 項参照)していますが、令和元年度以降は減少しています。

①精神障がい者数の推移

■程度別



※ 程度は、3 級から 1 級に近づくにつれ、より重い状態であることを示します。

②精神障がい者数・年齢別(手帳交付者・級別・期限切れ含む)

(各年度末現在 単位:人)

程度 年度	1 級		2 級		3 級		合計		
	H30	R4	H30	R4	H30	R4	H30	R4	比較
18 歳未満	0	0	2	0	4	3	6	3	100.0%
18～64 歳	16	8	150	129	51	52	217	189	83.3%
65 歳以上	21	12	45	42	17	20	83	75	121.3%
合計	37	20	197	171	72	75	306	266	91.4%

(4) 難病患者

難病患者(指定難病対象患者)は、令和4年度末現在で、受給者数は242人となっています。

令和2年度と比べ、国指定、道指定の疾患数は増加していますが、受給者数は49人減少しています。

① 難病患者(指定難病対象患者)数

(各年度末現在)

年度	区分	疾患数			受給者数
		国指定	道指定	合計	
令和2年度		151 疾患	10 疾患	161 疾患	291 人
令和3年度		361 疾患	16 疾患	377 疾患	257 人
令和4年度		366 疾患	16 疾患	382 疾患	242 人
増加率					-16.8%

※「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成27年1月1日施行)により、特定疾患から指定難病に移行。

(5) 発達障がい者

発達障害者支援法では、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

文部科学省が令和4年に実施(調査対象を全国小・中・高等学校それぞれ600校、88,516人を対象とし、うち74,919人が回答)された「通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査※1」によると、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を伴っている児童生徒の割合は8.8%程度(約11人に1人の割合)であるとされています。(この調査結果は、発達障がいのある児童生徒数の割合を示すものではなく、あくまで発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示す推定値であることに留意)。

発達障がい児・者は平成22年度の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されましたが、手帳制度や調査資料がなく、また、外見からはわかりにくく、その障がいの状態も様々であり、診断等によりはっきりと判定されることが難しいため、発達障がいのある人の正確な人数は、国、北海道も含め把握できていないのが現状です。

(6) 高次脳機能障がい者

高次脳機能障がいとは、頭部外傷や脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がいなどが生じ、これに起因して日常生活、社会生活への適応が困難になる障がいです。

この障がいの特徴として、身体的後遺症がない場合、外観上わかりにくく、本人や家族も気づきにくいため、高次脳機能障がい者の数や状態など、その実態の把握は難しい状況にあります。

北海道では、平成 23 年度に改正した精神障害者保健福祉手帳の診断書様式に「高次脳機能障がい」と明記することとしましたが、高次脳機能障がいに対する医療機関等の知見の蓄積と理解が十分進んでいない実態もあり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数は、国、北海道も含め把握できていないのが現状です。

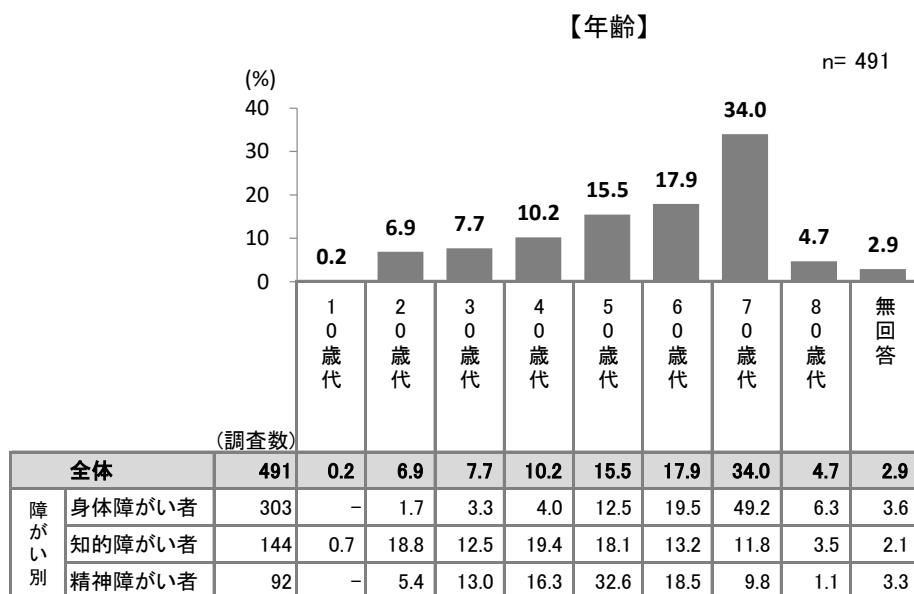
2 障がい者の意向（アンケート調査結果）

1 障がい者アンケート調査結果

調査の目的	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に当たり、地域における障がいのある人の身体の状態や置かれている環境などを把握し、サービスの利用実態を分析し、計画に反映させることを目的として、アンケート調査を実施しました。
調査対象者	18歳以上の身体・精神・療育手帳を保有している市民、 障がい福祉サービスを利用している市民
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年10月13日～11月6日
調査対象数	1,100人
回答者数	491人
回答率	44.6%

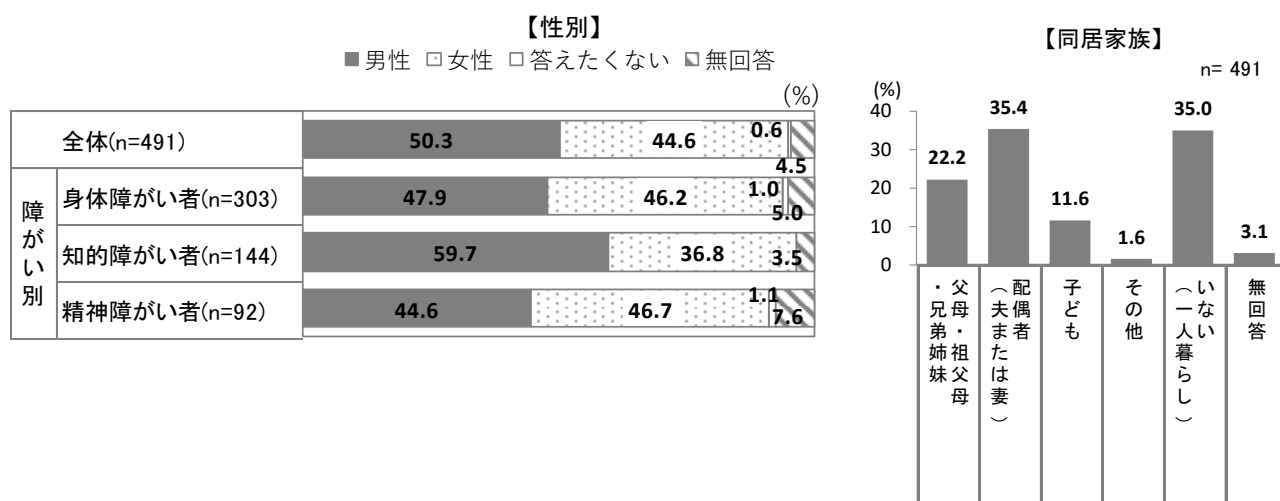
（1）性別・年齢・家族について

回答者の年齢は、「70歳代」が34.0%で最も多くなっています。障がい別にみると、身体障がい者では、「70歳代」が49.2%、精神障がい者では「50歳代」が32.6%で最も多くなっています。



回答者の性別は、「男性」が50.3%、「女性」が44.6%となっており、障がい別にみると知的障がい者では「男性」が59.7%と多くなっています。

一緒に暮らしている家族は、「配偶者（夫または妻）」が35.4%、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が22.2%、一方で「いない（一人暮らし）」は35.0%となっています。

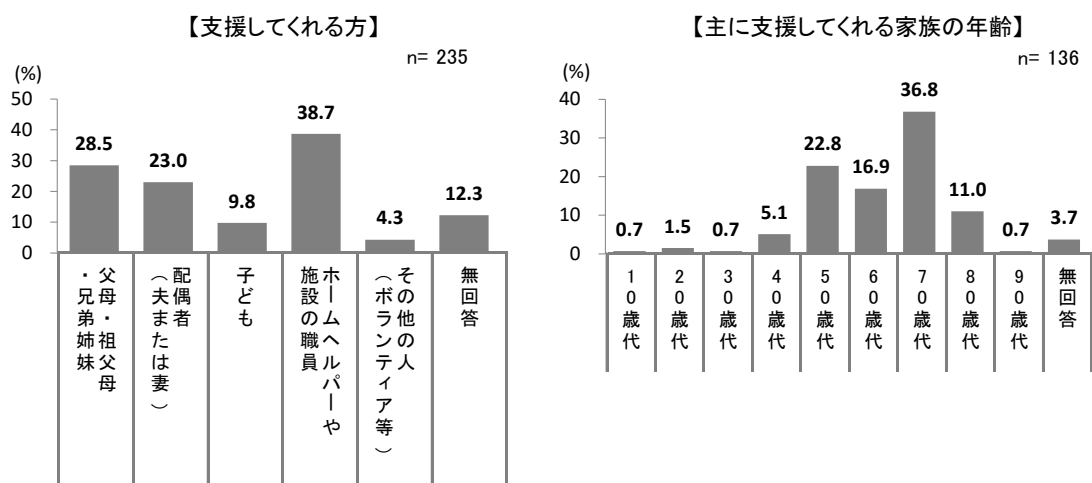


回答者が日常生活に必要な支援について「一部必要」「全部必要」を合わせた“必要計”をみると、全体では＜外出の介助＞＜お金の管理の援助＞が30%以上となっています。障がい別にみると、知的障がい者では＜お金の管理の援助＞が69.4%となっています。

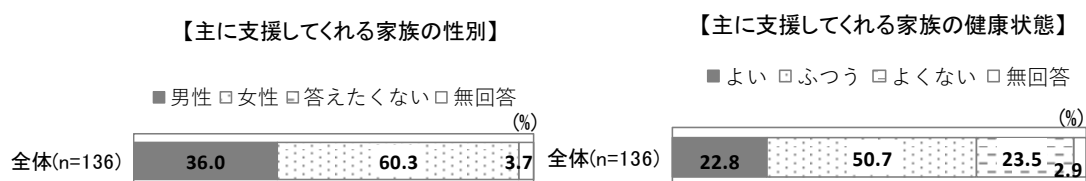
【日常生活に必要な支援】

	全体(n=491)			身体(n=303)			知的(n=144)			精神(n=92)		
	一部必要	全部必要	必要計	一部必要	全部必要	必要計	一部必要	全部必要	必要計	一部必要	全部必要	必要計
①食事の介助	11.6	5.5	17.1	11.2	4.3	15.5	18.8	6.9	25.7	8.7	7.6	16.3
②トイレの介助	7.9	6.9	14.8	5.9	6.3	12.2	16.0	13.2	29.2	1.1	7.6	8.7
③入浴の介助	10.8	10.6	21.4	9.2	9.2	18.4	18.1	20.8	38.9	7.6	6.5	14.1
④衣服の着脱の介助	10.8	6.3	17.1	7.9	5.9	13.8	19.4	11.8	31.2	6.5	5.4	11.9
⑤身だしなみの介助	12.2	8.6	20.8	8.6	6.6	15.2	20.1	18.8	38.9	8.7	7.6	16.3
⑥家の中の移動の介助	6.9	6.1	13.0	5.9	6.3	12.2	11.1	10.4	21.5	5.4	6.5	11.9
⑦外出の介助	16.5	15.3	31.8	14.2	12.9	27.1	25.7	27.8	53.5	14.1	9.8	23.9
⑧家族以外の人との意思疎通の援助	13.4	11.8	25.2	9.9	6.9	16.8	21.5	27.8	49.3	17.4	8.7	26.1
⑨お金の管理の援助	12.8	18.7	31.5	6.6	10.6	17.2	25.0	44.4	69.4	12.0	13.0	25.0
⑩薬の管理の援助	10.0	17.7	27.7	7.9	10.2	18.1	13.2	41.7	54.9	12.0	10.9	22.9

支援してくれる方は、「ホームヘルパーや施設の職員」が 38.7%で最も多く、主に支援してくれる家族の年齢は「70 歳代」が 36.8%となっています。

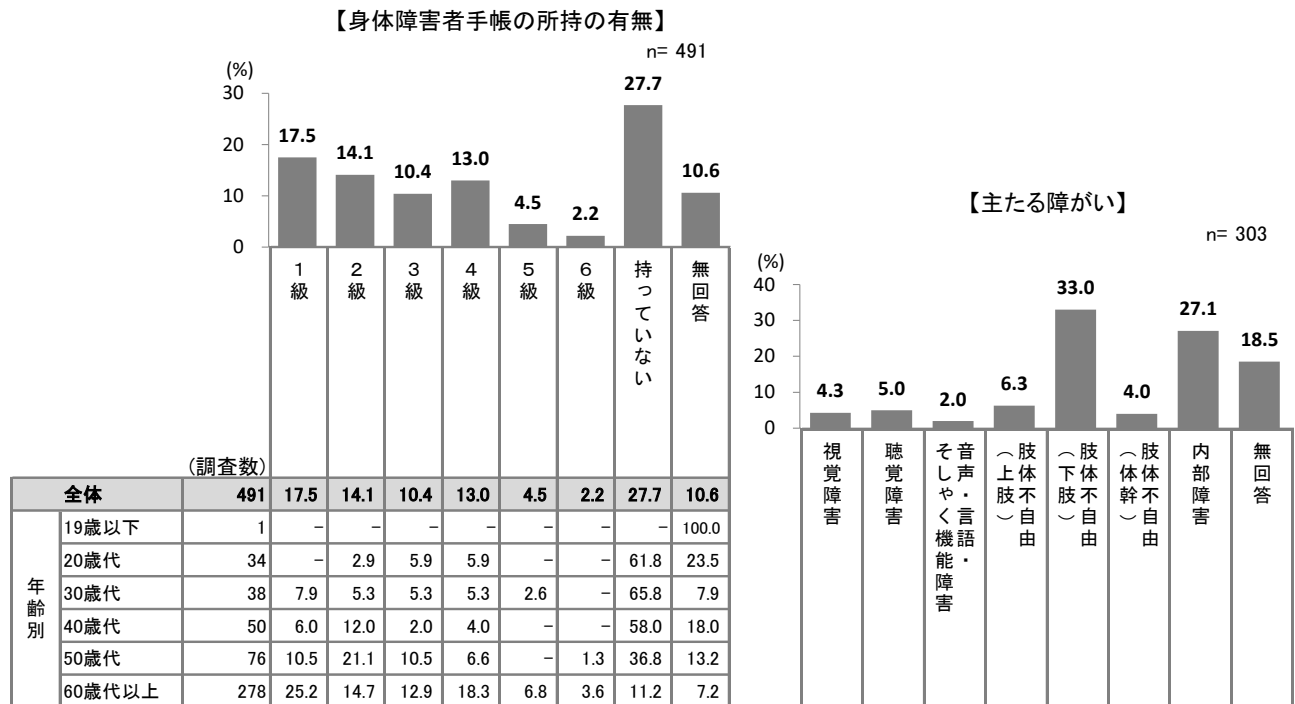


主に支援してくれる家族の性別は「女性」が 60.3%、健康状態は「よくない」が 23.5%となっています。

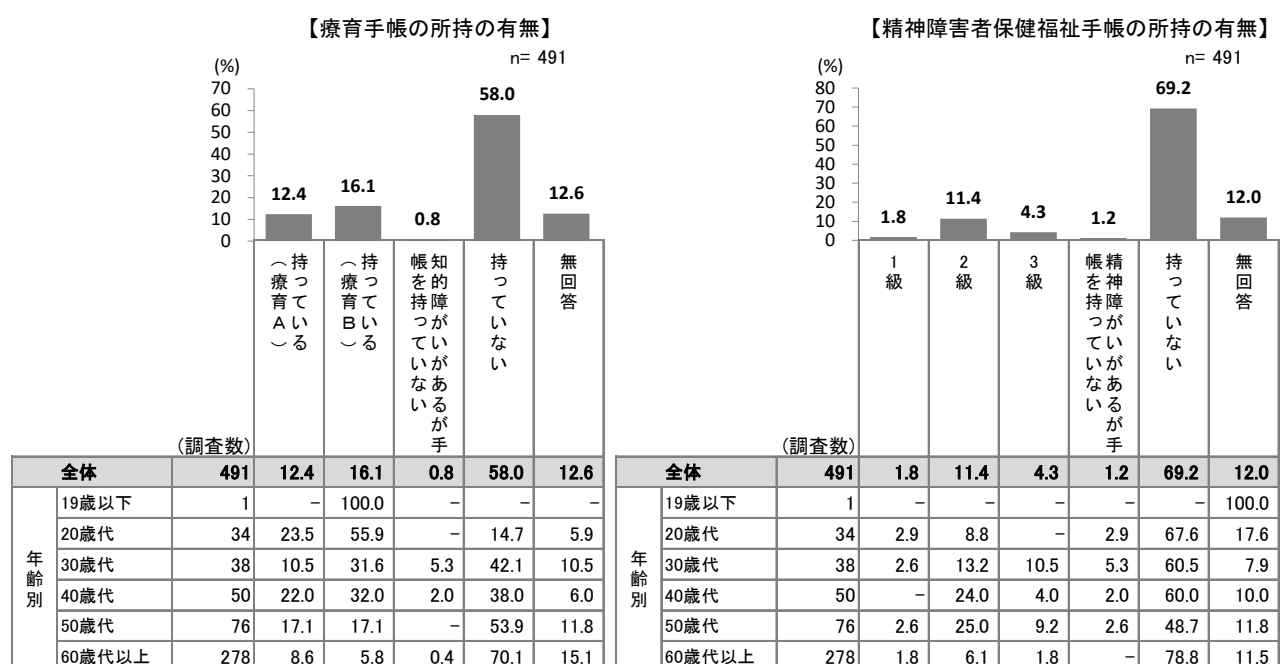


(2) 障がいの状況について

身体障害者手帳所持者で最も多いのは「1級」で17.5%、次いで「2級」が14.1%、「4級」が13.0%、「3級」が10.4%となっており、年齢別にみると、60歳代以上で「4級」は18.3%と50歳代以下に比べ多くなっています。また、身体障害者手帳所持者の主たる障がいは「肢体不自由（下肢）」が33.0%で最も多く、次いで「内部障害」が27.1%となっています。



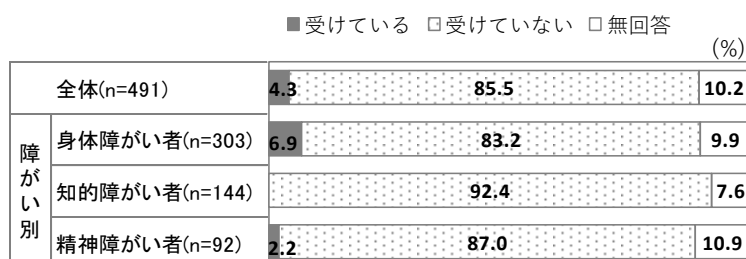
療育手帳所持者は「持っている（療育B）」が16.1%、「持っている（療育A）」が12.4%となっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は「2級」が11.4%、「3級」が4.3%となっています。



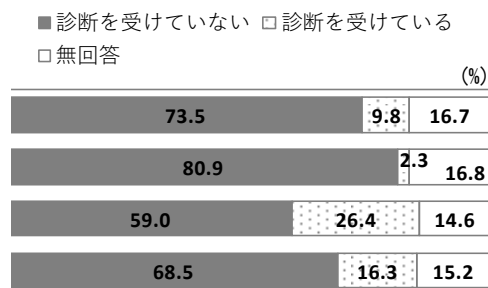
難病認定の有無に関しては、「受けている」が4.3%となっています。

発達障がいの有無に関しては、「診断を受けている」と回答した人は9.8%、障がい別にみると、知的障がい者で「診断を受けている」と回答した人が26.4%、精神障がい者では16.3%となっています。

【難病認定の有無】



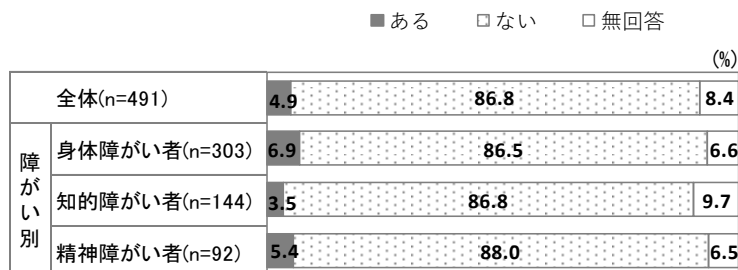
【発達障がいの有無】



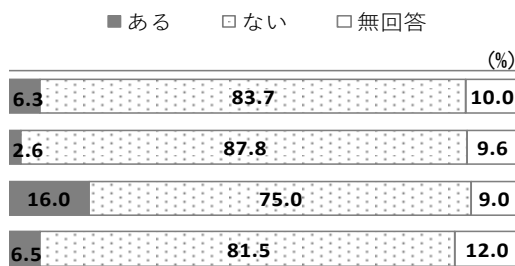
高次脳機能障害の有無に関しては、「ある」が4.9%となっています。

強度行動障害の有無に関しては、「ある」が6.3%となっています。障がい別にみると、知的障がい者で「ある」は16.0%となっています。

【高次脳機能障害の有無】

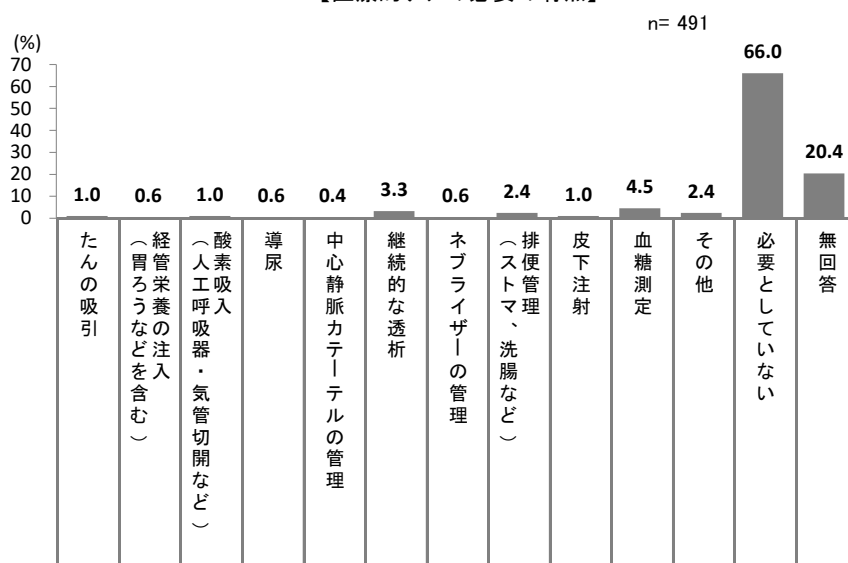


【強度行動障害の有無】



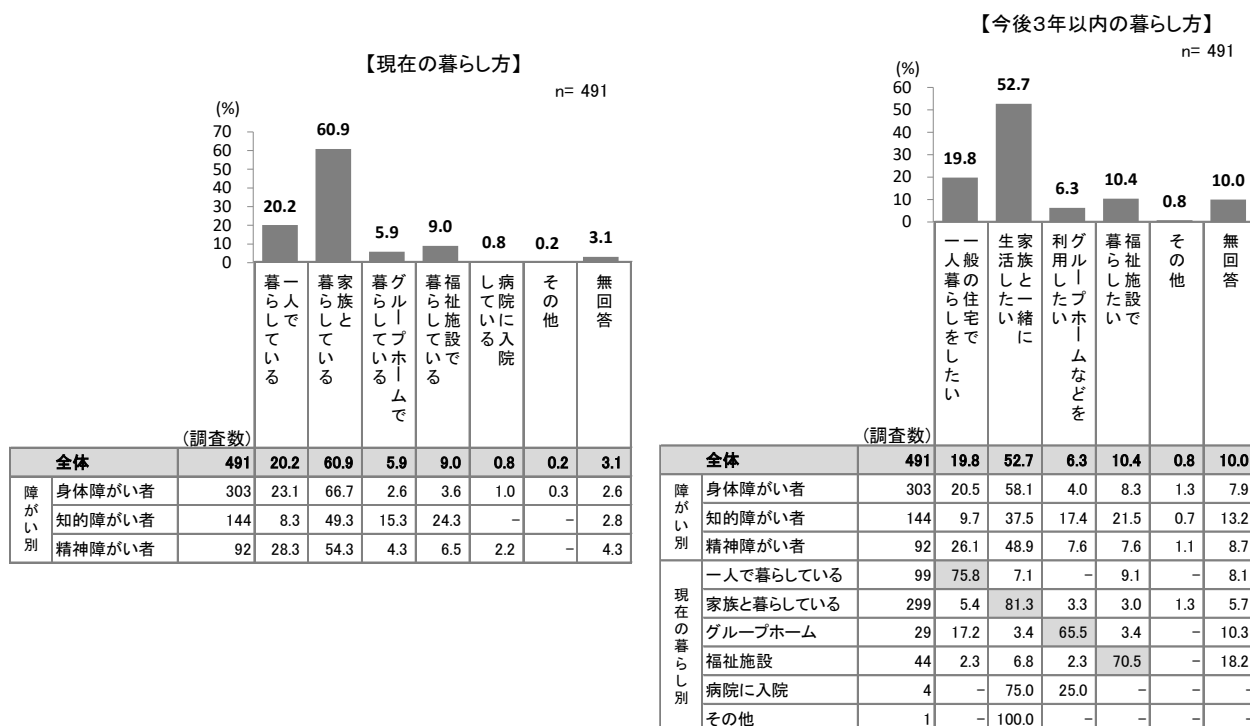
医療的ケアの有無に関しては、「血糖測定」が4.5%、「継続的な透析」が3.3%となっており、「必要としていない」(66.0%)と「無回答」(20.4%)を除いた約13%の人が何らかの医療的ケアを必要としていることが推測されます。

【医療的ケアの必要の有無】

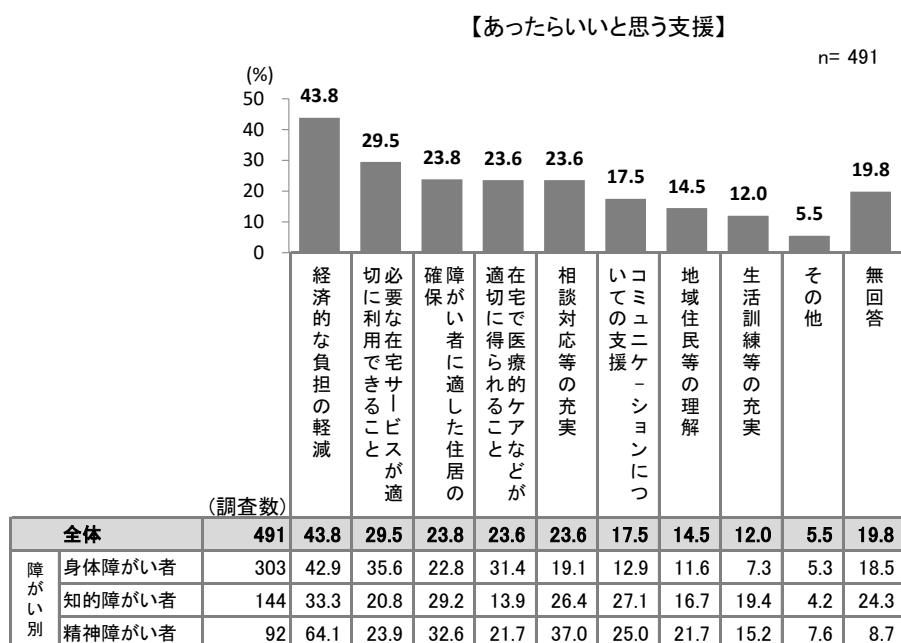


(3) 住まいや暮らしについて

現在の暮らし方については、「家族と暮らしている」が 60.9%で最も多く、障がい別にみると、知的障がい者では「グループホームで暮らしている」が 15.3%と他の障がい者に比べ多くなっています。また、今後3年以内の暮らし方については、「家族と一緒に暮らしたい」が 52.7%で最も多く、現在の暮らし別にみると、現在家族と暮らしている方の 81.3%が3年以内も「家族と一緒に暮らしたい」と回答しています。

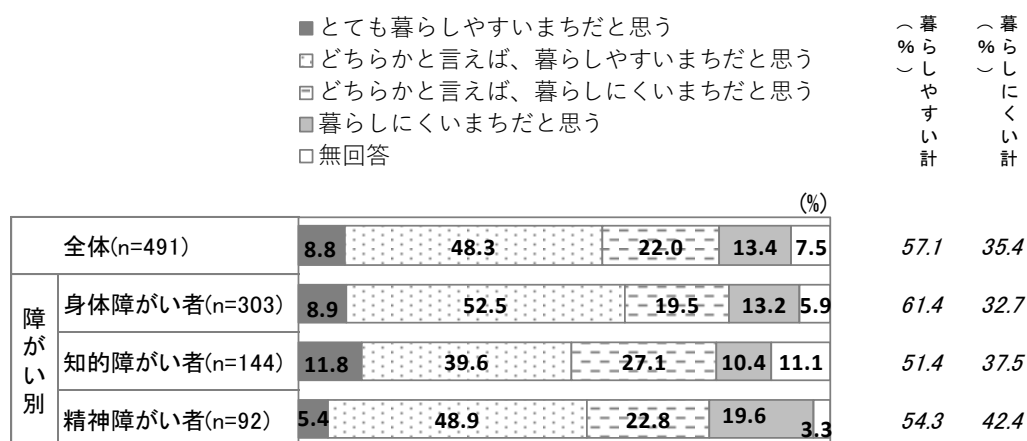


あったらいいと思う支援については、「経済的な負担の軽減」が 43.8%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 29.5%となっています。障がい別にみると、精神障がい者では「経済的な負担の軽減」が 64.1%と他の障がい者に比べ多くなっています。



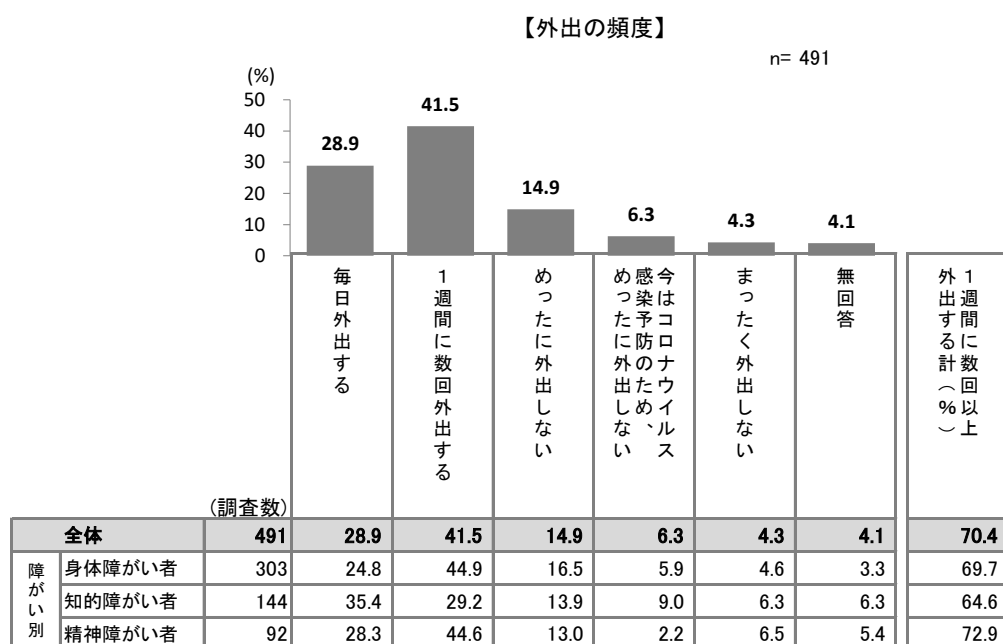
美唄市の暮らしやすさについては、「とても暮らしやすいまちだと思う」が 8.8%、「どちらかと言えば、暮らしやすいまちだと思う」が 48.3%となっており、合わせた＜暮らしやすい計＞は 57.1%となっています。一方、「どちらかと言えば、暮らしにくいまちだと思う」が 22.0%、「暮らしにくいまちだと思う」が 13.4%となっており、合わせた＜暮らしにくい計＞は 35.4%となっています。障がい別にみると、精神障がい者では＜暮らしにくい計＞が 42.4%と他の障がい者に比べ多くなっています。

【美唄市の暮らしやすさ】

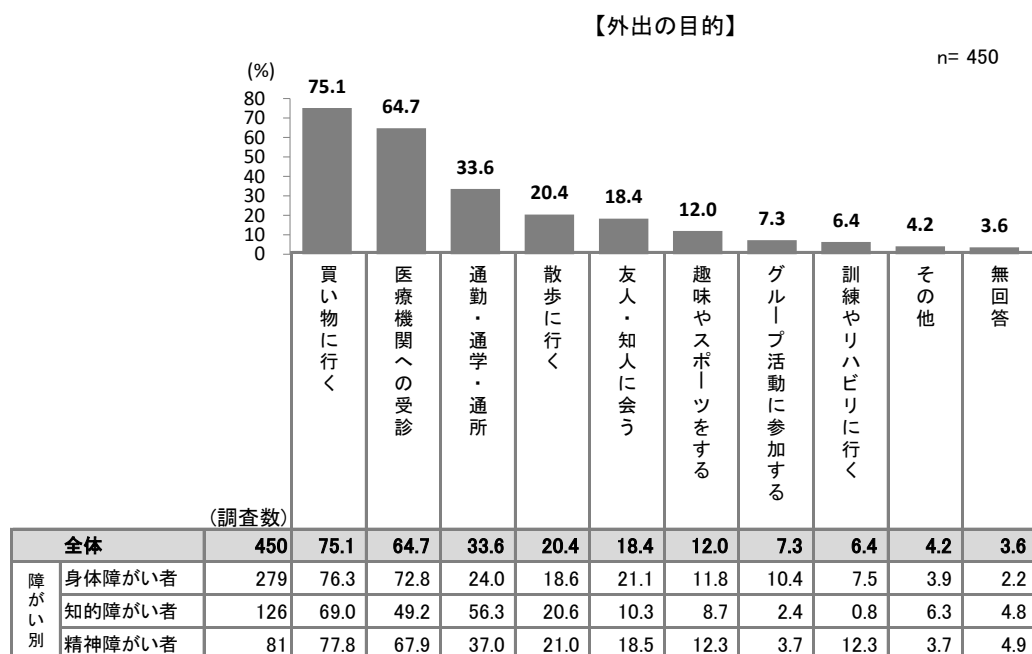


(4) 日中活動や就労について

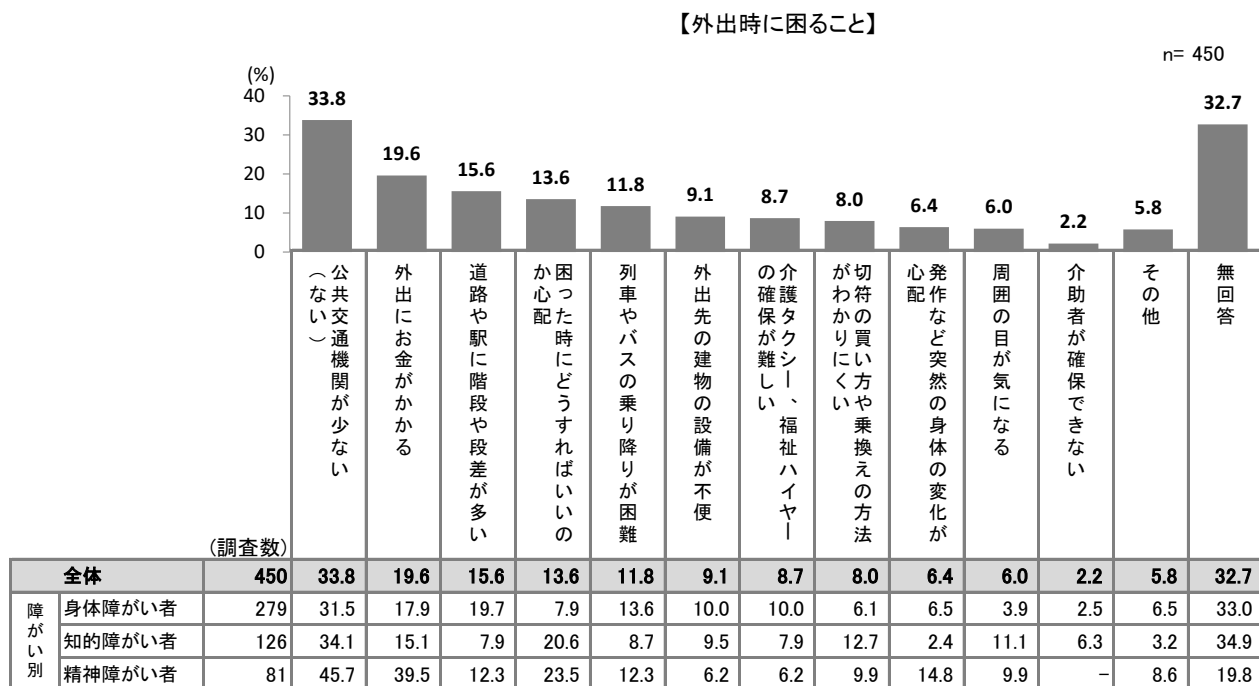
外出頻度については、「毎日外出する」が 28.9%、「1 週間に数回外出する」が 41.5%となっており、合わせた＜1 週間に数回以上外出する計＞は 70.4%となっています。



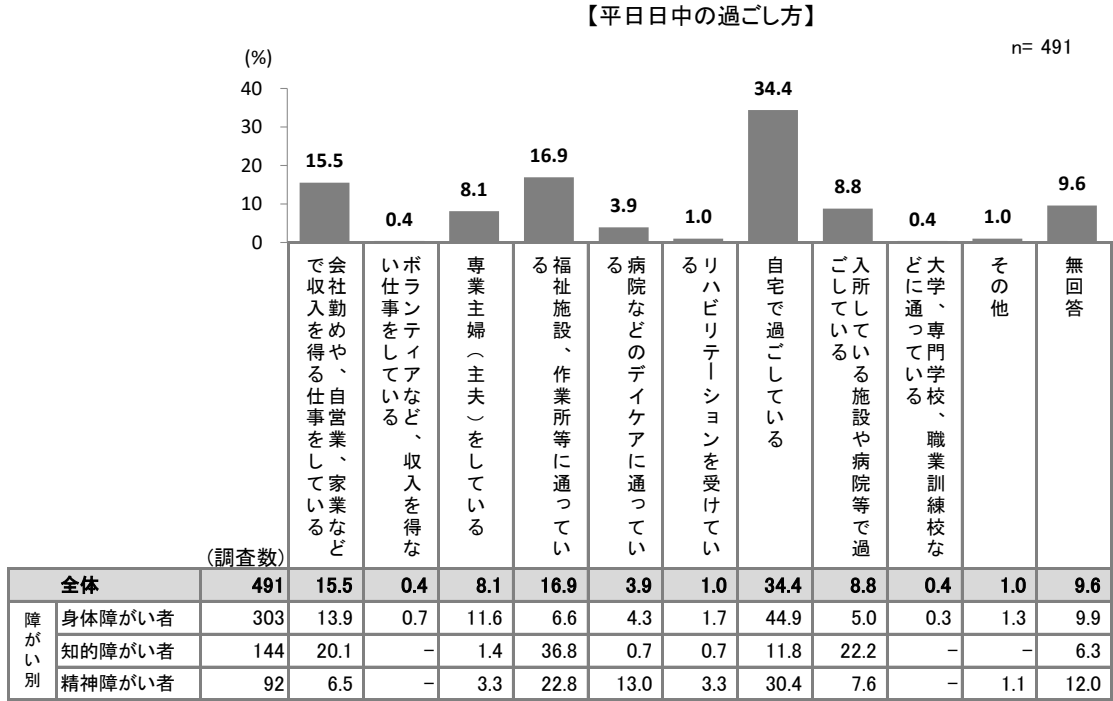
外出の目的については、「買い物に行く」が 75.1%で最も多く、次いで「医療機関への受診」が 64.7%となっています。障がい別にみると、知的障がい者では「通勤・通学・通所」が 56.3%と他の障がい者に比べ多くなっています。



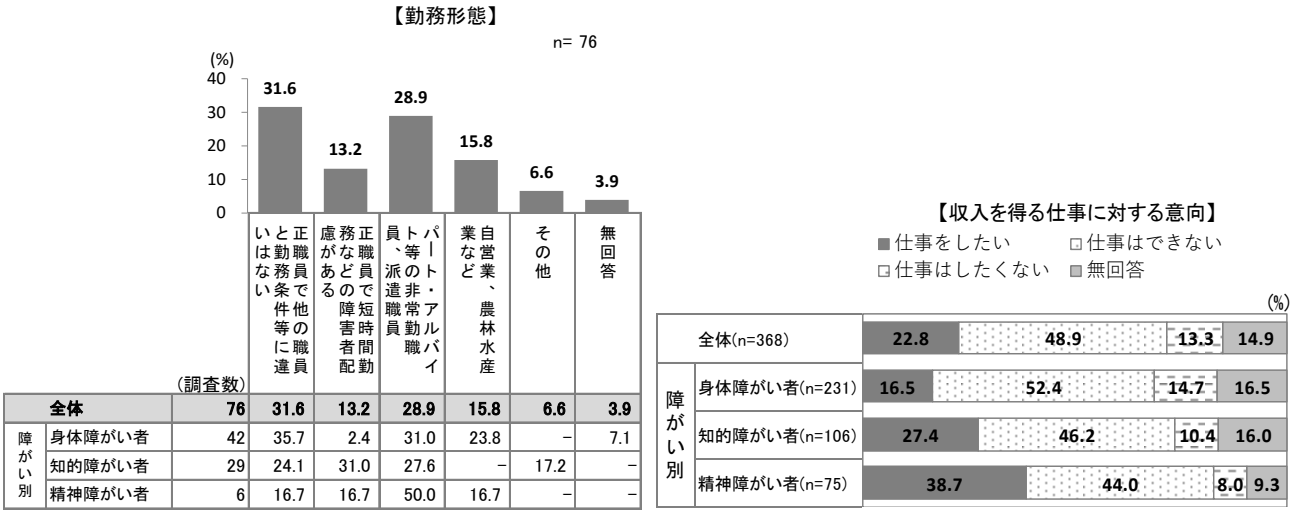
外出時に困ることについては、「公共交通機関が少ない(ない)」が 33.8%で最も多く、次いで「外出にお金がかかる」が 19.6%となっています。障がい別にみると、精神障がい者では「公共交通機関が少ない(ない)」が 45.7%と他の障がい者に比べ多くなっています。



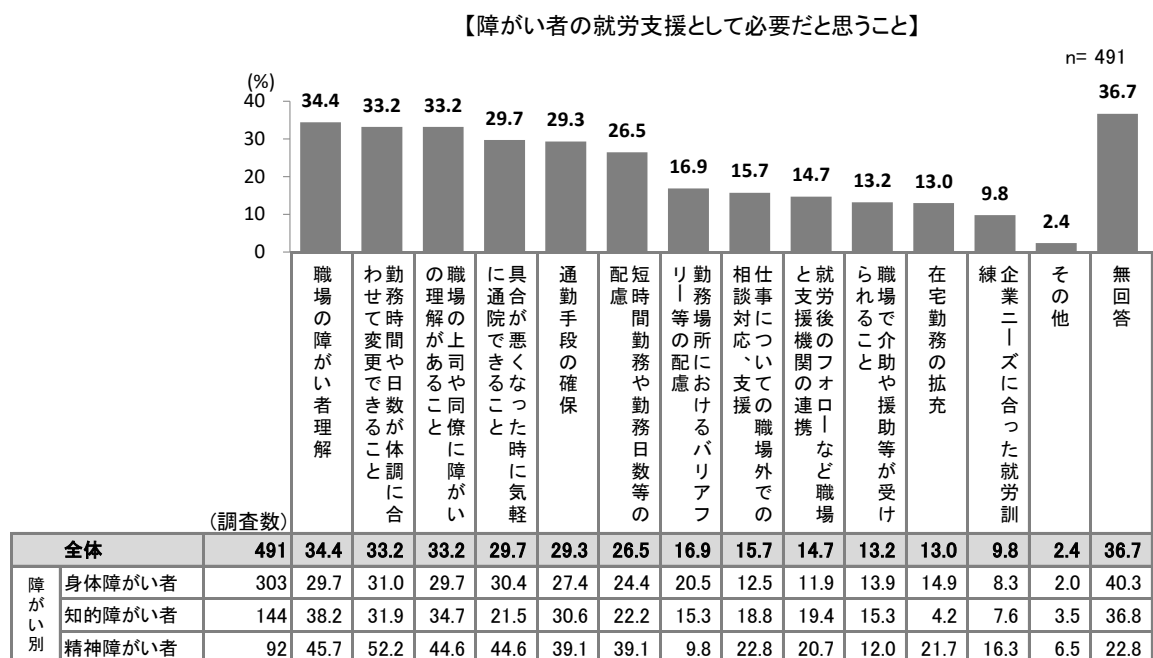
平日日中の過ごし方については、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」と回答した人は15.5%、一方「自宅で過ごしている」と回答した人は34.4%となっています。障がい別にみると、精神障がい者では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」と回答した人は6.5%と他の障がい者に比べ少なくなっています。



収入を得る仕事をしている人の勤務形態については、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が31.6%、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が28.9%となっています。一方、収入を得る仕事をしていない人の意向については、「仕事をしたい」と回答した人は22.8%となっています。障がい別にみると、精神障がい者で「仕事をしたい」と回答した人は38.7%と他の障がい者に比べ多くなっています。



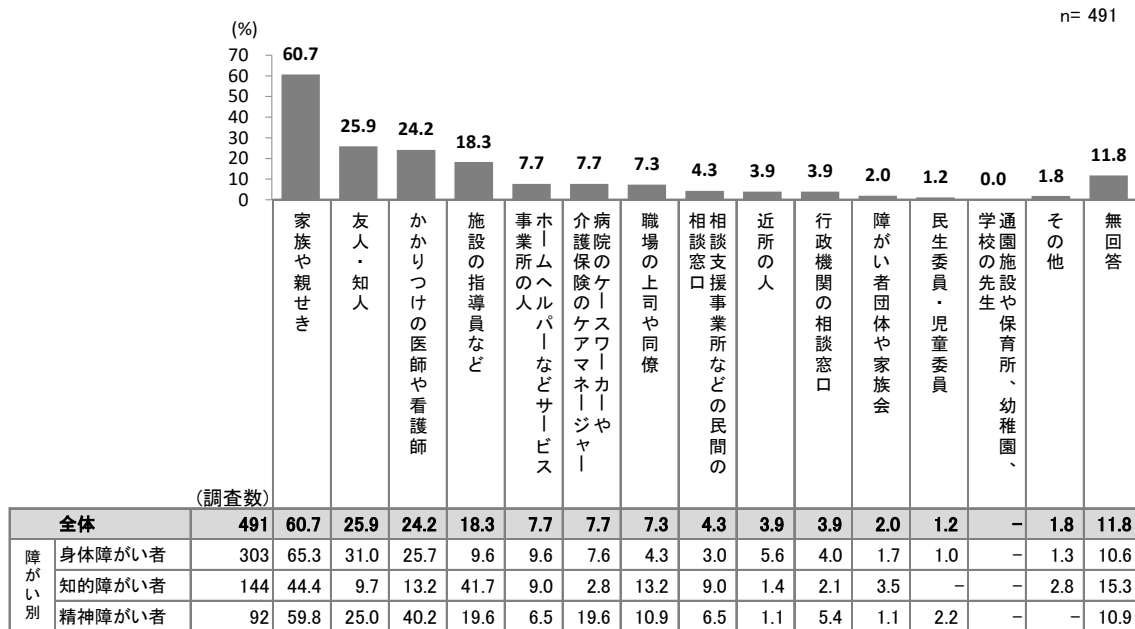
障がい者の就労支援として必要だと思うことについては、「職場の障がい者理解」が34.4%で最も多く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が各々33.2%となっています。障がい別にみると、精神障がい者では上位6項目はいずれも他の障がい者に比べ多くなっています。



(4) 相談相手について

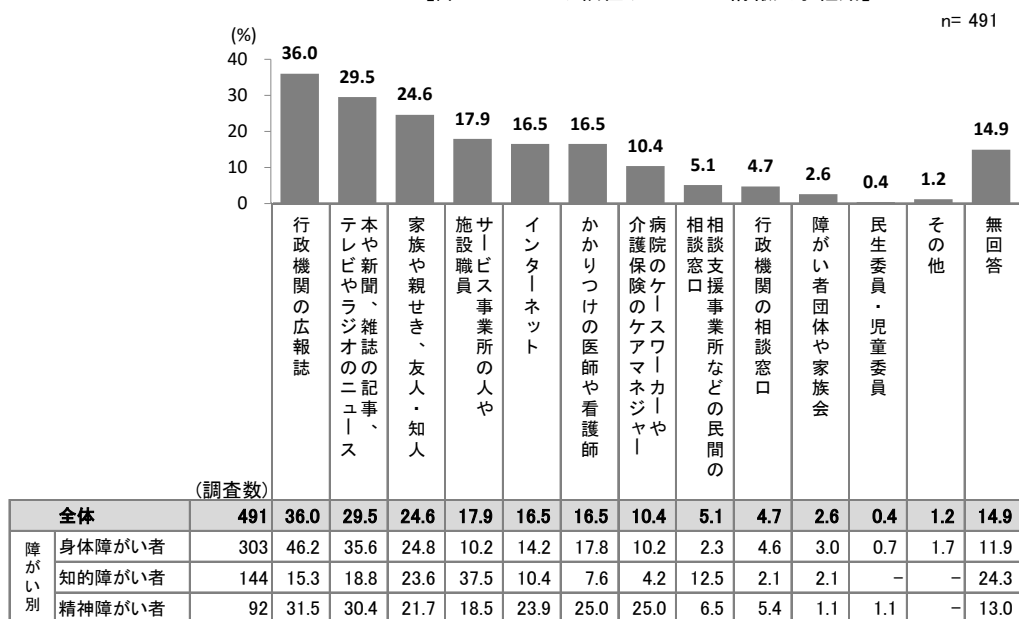
悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」が60.7%で最も多く、次いで「友人・知人」が25.9%、「かかりつけの医師や看護師」が24.2%となっています。障がい別にみると、知的障がい者では「施設の指導員など」が41.7%、精神障がい者では「かかりつけの医師や看護師」が40.2%で他の障がい者に比べ多くなっています。

【悩みや困ったことの相談相手】



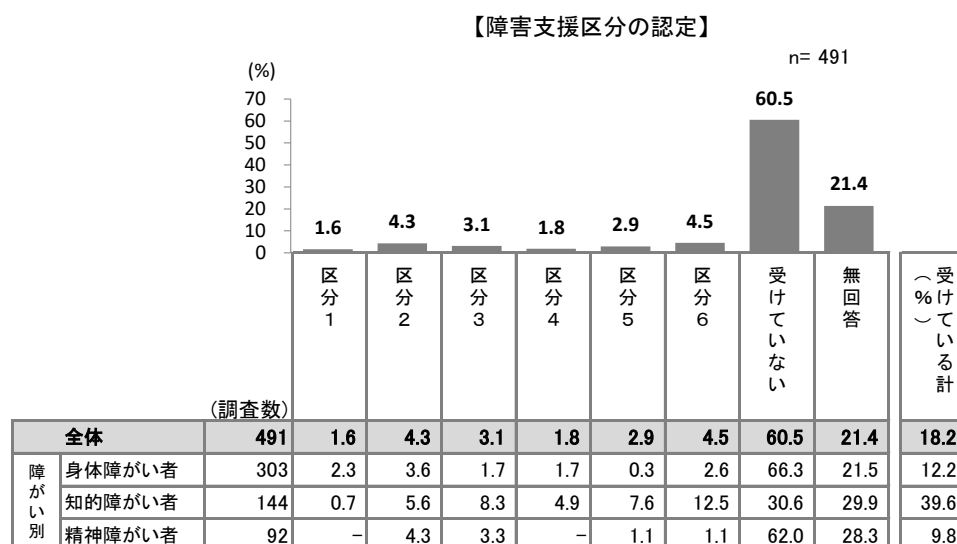
障がいのことや福祉サービスの情報入手経路については、「行政機関の広報誌」が36.0%で最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が29.5%、「家族や親せき、友人・知人」が24.9%となっています。障がい別にみると、知的障がい者では「サービス事業所の人や施設職員」が37.5%と他の障がい者に比べ多くなっています。

【障がいのことや福祉サービスの情報入手経路】

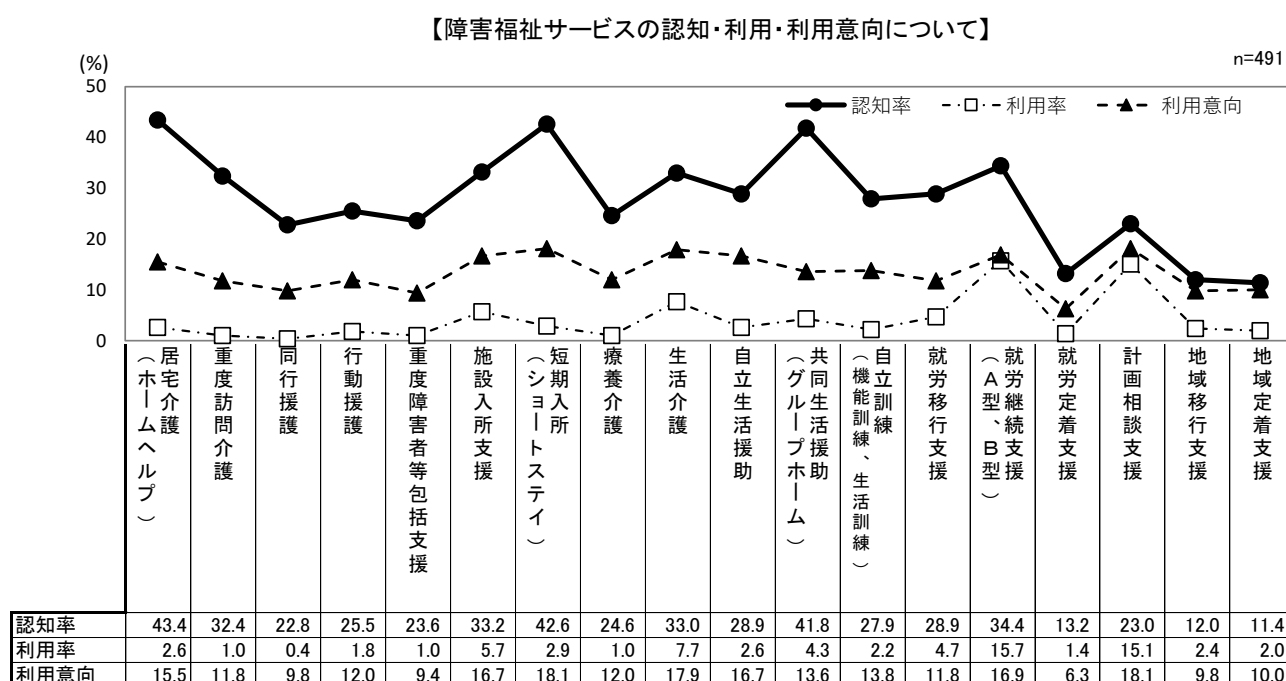


(5) 福祉サービスの利用について

障害支援区分の認定については、「区分1」～「区分6」までを合わせた＜受けている計＞が18.2%となっています。障がい別にみると、知的障がい者では＜受けている計＞が39.6%と他の障がい者に比べ多くなっています。



障害福祉サービスの認知率の上位3は、「居宅介護」(43.4%)、「短期入所」(42.6%)、「共同生活援助」(41.8%)となっています。利用率の上位2は、「就労継続支援」(15.7%)、「計画相談支援」(15.1%)となっています。また、今後の利用意向の上位3は「短期入所」「計画相談支援」(各々18.1%)、「生活介護」(17.9%)となっています。



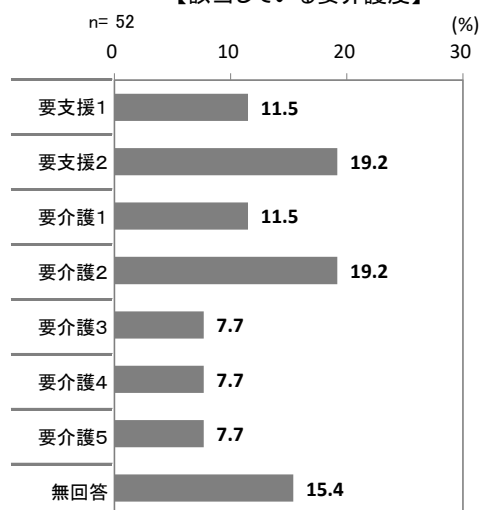
介護保険によるサービス利用の有無については、「利用している」と回答した人が 10.6%、障がい別にみると知的障がい者では「利用している」と回答した人が 2.8%と他の障がい者に比べ少なくなっています。また、介護保険サービスを利用している人の要介護度は、「要支援 2」「要介護 2」が各々 19.2%となっています。

【介護保険によるサービス利用の有無】



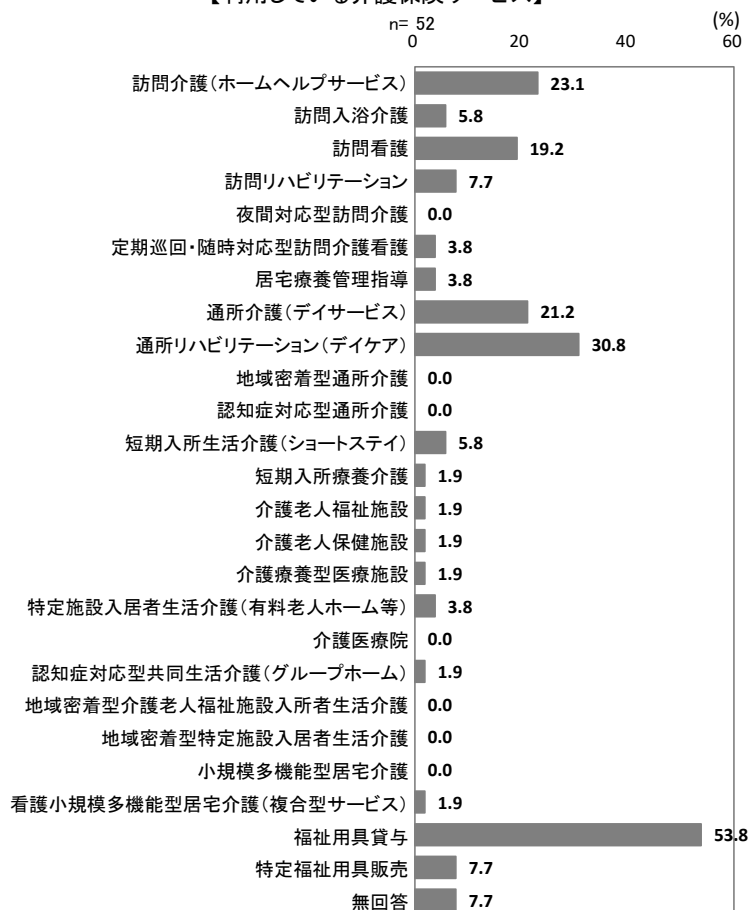
全体(n=491)		10.6	82.9	6.5
障がい別	身体障がい者(n=303)	14.9	78.2	6.9
	知的障がい者(n=144)	2.8	89.6	7.6
	精神障がい者(n=92)	10.9	80.4	8.7

【該当している要介護度】



利用している介護保険サービスについては、「福祉用具貸与」が53.8%で最も多く、次いで「通所リハビリテーション（デイケア）」が30.8%、「訪問介護（ホームヘルプサービス）」が23.1%となっています。

【利用している介護保険サービス】



(6) 障がいに対する理解（権利擁護※17）について

障がいがあることで差別や嫌な思いを経験したことの有無については、「ある」が16.1%、「少しある」が18.5%となっており、合わせた＜ある計＞は34.6%となっています。障がい別にみると、精神障がい者では＜ある計＞が52.2%と過半数となっています。

【差別や嫌な思いの経験】

ある計
(%)

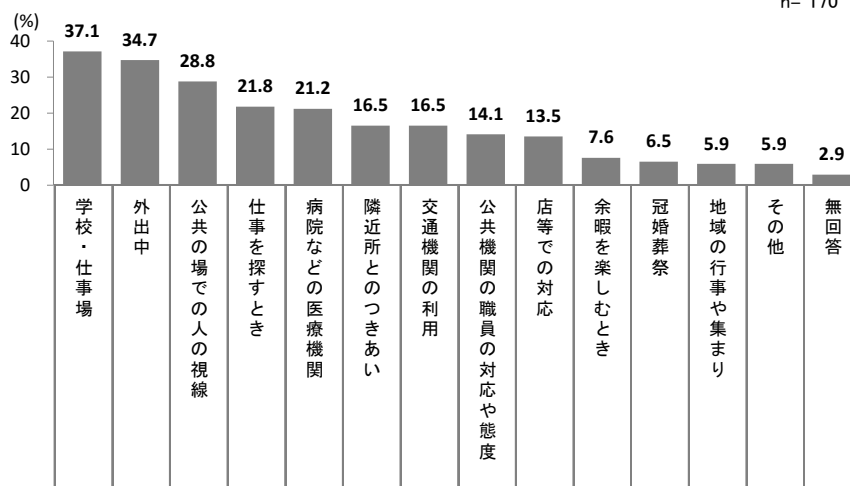
■ ある □ 少しある □ ない ■ 無回答

		(%)				
全体(n=491)		16.1	18.5	53.2	12.2	34.6
障がい別	身体障がい者(n=303)	12.9	15.5	61.1	10.6	28.4
	知的障がい者(n=144)	17.4	21.5	44.4	16.7	38.9
	精神障がい者(n=92)	28.3	23.9	34.8	13.0	52.2

差別や嫌な思いを経験した人に、経験した場所について尋ねたところ、「学校・仕事場」が37.1%で最も多く、次いで「外出中」が34.7%となっています。

【差別や嫌な思いを経験した場所】

n= 170



成年後見制度※18の認知については、「名称も内容も知っている」は21.4%、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が28.9%となっており、合わせた認知率は50.3%となっています。

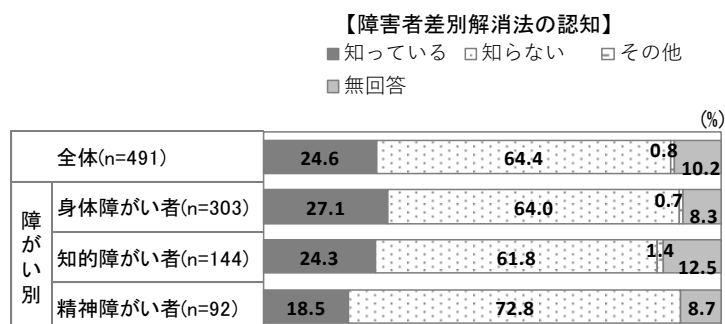
【成年後見制度の認知】

(認知率)

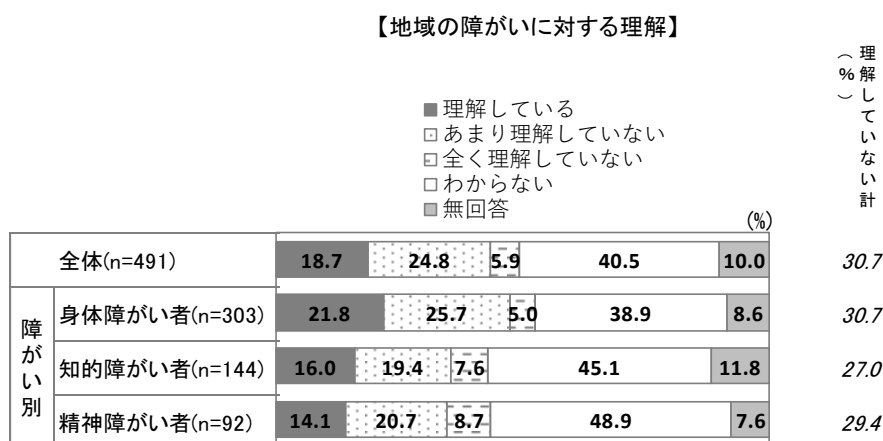
■ 名称も内容も知っている
□ 名称を聞いたことがあるが、内容は知らない
□ 名称も内容も知らない
■ 無回答

		(%)				
全体(n=491)		21.4	28.9	35.4	14.3	50.3
障がい別	身体障がい者(n=303)	24.8	31.0	30.4	13.9	55.8
	知的障がい者(n=144)	13.2	22.9	50.0	13.9	36.1
	精神障がい者(n=92)	18.5	30.4	41.3	9.8	48.9

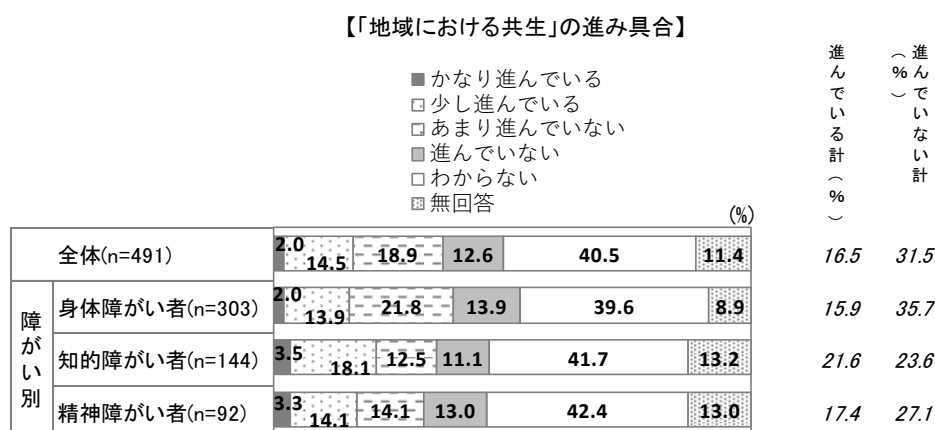
障害者差別解消法の認知については、「知っている」が 24.6%となっています。障がい別にみると、精神障がい者では「知っている」が 18.5%と他の障がい者に比べ少なくなっています。



地域の障がいに対する理解については、「理解している」が 18.7%、一方「あまり理解していない」は 24.8%、「全く理解していない」は 5.9%となっており、合わせた<理解していない計>は 30.7%となっています。



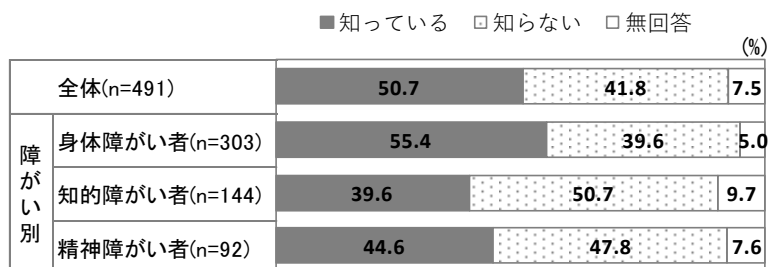
「地域における共生」の進み具合については、「かなり進んでいる」が 2.0%、「少し進んでいる」が 14.5%となっており、合わせた<進んでいる計>は 16.5%となっています。一方、「あまり進んでいない」は 18.9%、「進んでいない」は 12.6%となっており、<進んでいない計>は 31.5%となっています。



(7) 災害時の避難等について

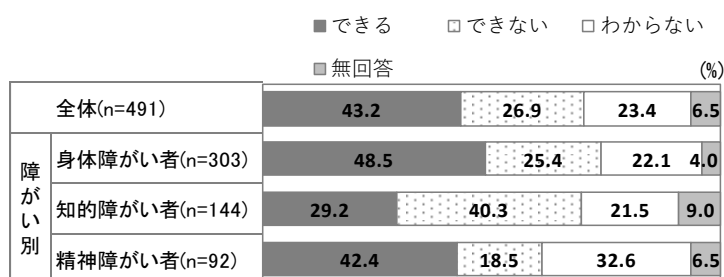
災害時の避難場所の認知については、「知らない」が41.8%となっています。障がい別にみると、知的障がい者では「知らない」が50.7%と他の障がい者に比べ多くなっています。

【災害時の避難場所の認知】



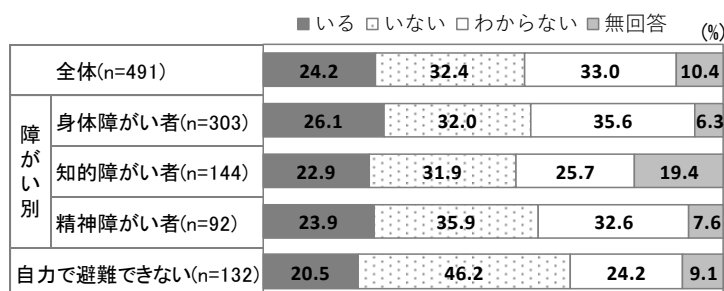
自力による避難の可否については、「できない」が26.9%となっています。障がい別にみると、知的障がい者では「できない」が40.3%と他の障がい者に比べ多くなっています。

【自力による避難の可否】

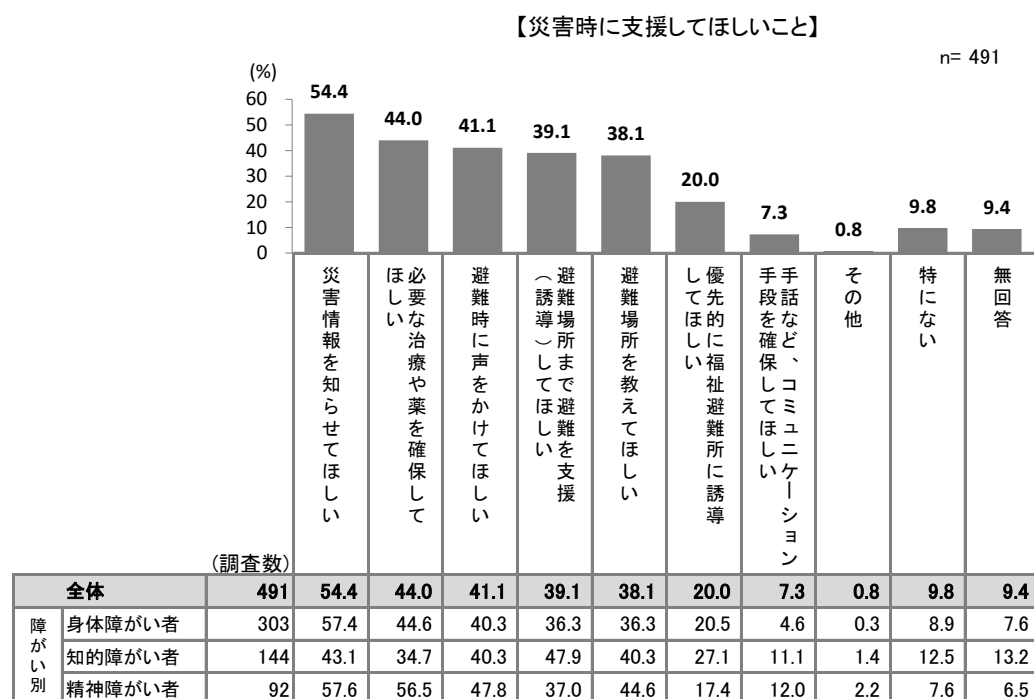


近隣での助けてくれる人の有無については、「いない」が32.4%となっています。自力で避難できない人に限ってみると、46.2%が「いない」と回答しています。

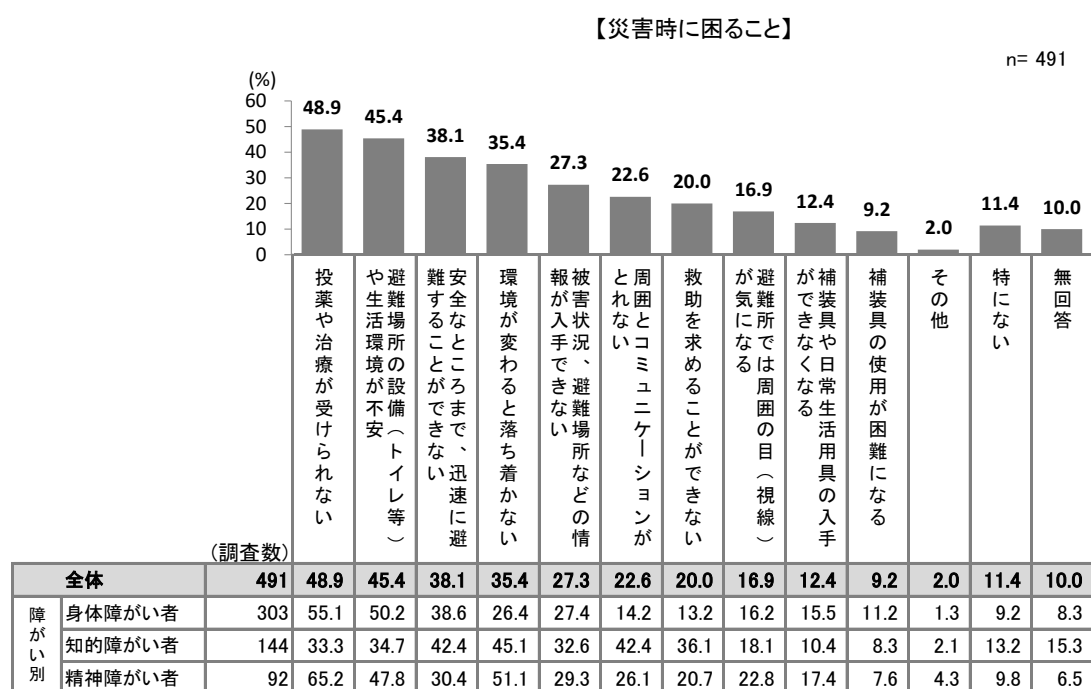
【近隣で助けてくれる人の有無】



災害時に支援してほしいことについては、「災害情報を知らせてほしい」が 54.4%で最も多く、次いで「必要な治療や薬を確保してほしい」が 44.0%、「避難時に声をかけてほしい」が 41.1%となっています。障がい別にみると、精神障がい者では「必要な治療や薬を確保してほしい」が 56.5%と他の障がい者に比べ多くなっています。



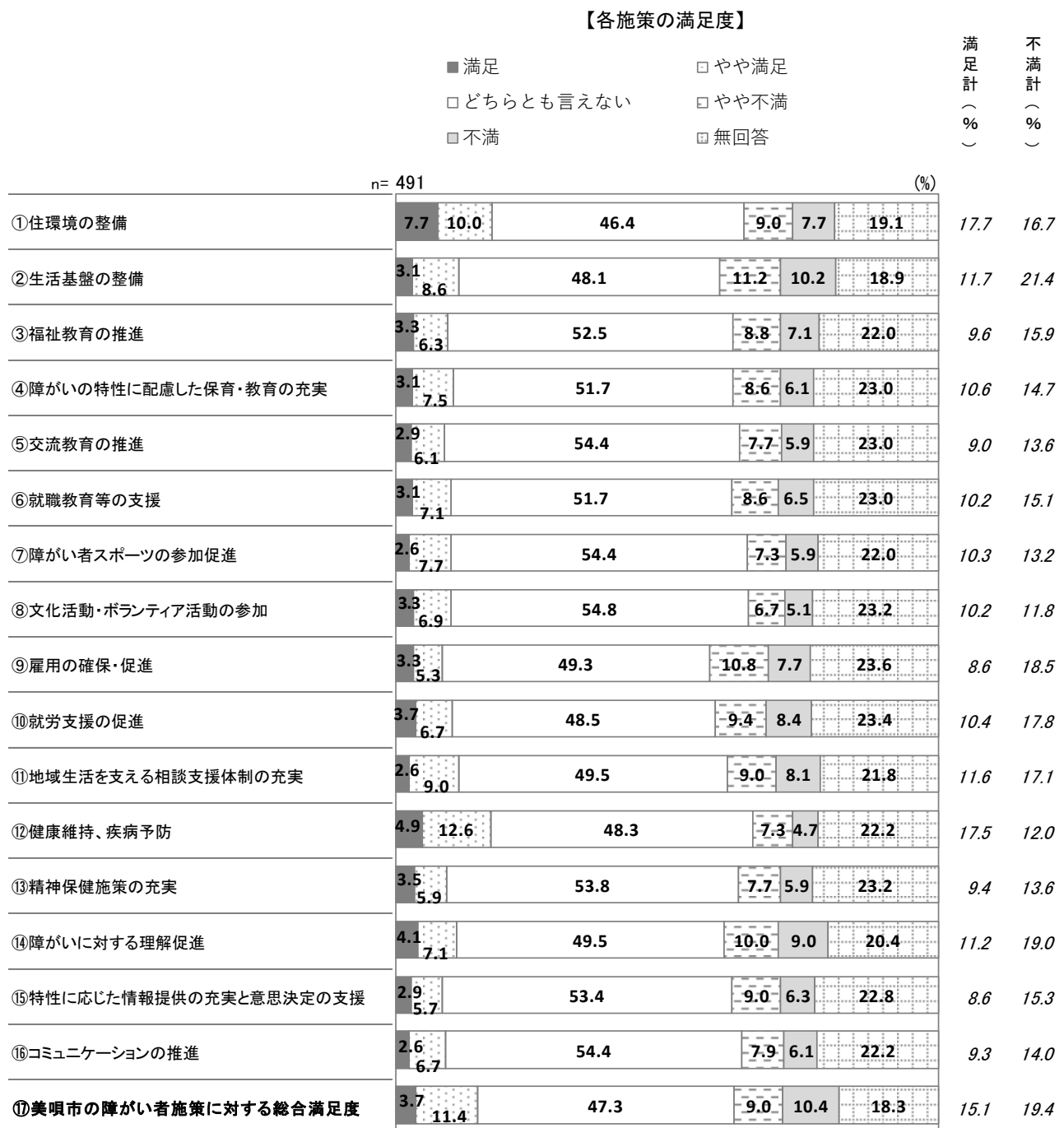
災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」が 48.9%で最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 45.4%となっています。障がい別にみると、精神障がい者では「投薬や治療が受けられない」が 65.2%と他の障がい者に比べ多くなっています。



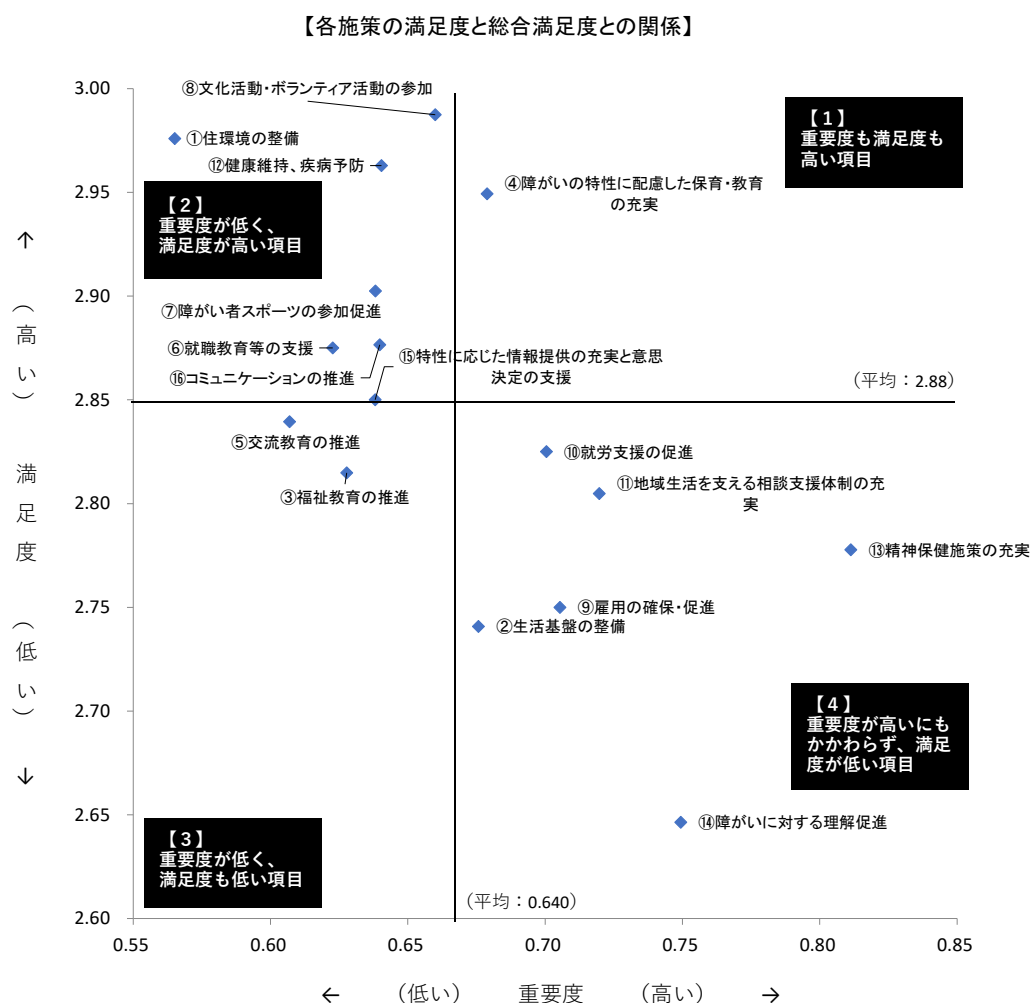
(8) 今後の施策について

各施策の満足度について、「満足」と「やや満足」を合わせた＜満足計＞でみると、“①住環境の整備”が17.7%で最も高く、次いで“⑫健康維持、疾病予防”が17.5%となっています。

一方、「不満」と「やや不満」を合わせた＜不満計＞でみると、“②生活基盤の整備”が21.4%で最も高く、次いで“⑭障がいに対する理解促進”が19.0%、“⑨雇用の確保・促進”が18.5%となっています。



＜各施策に対する満足度＞と＜各施策と総合満足度との関係の強さを示す相関係数＞（ここでは「重要度」と表現）を下記の通り示しました。美唄市の障がい者施策に対する総合的な満足度を向上させるための注力すべき施策に優先順位を想定した場合、下図の右下【4】、特に「⑭障がいに対する理解促進」や「⑬精神保健施策の充実」に注力することが総合的な満足度の底上げになることが推測されます。



n=491

◆各項目の重要度と満足度

項目	重要度	満足度
①住環境の整備	0.565	2.98
②生活基盤の整備	0.676	2.74
③福祉教育の推進	0.628	2.81
④障がいの特性に配慮した保育・教育の充実	0.679	2.95
⑤交流教育の推進	0.607	2.84
⑥就職教育等の支援	0.623	2.88
⑦障がい者スポーツの参加促進	0.638	2.90
⑧文化活動・ボランティア活動の参加	0.660	2.99
⑨雇用の確保・促進	0.705	2.75
⑩就労支援の促進	0.700	2.83
⑪地域生活を支える相談支援体制の充実	0.720	2.80
⑫健康維持・疾病予防	0.640	2.96
⑬精神保健施策の充実	0.811	2.78
⑭障がいに対する理解促進	0.749	2.65
⑮特性に応じた情報提供の充実と意思決定の支援	0.638	2.85
⑯コミュニケーションの推進	0.640	2.88
⑰美唄市の障がい者施策に対する総合満足度		2.87

◆満足度

下記に示した点数を与えた平均点

満足	5点
やや満足	4点
どちらとも言えない	3点
やや不満	2点
不満	1点

◆重要度

⑰の総合満足度と①～⑯の相関係数

⑰総合満足度と①～⑯各項目との関係の強さを示しています。相関係数の解釈は様々ですが、一般的には下記のとおりです。

強い正の相関	0.7～1.0
正の相関	0.4～0.7
弱い正の相関	0.2～0.4
ほとんど相関がない	-0.2～0.2
弱い負の相関	-0.4～-0.2
負の相関	-0.7～-0.4
強い負の相関	-1.0～-0.7

■障害福祉サービスや行政の取組に対する意見・要望（抜粋）

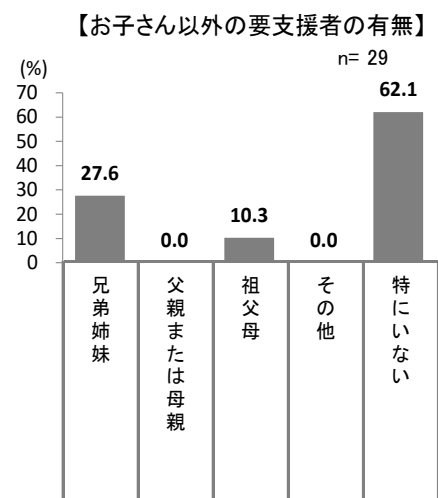
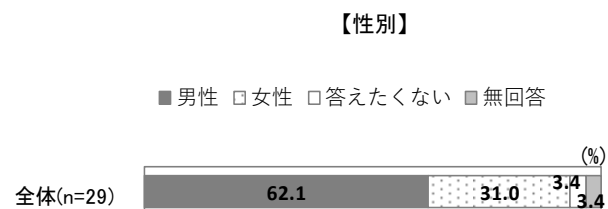
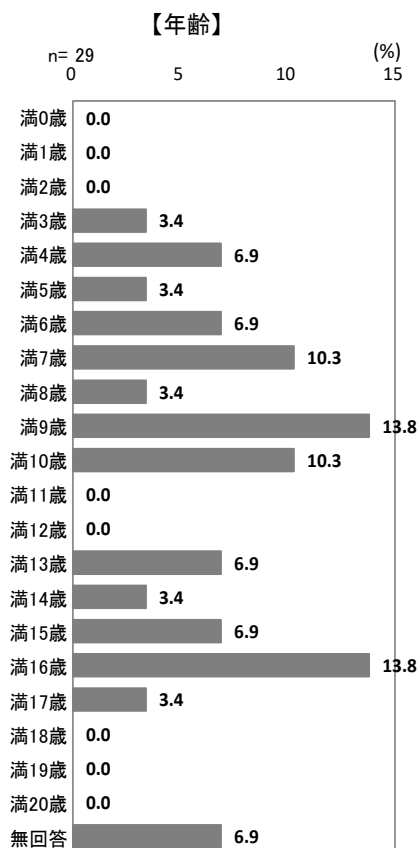
聴覚障害です。災害時の情報収集が一番不安です。例えば広告車などからの呼びかけでは、音が聴こえても内容がわからず、情報収集が他の人より遅れがちになります。平常時は美唄アプリなどで対応できますが、美唄アプリを全員使用しているとは限らないので、災害時の迅速な情報伝達手段があれば安心できると思います。（男性・54歳・身体障害者手帳所持者）
障害者雇用の賃金が少ないので、改善してもらえたらと思います。障害者でも仕事の独立が目指せる支援があるとうれしいです。（男性・41歳・身体障害者手帳所持者）
入院していた時の様なりハビリを受けられる場所があると良いです。以前、美唄のリハビリ施設に行っていましたが高齢者と一緒でリハビリ内容に少し不満もあり理学療法士などいませんでした。障害のある人（私の場合片麻痺）リハビリ出来る場所が欲しいです。（男性・58歳・身体障害者手帳所持者）
精神障害の場合ただの甘えだと思われる事も多く、全く理解されない。見た目では元気そうだと言われる。通常の内科等に行っても発作が出て理解されず、とても苦しい。頭がおかしいと言われる事もあります。人の考えを変える事はむずかしいですが、わかってほしいです。特に内科等の人達。せまい所がダメだと何度も言っているのに入れられる。それから福祉課の対応がとても遅い。最近。（男性・42歳・精神障害者保健福祉手帳所持者）
美唄は雪の多い所なので除雪を考えてほしいと思います。市町村によっては、ブルの後をショベルがついて間口だけは仕末してくれる所があるようです。とくに個人住宅などの人は雪の捨て場で困っている人がたくさんいる様子です。広い土地があると捨て場所にも困らないのですが…（無回答・79歳・身体障害者手帳所持者）
もう少し、就労A、Bでも施設をふやしてもらいたいです。（男性・20歳・療育手帳所持者）
交通のふべん。冬の雪のなげる場所がない。朝一度きたらもう来ない。（除雪）これではこまる（男性・68歳・身体障害者手帳所持者）
交通が不便すぎて困る。市内にA型事業所がなく、岩見沢に通うよりなく、JRも少ないのでそれがよりストレスになる。精神障害なのでJRは割引もない。そもそも健常でも仕事がなくそれにより、うつが悪化したので職がない事もつらい。（男性・39歳・精神障害者保健福祉手帳所持者）
市街地へ外出する時は市民バスを利用しています。ここ数年市民バスは教育委員会のバスを使っています。降車ボタンが無い為に（次降ります！！）と声を出しても発声が恶かったり、運転手さんが気付かない事が多々ありました。いつも凄く緊張して乗っています。聴覚障害者の私だけでなく、高令者の方も同じ思いで乗車している様に思います。改善をお願い致します。（男性・74歳・身体障害者手帳所持者）
車椅子利用している者です。介護タクシーが市内で1台しかないのではなかなか利用できません。もっと台数ふやして欲しいです。よろしく願いいたします。（女性・71歳・身体障害者手帳所持者）
通院、買物などの移動手段が難しい。もう少し移動が楽になったら趣味などしたい事がある。（男性・74歳・身体障害者手帳所持者）
障害者施設の職員が不足しているので、もっとふやしてほしいです。（本人意見）ケガをしてもやすめない。（男性・53歳・身体障害者手帳所持者）
脚が不自由で冬の除雪が困難。間口除雪を5級でもしてもらえるようにしてほしい。（男性・38歳・身体障害者手帳所持者）
都会のようなやさしいサービスをしてほしいです。美唄だとやることが縮小されるのではと心配してます。美唄でおいごとするより都会のほうが充実すると思いますのでぜひしてほしいです。あとは空知管内でいなかだと思うのは、美唄奈井江、砂川、滝川だと思います。都会だと思うのは札幌、旭川、北広島、帯広、岩見沢、オホーツク海側（男性・45歳・精神障害者保健福祉手帳所持者）
・タクシーで通院しているが、これから冬の時期、タクシーがつかまらなくて困ることが発生する（過去に通院できなかったことあり。）愛知県のどこかで通院が終わったあとにT e l で配車を予約し、相乗りで自宅まで乗せてくれるサービスがあるので、（料金はかかります。）美唄もそういうのを始めてみてはどうか？（男性・47歳・身体障害者手帳所持者）

2 障がい児アンケート調査結果

調査の目的	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に当たり、地域における障がいのある人の身体の状態や置かれている環境などを把握し、サービスの利用実態を分析し、計画に反映させることを目的として、アンケート調査を実施しました。
調査対象者	通所支援施設に通っている子ども
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年10月13日～11月6日
調査対象数	77人
回答者数	29人
回答率	37.7%

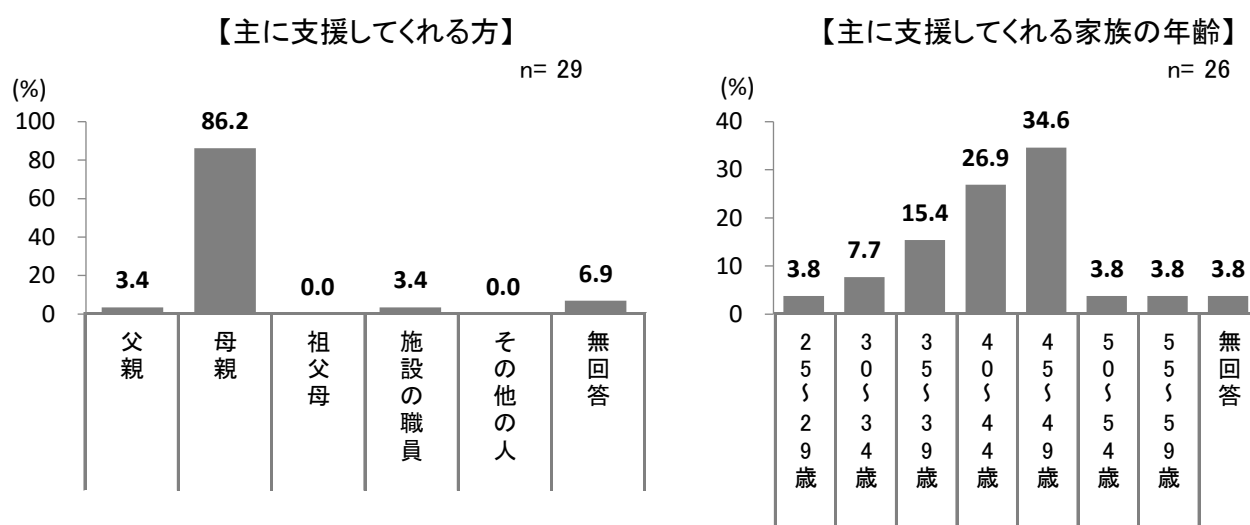
(1) 性別・年齢・家族について

回答者の年齢は、「満9歳」「満16歳」が各々13.8%、次いで「満7歳」「満10歳」が各々10.3%となっています。性別は「男性」が62.1%、「女性」が31.0%となっています。お子さん以外の要支援者の有無に関しては、「兄弟姉妹」が27.6%となっています。

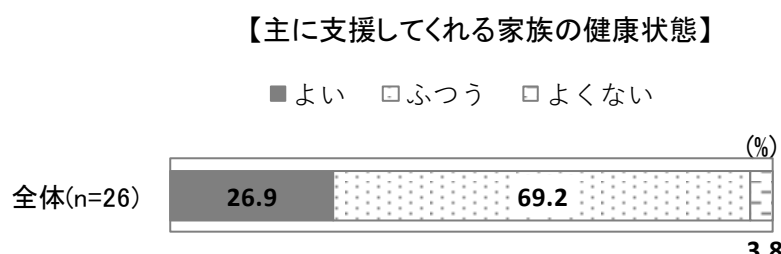
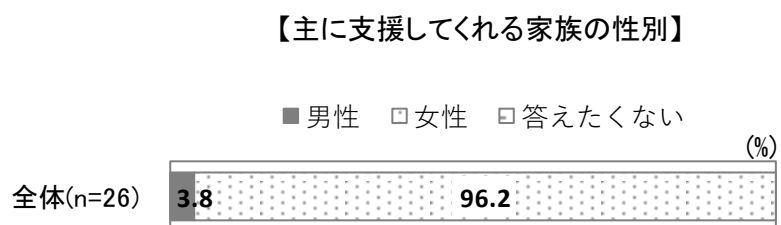


主に支援してくれる方については、「母親」が 86.2%となっています。

主に支援してくれる家族の年齢については、「45～49 歳」が 34.6%で最も多く、次いで「40～44 歳」で 26.9%となっています。

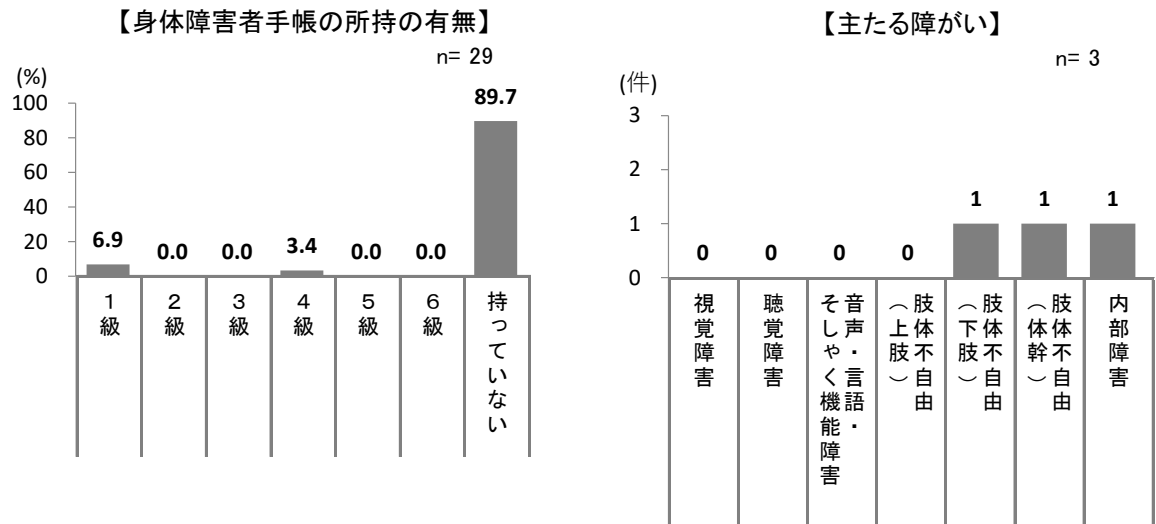


主に支援してくれる家族の性別は「女性」が 96.2%、健康状態は「ふつう」が 69.2%となっています。

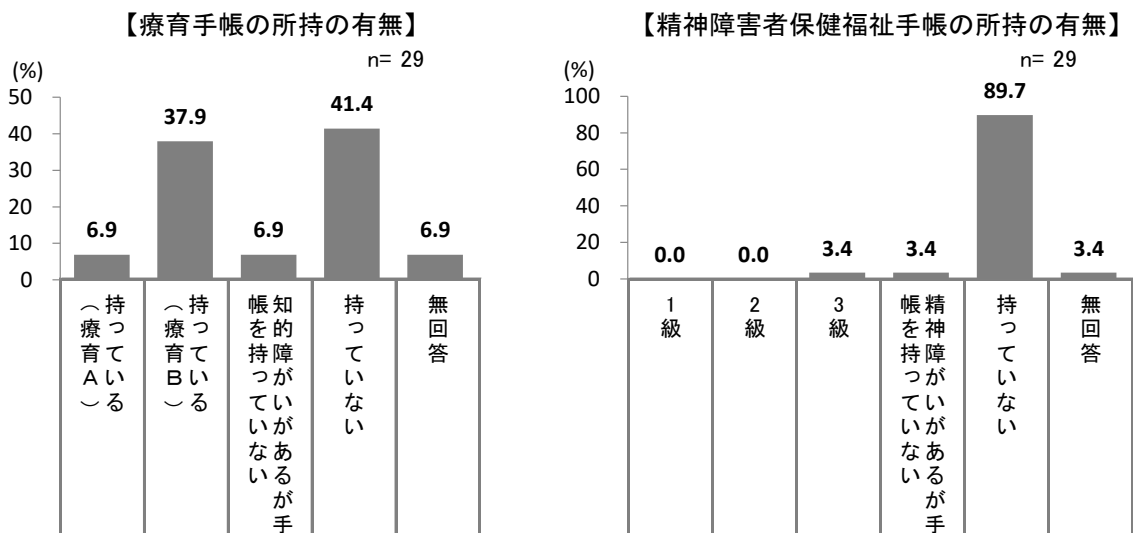


(2) お子さんの障がいの状況について

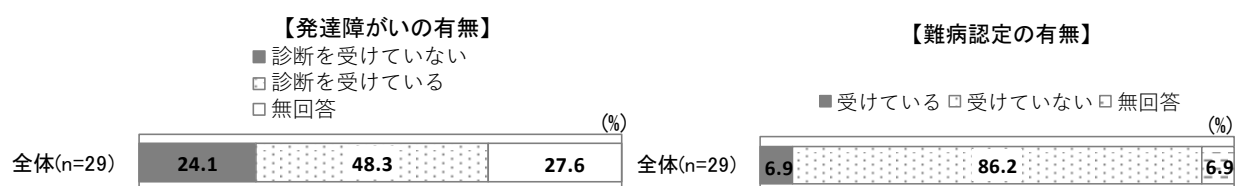
身体障害者手帳の所持については、「持っていない」が 89.7%、所持者の主たる障がいは3名中「肢体不自由（下肢）」「肢体不自由（体幹）」「内部障害」が各1名となっています。



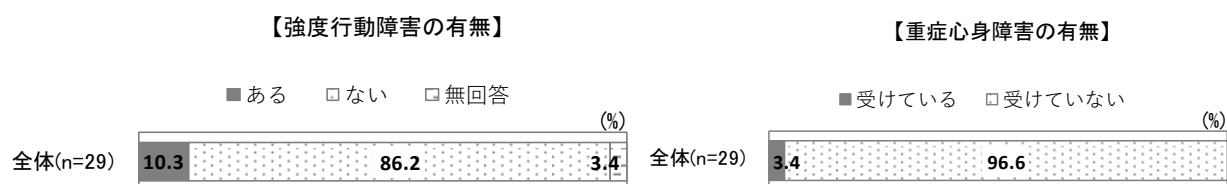
療育手帳所持者は「持っている（療育B）」が 37.9%、「持っている（療育A）」が 6.9%となっています。また、精神障害者保健福祉手帳の所持については「持っていない」が 89.7%となっています。



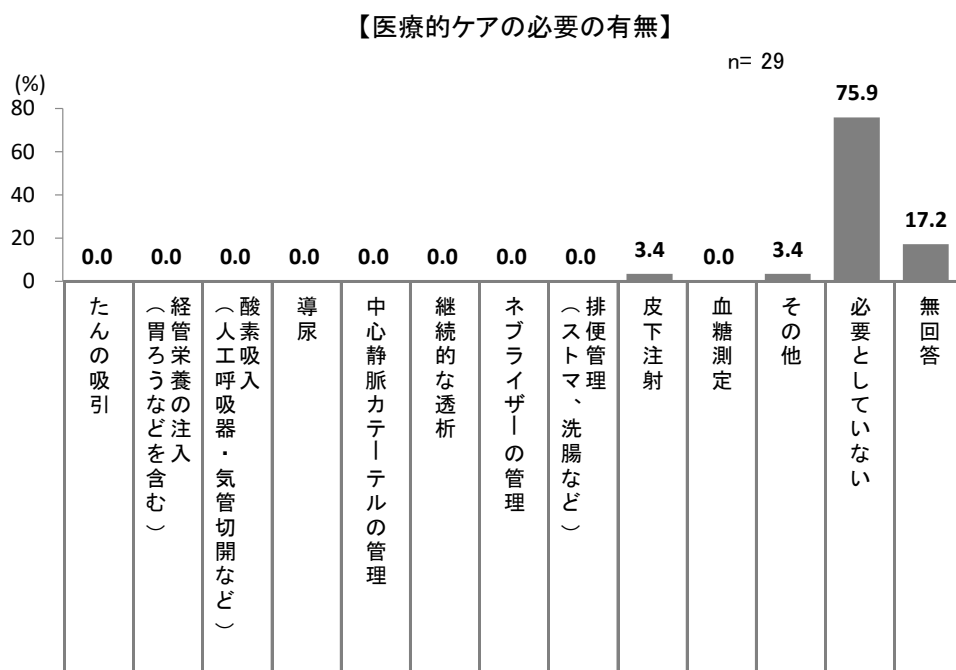
発達障がいの有無に関しては、「診断を受けている」と回答した人は 48.3%、難病認定の有無に関しては、「受けている」が 6.9%となっています。



強度行動障害の有無に関しては「ある」が 10.3%、重症心身障害の有無に関しては「受けている」が 3.4%となっています。

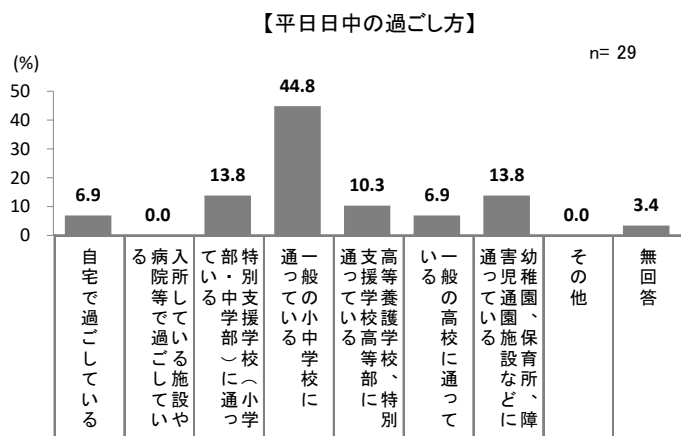


医療的ケアの有無に関しては、「必要としていない」が 75.9%となっています。

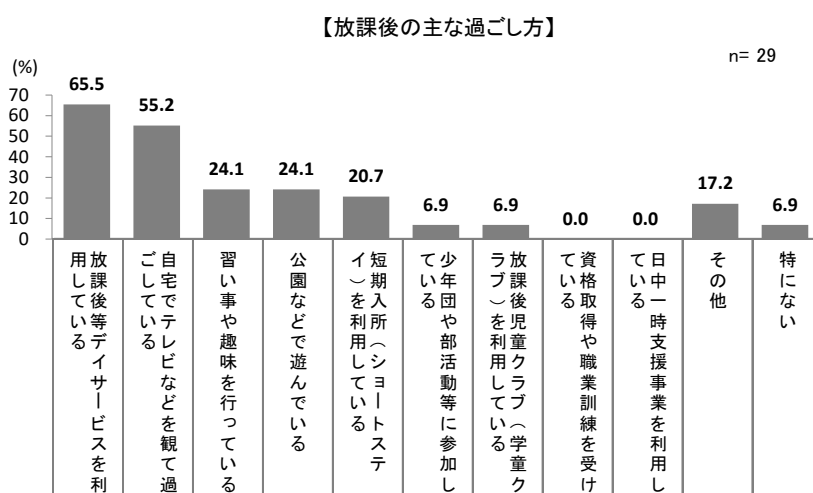


(3) 日中の活動について

平日日中の過ごし方については、「一般の小中学校に通っている」が 44.8%で最も多く、次いで「特別支援学校（小学部・中学部）に通っている」「幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている」が各 13.8%となっています。



放課後の主な過ごし方については、「放課後等デイサービスを利用している」が 65.5%で最も多く、次いで「自宅でテレビなどを観て過ごしている」が 55.2%となっています。



施設等の利用状況については、（オ）障害福祉サービス事業所の利用が 65.5%で最も多く、次いで（ア）図書館・図書室が 31.0%となっています。

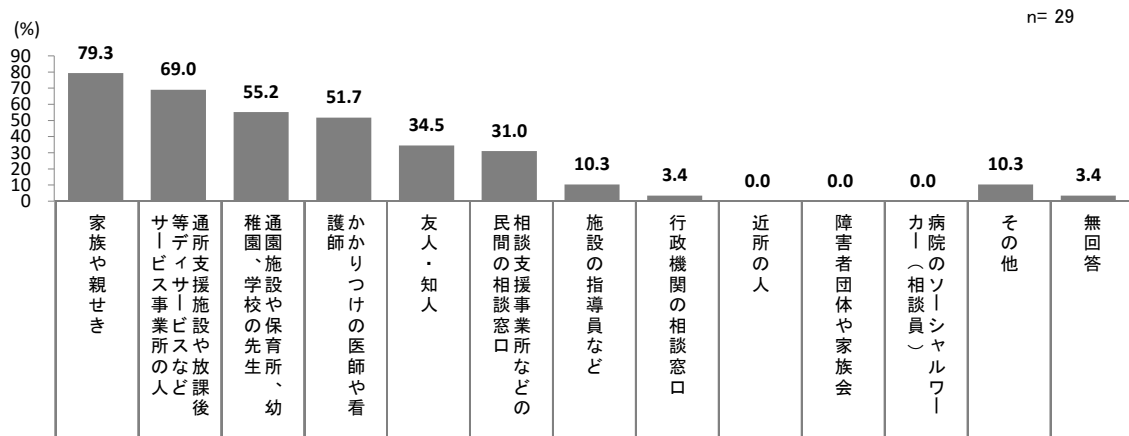
【施設等の利用状況】

	調査数	ある		ない		無回答	ある計 (%)	ない計 (%)
		ほぼ毎日	時々	利用したくてもできない	利用する気がない			
(ア) 図書館・図書室	29	—	31.0	10.3	41.4	17.2	31.0	51.7
(イ) 体育館	29	3.4	17.2	17.2	44.8	17.2	20.6	62.0
(ウ) 塾や習いごとの教室	29	3.4	17.2	24.1	37.9	17.2	20.6	62.0
(エ) 放課後児童クラブ(学童クラブ)	29	6.9	13.8	17.2	48.3	13.8	20.7	65.5
(オ) 障害福祉サービス事業所	29	37.9	27.6	3.4	17.2	13.8	65.5	20.6
(カ) その他	29	—	—	—	17.2	82.8	0.0	17.2

(4) 相談相手について

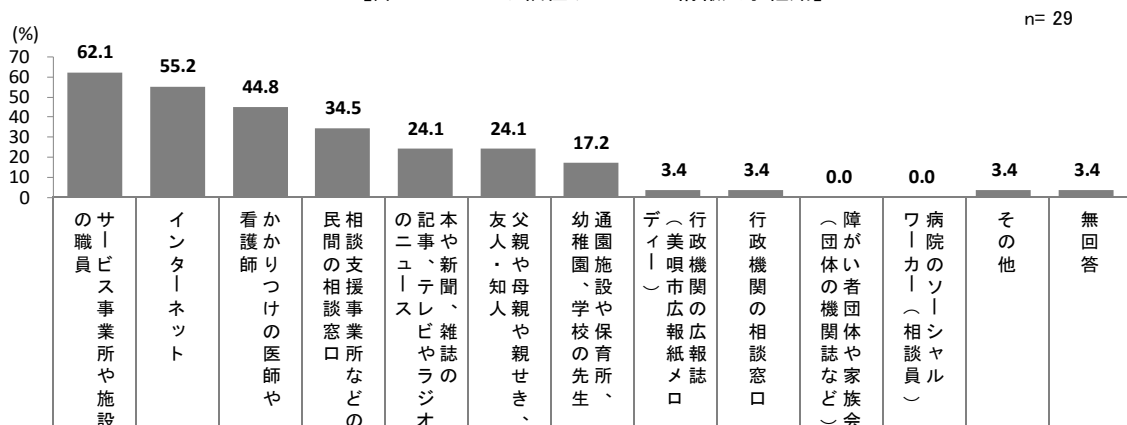
悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」が 79.3%で最も多く、次いで「通所支援施設や放課後等ディサービスなどサービス事業所の人」が 69.0%となっています。

【悩みや困ったことの相談相手】



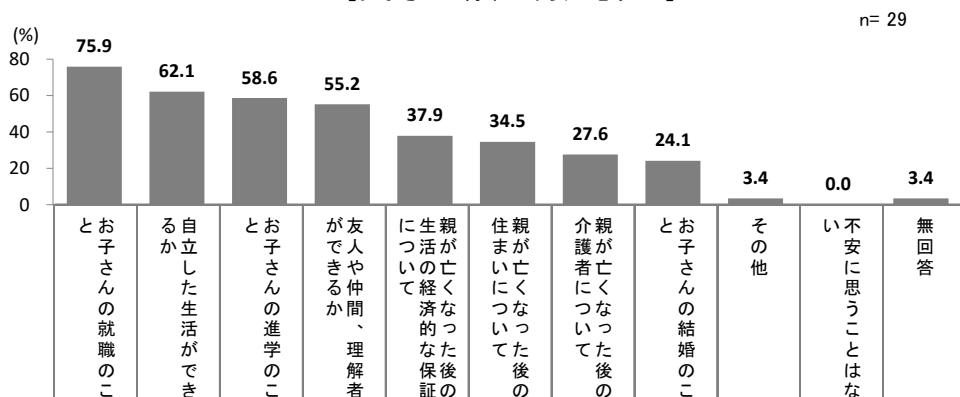
障がいのことや福祉サービスの情報入手経路については、「サービス事業所や施設の職員」が 62.1%で最も多く、次いで「インターネット」が 55.2%となっています。

【障がいのことや福祉サービスの情報入手経路】



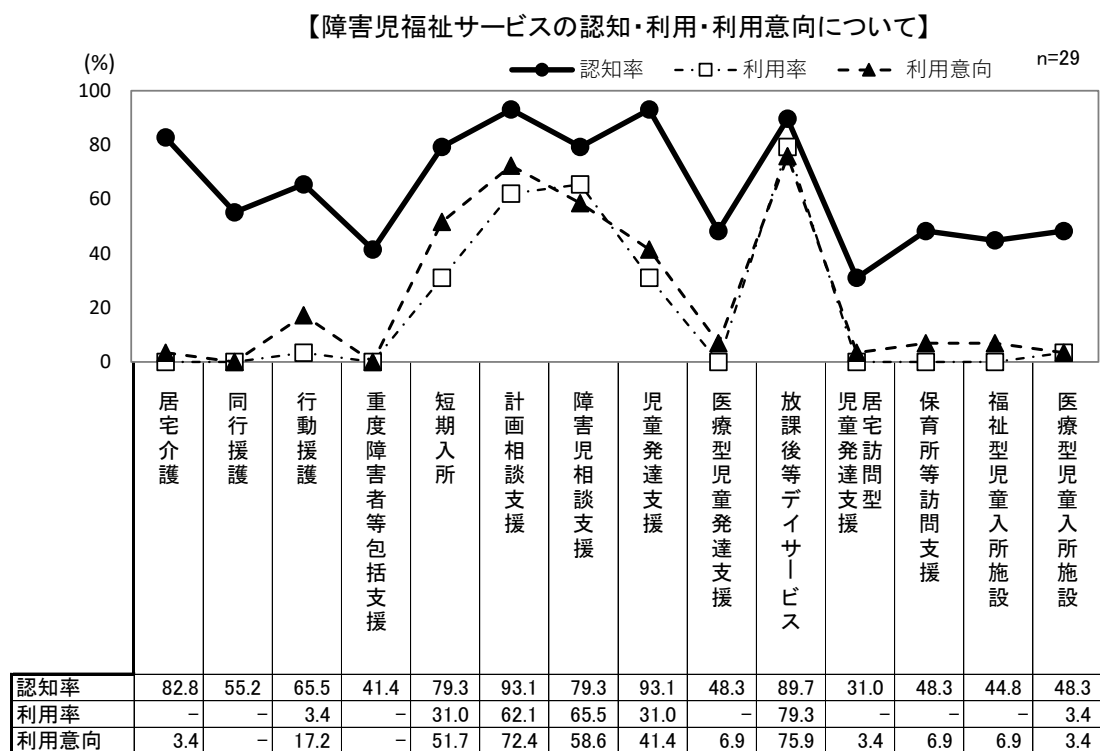
お子さんの将来で不安に思うことについては、「お子さんの就職のこと」が 75.9%で最も多く、次いで「自立した生活ができるか」が 62.1%となっています。

【お子さんの将来で不安に思うこと】



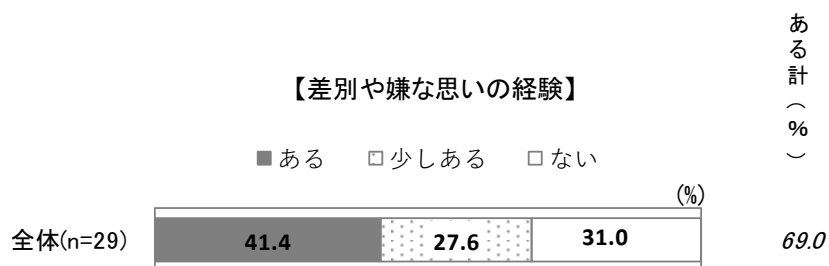
(5) 福祉サービスの利用について

障害福祉サービスの認知率の上位3は、「計画相談支援」「児童発達支援」(各93.1%)、「放課後等デイサービス」(89.7%)となっています。利用率の上位3は、「放課後等デイサービス」(79.3%)、「障害児相談支援」(65.5%)、「計画相談支援」(62.1%)となっています。また、今後の利用意向の上位3は「放課後等デイサービス」(75.9%)、「計画相談支援」(72.4%)、「障害児相談支援」(58.6%)となっています。

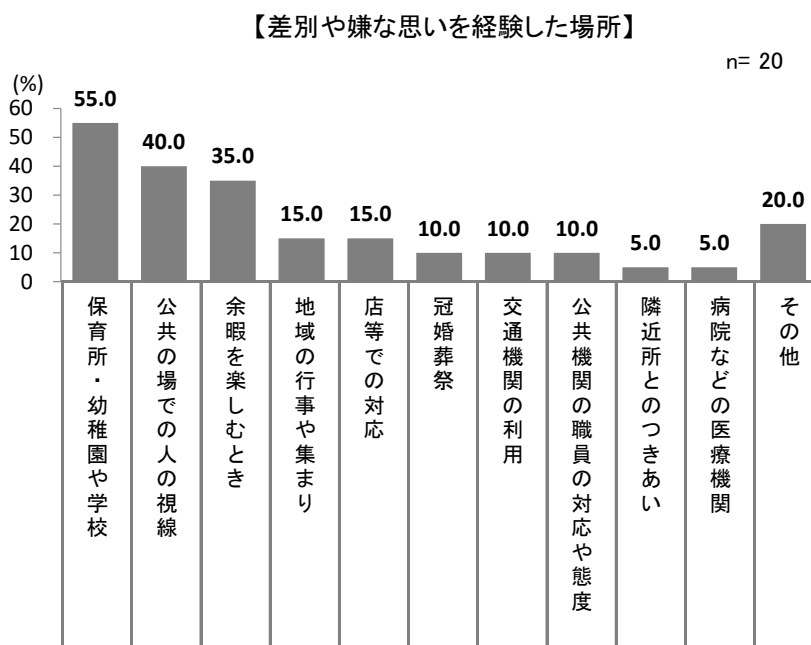


(6) 障がいに対する理解（権利擁護^{※17}）について

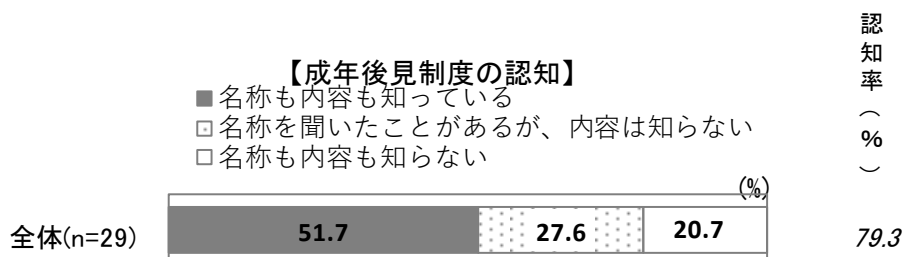
障がいがあることで差別や嫌な思いを経験したことの有無については、「ある」が41.4%、「少しある」が27.6%となっており、合わせた＜ある計＞は69.0%となっています。



差別や嫌な思いを経験した人に、経験した場所について尋ねたところ、「保育所・幼稚園や学校」が55.0%で最も多く、次いで「公共の場での人の視線」が40.0%、「余暇を楽しむとき」が35.0%となっています。

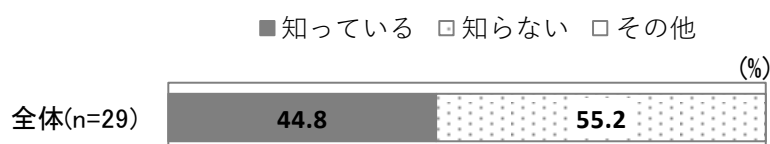


成年後見制度^{※18}の認知については、「名称も内容も知っている」は51.7%、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.6%となっており、合わせた認知率は79.3%となっています。



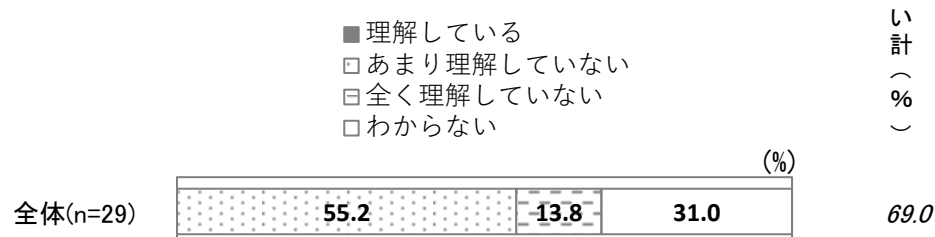
障害者差別解消法の認知については、「知っている」が44.8%、「知らない」が55.2%となっています。

【障害者差別解消法の認知】



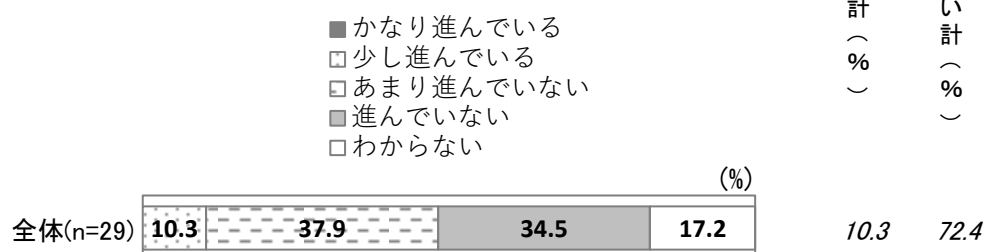
地域の障がいに対する理解については、「理解している」が0.0%、一方「あまり理解していない」は55.2%、「全く理解していない」は13.8%となっており、合わせた＜理解していない計＞は69.0%となっています。

【地域の障がいに対する理解】



「地域における共生」の進み具合については、「かなり進んでいる」が0.0%、「少し進んでいる」が10.3%となっており、合わせた＜進んでいる計＞は10.3%となっています。一方、「あまり進んでいない」は37.9%、「進んでいない」は34.5%となっており、＜進んでいない計＞は72.4%となっています。

【「地域における共生」の進み具合】



(7) 災害時の避難等について

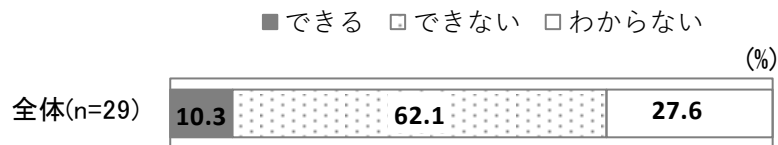
災害時の避難場所の認知については、「知っている」が27.6%、「知らない」が72.4%となっています。

【災害時の避難場所の認知】



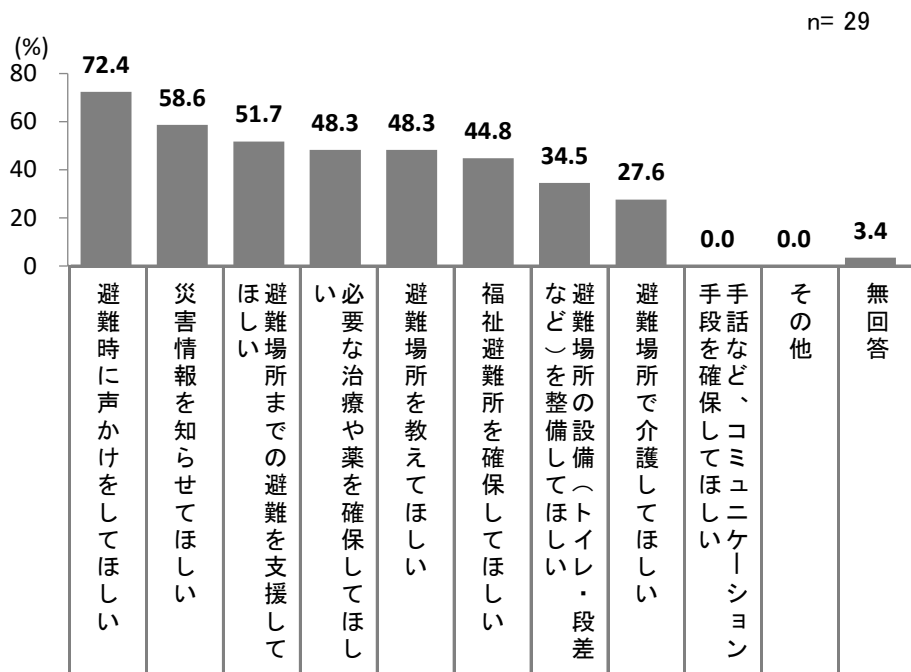
自力による避難の可否については、「できる」が10.3%、「できない」が62.1%となっています。

【自力による避難の可否】



災害時に支援してほしいことについては、「避難時に声かけをしてほしい」が72.4%で最も多く、次いで「災害情報を知らせてほしい」が58.6%となっています。

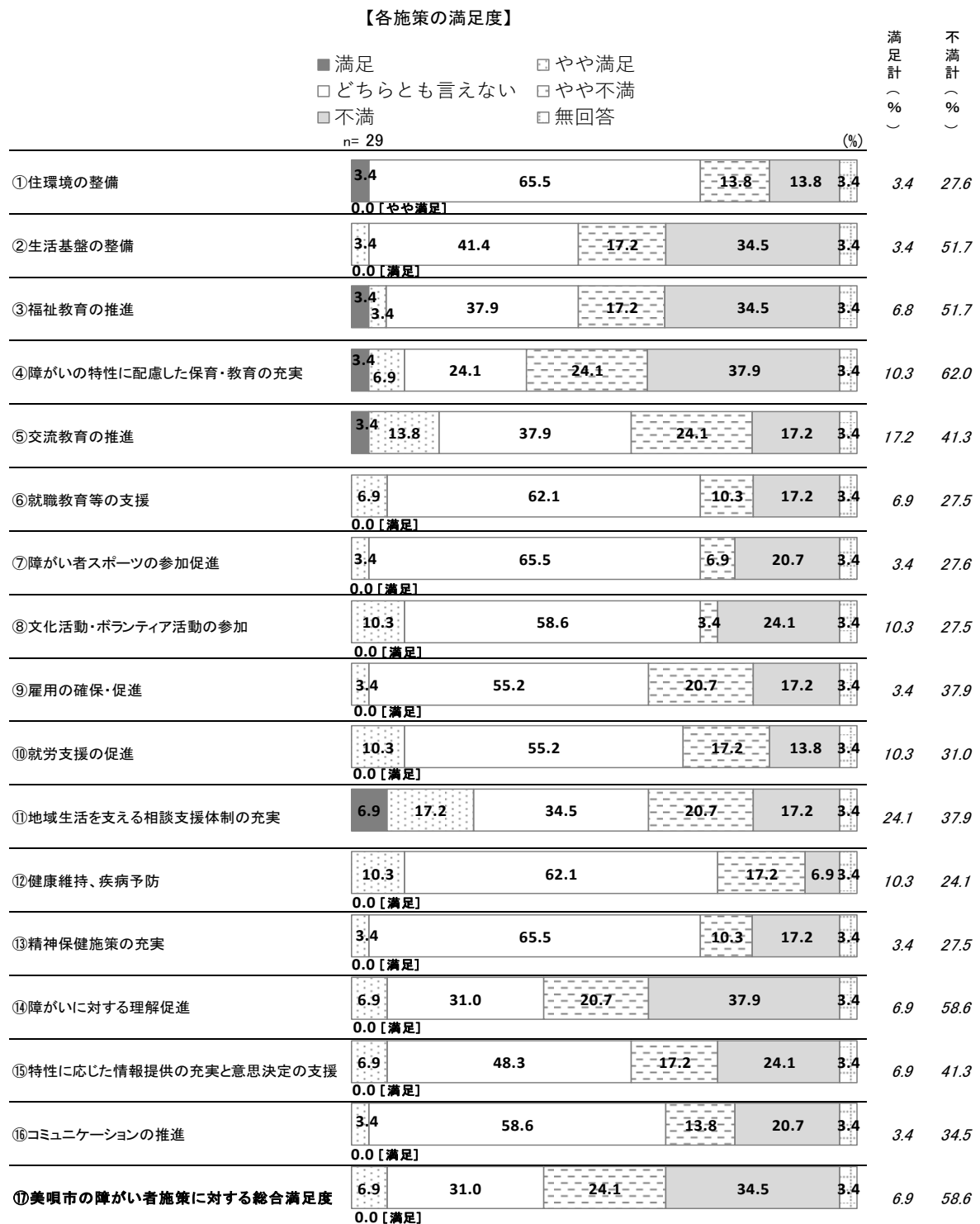
【災害時に支援してほしいこと】



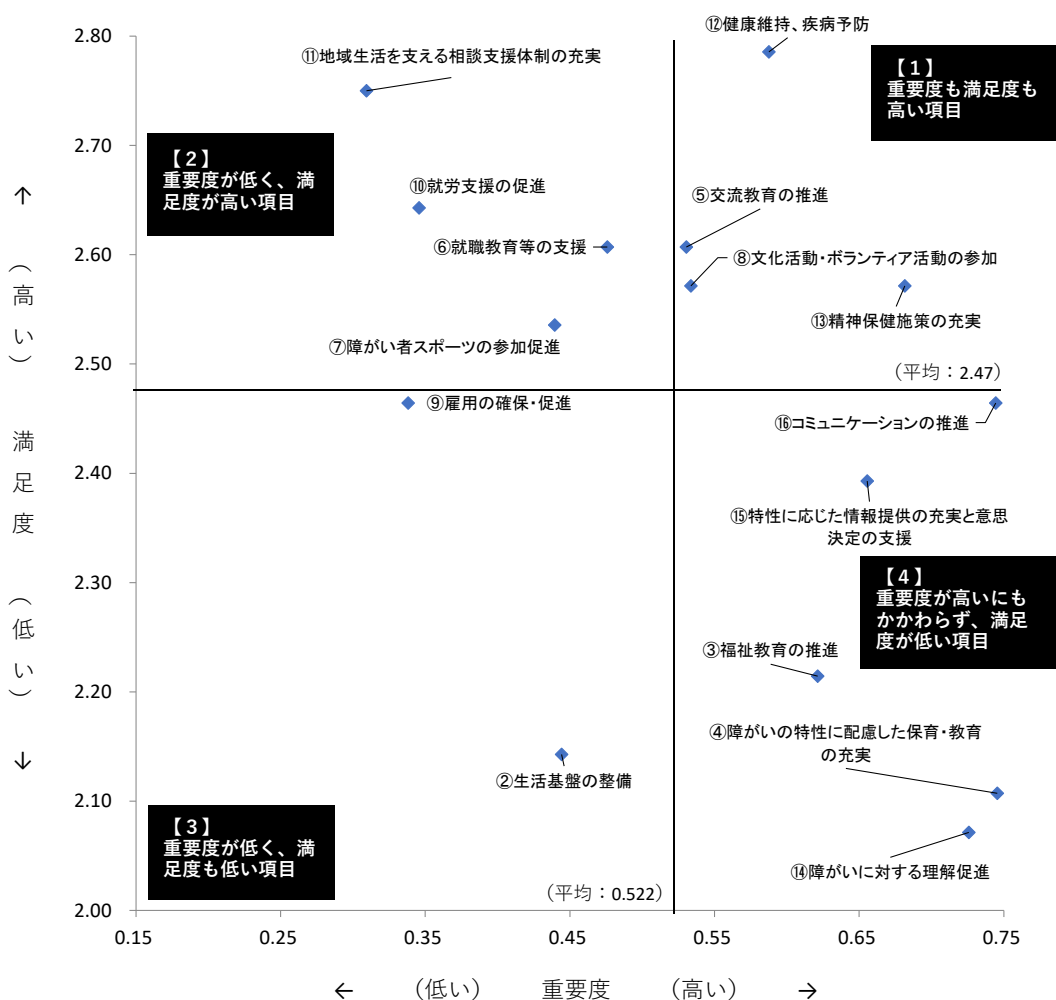
(8) 今後の施策について

各施策の満足度について、「満足」と「やや満足」を合わせた＜満足計＞でみると、“⑪地域生活を支える相談支援体制の充実”が24.1%で最も高く、次いで“⑤交流教育の推進”が17.2%となっています。

一方、「不満」と「やや不満」を合わせた＜不満計＞でみると、“④障がいの特性に配慮した保育・教育の充実”が62.0%で最も高く、次いで“⑭障がいに対する理解促進”が58.6%となっています。



＜各施策に対する満足度＞と＜各施策と総合満足度との関係の強さを示す相関係数＞（ここでは「重要度」と表現）を下記の通り示しました。美唄市の障がい者施策に対する総合的な満足度を向上させるための注力すべき施策に優先順位を想定した場合、下図の右下【4】、特に「④障がいの特性に配慮した保育・教育の充実」や「⑭障がいに対する理解促進」に注力することが総合的な満足度の底上げになることが推測されます。



n=29

◆各項目の重要度と満足度

項目	重要度	満足度
①住環境の整備	0.174	2.64
②生活基盤の整備	0.444	2.14
③福祉教育の推進	0.621	2.21
④障がいの特性に配慮した保育・教育の充実	0.746	2.11
⑤交流教育の推進	0.531	2.61
⑥就職教育等の支援	0.476	2.61
⑦障がい者スポーツの参加促進	0.439	2.54
⑧文化活動・ボランティア活動の参加	0.534	2.57
⑨雇用の確保・促進	0.338	2.46
⑩就労支援の促進	0.346	2.64
⑪地域生活を支える相談支援体制の充実	0.309	2.75
⑫健康維持、疾病予防	0.588	2.79
⑬精神保健施策の充実	0.682	2.57
⑭障がいに対する理解促進	0.726	2.07
⑮特性に応じた情報提供の充実と意思決定の支援	0.656	2.39
⑯コミュニケーションの推進	0.745	2.46
⑰美唄市の障がい者施策に対する総合満足度		2.11

◆満足度

下記に示した点数を与えた平均点

満足	5点
やや満足	4点
どちらとも言えない	3点
やや不満	2点
不満	1点

◆重要度

⑰の総合満足度と①～⑯の相関係数

⑰総合満足度と①～⑯各項目との関係の強さを示しています。相関係数の解釈は様々ですが、一般的には下記のとおりです。

強い正の相関	0.7～1.0
正の相関	0.4～0.7
弱い正の相関	0.2～0.4
ほとんど相関がない	-0.2～0.2
弱い負の相関	-0.4～-0.2
負の相関	-0.7～-0.4
強い負の相関	-1.0～-0.7

■障害福祉サービスや行政の取組に対する意見・要望（抜粋）

児童発達支援への市の理解が低すぎる。（男性・15歳・療育手帳所持者/精神障害者保健福祉手帳所持者）
利用するために診断書や発達検査の結果の提出を求められるが医師は不要と書いてもらえないこともある。かかりつけ医と直接やりとりして欲しいです。何度も病院に行かなければならず、親も子供も負担になると感じました。（男性・9歳・手帳所持の回答なし）
障がい者スポーツを身近に取り入れてほしい。障がい者スポーツクラブなどの組織があれば取り組む機会が増えて、健康の増進につながる。（男性・10歳・手帳所持の回答なし）
幼児期からてらん広場で専門家に療育的関わりをしてもらえ、適切な福祉サービスへつなげてもらう事ができたおかげで、今「福祉サービスからの卒業」が将来の展望として見えてきていると思います。行政の市町村こども発達支援センターとしての役割のおかげと感謝しております。現在てらん広場には、子育て相談をされる保育士の方はおられますが、発達の相談支援ができる専門職は言語聴覚士の退職を機に不在の状態が続いています。早急に専門職の配置等をして頂き、美唄市の障がい児の未来が良い方向に変化する、場合によっては福祉サービスを受けずに自立して生活していけるための将来への投資をして頂けたらと思います。マ〜チのように市内の放デイが閉所していかない様、行政は経営者等から現状を直接把握し、支援をして子ども達の居場所を確保してほしい。（男性・10歳・手帳所持の回答なし）
・放課後デイサービスマ〜チ閉鎖に伴い、市外のデイサービスを利用する事になったので市内に通えるデイサービスがほしい。・母子通園の集団療育が無くなり民間デイサービスへという市の方針かも知れないが、以前は集団療育を受けられていた困り感のある子が療育を受けられないもしくは声をかけてもらえなくなった。本来はてらんから民間へつなげていくべきところ、いきなり民間だとハードルが高すぎる。療育の入口が狭すぎて相談もしにくい。受入れ場所もないので多少の困り感のある子はスルーされている。小学校入学後、大変な事になっている。市全体で早期療育の見直しを行ってほしい。（男性・無回答・療育手帳所持者）
課税世帯でも受けられるサービスを増やしてほしい。（女性・4歳・身体障害者手帳所持者）
・今年8月マ〜チ閉所があり、大変な思いをした家庭が多かったと聞いています。市内放デイが経営難、人材不足で美唄市から撤退する事が続けば子ども達の行き場が無くなってしまわないかと危機感を覚えます。行政からの放デイへの支援を考えて頂きたいです。・現在、てらん広場に子どもの発達支援のできる専門家が不在なのは、美唄市の発達に課題のある子どもの未来を閉ざす事だと感じます。将来への投資として、市内幼保の保護者の支援としても、専門職配置を考えて頂きたいです。（女性・13歳・療育手帳所持者）
権利、差別、虐待防止、全て国の取組は遅い。地域社会共生と聞こえの良い言葉だけが先に出てくるが、実態はひどい。本人や支援者の声をきちんと反映してほしい。（女性・10歳・身体障害者手帳所持者）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

＜障がい福祉計画＞

①障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

誰でも自分の生き方や生活のあり方について自分で選び、決定し、それを実現することが尊重される社会を目指し、意思能力が低下した後でも、残された能力を活かし、本人が決定することを尊重するためには、自ら意思決定することに困難を抱える障がい者へ、日常生活や社会生活に関して可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援し、自立と社会参加が実現できる共生社会の取組を行います。

②市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者についても障がい福祉サービス等の対象に含まれることを引き続き周知するとともに、障がいのある人がその種別にかかわらず、必要な障がい福祉サービスをできる限り利用することができるようサービス提供体制の充実を図ります。

③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、入院や施設入所からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用するとともに、地域生活支援の拠点づくりをはじめとした障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を推進します。

④地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

⑤障がい福祉の人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障がい福祉事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していきます

⑥障がい者の社会参加を支える取組

就職を希望する障がい者や在職中の障がい者の抱える課題に対して、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行い、障がい者の社会参加を支えます。

その他、文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

＜障がい児福祉計画＞

障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育ちを支援することが必要です。そのため、障がい児及びその家族に対し、地域共生社会の実現に向け、地域の実態等を踏まえながら、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できる包括的な支援体制及び障がい児のライフステージ^{※8}に沿った保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い支援を提供する体制の構築を図ります。

また、障がい児が地域の保育や教育等の支援を利用しながら、障がいの有無にかかわらず同じ一人の子どもとして共に成長できるよう、障がい児支援を通じてノーマライゼーションの実現に向けた地域社会との交流・参加を推進します。

こうした障がい福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施や多職種間の連携推進のほか、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係機関が協力して取り組むことが重要です。

2 基本目標

①理解と共感の充実～差別解消と虐待防止、権利擁護の推進～

差別解消と虐待防止、権利の擁護を目的として、啓発と広報活動に取り組みます。

②生活の充実～適切な支援を受けられる、障がい者にやさしいまちづくり～

適切な支援を受けられる、障がい者にやさしいまちづくりを目指し、生活支援・生活環境の整備に取り組みます。

③教育と社会参加の充実～障がい児支援と自立の促進～

障がい児の教育支援、障がい者(児)の自立と社会参加の促進を目的として、教育・交流、スポーツ・文化活動促進、雇用・就業における活動を取り組みます。

④安心と安全の充実～保健・医療と情報発信の推進～

誰もが安心して安全に暮らせるよう、保健・医療、情報・コミュニケーションにおける活動を取り組みます。

3 施策の方向

＜障がい福祉計画＞

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするためには、相談体制やサービス体制の構築が必要であり、また、共に生活する地域住民の理解や協力が必要となります。

このような視点に立ち、本人や家族が希望する暮らしの実現や能力・適正に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進するため、美唄市地域福祉計画を基本として市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら、第4章の障がい者基本計画の取組について関係機関との連携・協働により、地域で安心して暮らせる社会づくりを進めます。

また、「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に係る基本指針」に基づき、令和8年度末に向けての数値目標を設定し、障がい者が自立して地域生活へ移行できるよう、地域の実情やニーズを把握しつつ、必要とするサービス提供体制について、北海道や近隣自治体との圏域調整を図りながら支援の取組を進めます。

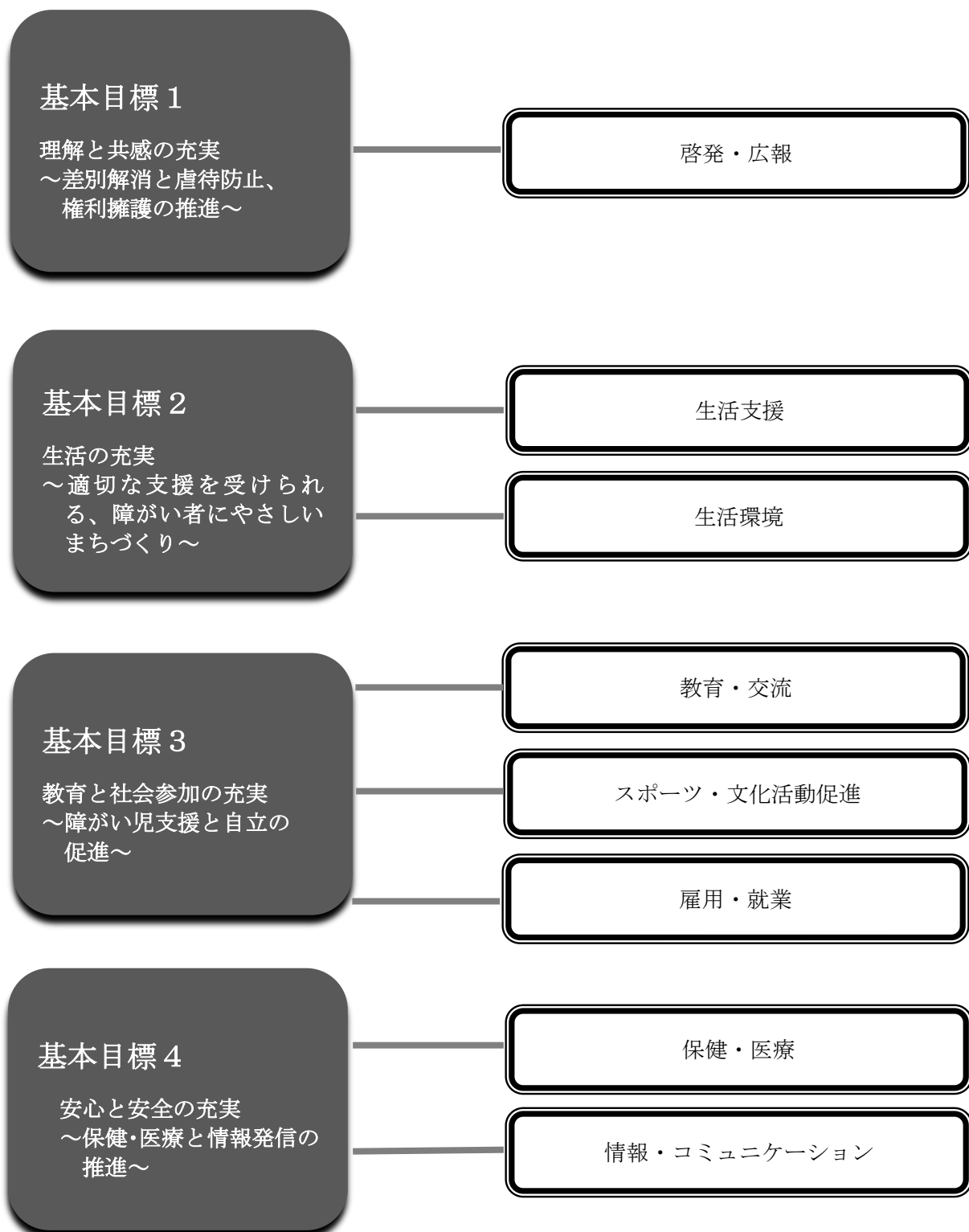
＜障がい児計画＞

発達支援を必要とする乳幼児への支援の充実に当たっては、乳幼児健診をはじめとする母子保健事業を通じて早期療育に努め、「気になる」段階から、発達に応じた適切な支援に取り組みます。また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの家族に対する支援体制の充実を図ることや、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要であり、限られた地域資源を生かしつつ、広域的な連携を図るよう努めます。

障がいのある子どもやその保護者への早期からの教育相談や支援体制の充実を図るため、保健・福祉担当課と教育委員会、児童発達支援センター(美唄市こども療育広場)や関係事業所、教育機関等と連携した取組を実施します。

相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担うことから、質の確保及びその向上を図ります。

4 計画の体系



第4章 障がい者基本計画

障がい者基本計画は、障がい者のための施策に関する基本的な方向を示すもので、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者基本計画）」です。

第4章の障がい福祉計画においても、当障がい者基本計画との整合性を図り見直しを行ってきたことから、前期計画内容を基本的に継続するとともに、一人一人の命の重さは障がいの有無によって変わるものではないという当たり前の価値観を市民全体で共有できる社会の実現を目指すものです。

今後も、障がい者に対する施策を推進するためには、市などの関係機関のみならず「美唄市福祉のまちづくり条例」に基づく「美唄市地域福祉計画」を基本として、事業者や地域、更には障がい当事者やその家族においても、地域生活を行う上でそれぞれの役割を担いながら、一人一人が個性ある人間として尊重され、地域において、安心して暮らせる体制づくりを進める必要があります。

第1節 啓発・広報

【現状と課題】

誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う共生社会を実現するため、障がいを理由とした差別をなくすことを目指し「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行され、これまで障がいを理由とする差別を解消する施策及び合理的配慮を推進してきましたが、令和6年4月に改正されることとなり、努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供が義務化され、障がいのある人と事業者との対話による解決策の検討が重要となってきます。障がい者の方を対象にしたアンケート調査では、「障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか」の問いに対して「ない」が53%と、「ある・少しある」の35%を上回っています。一方、障がい児の方を対象にしたアンケート調査では、「障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか」の問いに対して「ない」が31%と、「ある・少しある」の69%を下回っています。

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民理解を深め、誰もが障がい者への手助けが自然に行えることのできる「心のバリアフリー」※2の推進を図ることをめざすため、「障害者基本法」に定められた障がい者週間※3における各種行事を中心に、市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層への啓発活動を実施し、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できる地域福祉活動を推進します。

【今後の取組】

（1）啓発活動

- ・ 「障がい者週間」※3 など、障がい者問題への意識の高揚を図るため、様々な機会を通じて広報活動を推進します。
- ・ 市広報紙「メロディー」の活用を進め、それぞれの地域活動の事業への取組や活動状況について広報活動を推進します。

- ・ 「障がい」と「障がい者」に対する理解を深めるため、障がい者理解促進研修・啓発事業において、保健・福祉講座や講演会等を開催するほか、障がい者団体や職域団体等が開催する講演会等を支援します。
- ・ 障害者総合支援法や障がい者に関する制度の変更について、当事者等への周知方法の拡大を図るため、障がい福祉の案内(各種制度について)を継続作成するほか、障害者虐待防止法や障害者優先調達推進法など市ホームページ等を活用し、市民周知を図ります。
- ・ 障害者差別解消法でも定めているとおり、障がい者自身も、地域生活の充実を図るため、障がいや合理的配慮についての理解を深めてもらうための啓発を行うよう意識改革を進めます。
- ・ 見えない障がいや伝えられない障がいをより理解し、支援者と被支援者をつなぐため、「ヘルプマーク」^{※4}や「ヘルプカード」^{※5}の普及に努めます。
- ・ 「障害者差別解消法」における法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会^{※6}の取組により、障がい者に対する差別や偏見の解消に努めます。

（２）地域福祉活動の推進

- ・ 地域のボランティア活動を促進するため、地域リーダーの育成や組織化について支援するほか、社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携を図りボランティア活動の取組を推進します。
- ・ 住民による地域課題の解決に向けた自発的な活動や地域の連帯における取組について、社会福祉協議会、町内会、民生児童委員、集落支援員などと協働して支援します。また、地域福祉活動のモデルとなるような取組については、地域福祉推進大会において周知します。
- ・ 美唄市地域福祉計画を推進する「市民ささえあい推進委員会」^{※7}の活動を中心に、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合って暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。このため「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として取り組むことができるよう支援するとともに、暮らしと仕事を「丸ごと」支える総合相談支援の体制整備を推進します。

第２節 生活支援

【現状と課題】

障がいがあっても住み慣れた地域で生活を続けていく上で、自らのライフステージ^{※8}に応じて必要なサービスを選択できること、そのための身近な相談から専門的な相談まで対応できる相談体制の確保など、自立や社会参加をしようとする意識が高まっている中、一人一人が安心した地域生活を継続することができるよう、障がい者の生活を支える福祉サービスの充実を図ります。また、知的・精神障がいのある方や、認知症高齢者など判断能力が不十分な方が増える一方で、それを補ってきた親族関係者が少なくなりつつあります。日常生活を送る上で契約等の法律行為が求められることがありますが、意思決定が困難な人が増えており、自己決定権の尊重や意思決定支援に対する支援強化を行います。

【今後の取組】

（１）相談支援体制の確保

- ・ 地域の民生児童委員、精神障がい者家族会による相談業務、社会福祉協議会による「こころの健康相談」などの取組により、継続して支援体制を確保します。
- ・ 北海道立心身障害者総合相談所や保健所などの専門機関等との連携により、専門的な相談に対応できる体制の確保に努めます。
- ・ 日常生活全般における相談や支援、助言と援助などを目的とした「障害者相談支援事業」において、障がいに関する総合相談窓口である「基幹相談支援センター^{※28}」を中心に、専門職による相談支援体制の充実と維持を図ります。
- ・ 障がいのある方が希望する地域で安心して生活できるよう地域の相談体制を構築するため、北海道から広域相談支援体制整備事業^{※9}の委託を受けている事業者と連携し、相談支援事業の充実を図ります。また、障がいのある方の多様なニーズにきめ細かく対応するため、美唄市障がい者地域自立支援協議会^{※10}において地域の関係機関とのネットワークの質を高めていきます。
- ・ 相談支援従事者(相談支援専門員、サービス管理責任者)養成のためのケアマネジメント^{※11} 研修、職場外研修^{※12} などを活用し、質の向上を目的とした人材の育成と人材の確保に努めます。
- ・ 利用者本人(児においては家族)の意思決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を実現するため、相談援助の展開過程^{※13} の徹底化を図り、相談援助の質を高めます。

（２）住まいの基盤整備の充実

- ・ 障がい者が円滑に地域移行できるよう、グループホームなどについて事業者との協力の下、計画的な整備を促進します。

（３）適切な日中活動サービスの充実

- ・ 地域生活への移行や能力・適性に応じた就労のため、自立訓練や就労継続支援等の日中活動の場の整備について、事業者や関係機関等との連携により充実が図られるよう支援します。
- ・ 日中活動及び地域交流の場として、地域活動支援センター^{※14} など、障がい者本人がつどえる場の提供活動に対する支援など、関係機関等との連携を図ります。

（４）地域生活を支えるサービス基盤の充実

- ・ 地域での生活に必要な移動支援として、市は福祉タクシーの料金助成や高齢者等移送サービス、市内タクシー事業者も独自に手帳所持者に対する割引制度を実施しているほか、福祉有償運送運営協議会^{※15} の運営など移動支援の充実を進めています。また、市内ろうあ者が市外でのコミュニケーション機会の確保のための支援の拡大、視覚障がい者の外出機会の確保や移動・コミュニケーション支援の拡大と地域生活支援事業の充実を図ります。
- ・ 障がい者や高齢者などにやさしい公共施設のバリアフリー^{※16} 化や多機能トイレ設置などについて、今後も施設改修などに合わせ整備するよう努めます。

- ・ 障がいの有無を問わず、高齢者から子どもまで地域で安心して暮らすことができるよう、社会福祉協議会や関係団体との連携により住民同士の支え合いやその仕組みづくりを進めるなど、地域福祉事業の推進に努めます。
- ・ 障がい等の重度化、障がい者の高齢化や「親亡き後」の生活に備えるとともに精神障がい者等の施設入所や病院からの地域移行の促進を図るため、地域自立支援協議会や関係機関と協議し、地域生活支援拠点等の整備に努めます。

（５）権利擁護^{※17} の推進

- ・ 判断能力が不十分な方の生命・身体・自由・財産等の権利を擁護するため、成年後見制度^{※18} の利用を促進し、日常の生活を送ることに不安や困難がある人に代わって、本人の権利・尊厳を守り、自己決定の尊重と意思決定支援に対する共生社会への取組を進めます。
- ・ 財産管理や必要なサービス利用の手続き(契約)を自ら行うことが困難な方や、虐待を受けている方などの早期発見に努め、速やかに適切な支援に繋がるよう関係機関による地域連携ネットワークの構築を図ります。
- ・ 美唄市成年後見支援センターを地域連携ネットワークに必要な関係団体等のコーディネートを行う中核機関に位置付け、広報機能、相談機能、成年後見制度^{※18}利用促進機能、後見人支援機能を併せ持った運営体制の維持に努めます。
- ・ 社会情勢等の変化から後見人の需要も一層高まっていくと予想されますが、親族や専門職だけですべてをまかなうことは難しく、今後の後見の需要増に対応するため、新たな後見の担い手として、市民後見人の活用が期待されることから、社会福祉協議会における市民後見人養成講座を通じた市民後見人の育成や制度の周知及び理解等の促進など、行政と社会福祉協議会の協力体制の下、制度の推進に努めます。
- ・ 成年後見制度^{※18} は、判断能力が不十分な方の財産管理のほか、意思決定支援や身上保護等といった福祉的な観点で日常生活に欠かせない自己決定に関する支援が受けられるなど、利用者のメリットが実感できる制度の運用に努めます。また、成年後見制度^{※18} の利用には費用負担が生じることから、費用助成による利用促進を図ります。

第３節 生活環境

【現状と課題】

障がい者が、不便なく日常生活を送れるように、障がいの特性に配慮した住まいのバリアフリー化を推進する必要があります。

本市では、介助を必要とする障がい者や高齢者などが生活しやすいように住宅を改修するための、「美唄市住宅バリアフリー^{※16}改修促進助成事業」を実施しており、在宅生活を支援するため、住宅のバリアフリー^{※16}化や手すり・スロープ等の日常生活用具給付事業を周知するとともに充実を図ります。

また、地震や台風、豪雨、豪雪等の自然災害が発生しても地域で安心して生活を送るには、災害が発生した際に、災害関連情報の伝達や避難誘導を迅速かつ的確に行い、被災の影響を最小限度にとどめることが重要です。さらに、避難場所のバリアフリー^{※16}化や、障がい者、高齢者、子ども、妊産婦、難病患者などへの配慮と支援が必要です。

近年、悪質な訪問販売や電話勧誘などの悪徳商法の手口が巧妙化し、消費者被害を伴うトラブルが増加し、振り込め詐欺等の特殊詐欺事件も後を絶ちません。このため、地域の安全・安心の確保に向け、犯罪に対する市民の意識や知識を高めるため、警察をはじめとする関係機関、地域住民、団体などと緊密に連携し、地域における防犯活動を推進する必要があります。

【今後の取組】

（１）住環境の整備

住みなれた地域において、社会の関わりの中で本人の望む居住の場における生活や活動が可能となるよう住環境の整備を進める必要があります。

①公営住宅等の整備

- ・ 公営住宅の整備におけるバリアフリー^{※16}化を今後も促進し、誰もが利用しやすい居住環境の普及に努めます。
- ・ 公営住宅の入居に当たっては、障がい者の生活拠点の場確保の観点から当選確率を引き上げるため優遇措置を採り入れており、今後も制度を継続します。

②障がい者向け住宅等の普及

- ・ 住宅の建築や改築についての相談・指導体制の充実に努め、障がい者や高齢者が安全で快適に居住できる住宅の普及を推進します。
- ・ 福祉、保健、医療及び建設関係職種の連携により、住宅の改修に関する相談や助言を行う体制づくりを促進します。

（２）生活基盤の整備

①障がい者にやさしいまちづくりの推進

- ・ 公共的施設や道路などの環境は利用しやすいユニバーサルデザイン^{※19}となるよう、障がい者や子ども、高齢者などにも住みよいまちづくりとして改善・整備に努めるとともに、美唄市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例に基づいた歩道や駐車場、その他付随設備等の整備に努めます。
- ・ 地域の特性である雪対策として間口除雪などの対応により、冬期間の快適で安心な支援を行うほか、都市整備に当たっては障がい者からの意見聴取や関係機関による協議の場を設けるなど、障がい者等にやさしい、住みよいまちづくりの共通認識をもち、推進するよう努めます。

②移動・交通対策の推進

- ・ 障がい者の移動手段として、自ら運転できる方を対象とした自動車改造費や、社会参加促進のための自動車運転免許の取得などに対する支援を進めるほか、福祉タクシーやリフト付タクシーなど移動手段の確保について、引き続き実施に努めます。

- ・ 美唄市福祉有償運送運営協議会^{※15}設立により、本市において事業者の福祉有償運送^{※15}への参入が可能なことから、引き続き、移動手段の多様化や各種制度の活用に努めます。
- ・ 冬期間の外出移動を確保するため、駅周辺や中心市街地、通学路等を中心とした障がい特性に配慮した歩道等の除排雪の充実に努めます。
- ・ 障がい者専用駐車場への一般車両の駐車や視覚障がい者や車椅子使用者の移動の妨げとなる放置自転車などについて、市民への啓発と指導に努めます。
- ・ 盲導犬、介助犬及び聴導犬を同伴しての公共施設や公共交通機関などを円滑に利用できるよう啓発し、理解の促進を図ります。

③防災・防犯対策の推進

- ・ 災害や緊急事態などが発生した場合の迅速かつ的確な対応を図るため、平常時から緊急連絡体制、緊急避難場所の周知、避難訓練等の防災対策の整備を推進します。
- ・ 災害時要支援者名簿^{※20}で作成したデータの更新を行うほか、民生児童委員や社会福祉協議会等による見守り体制の促進や、要援護者の登録を引き続き行います。
- ・ 町内会等と連携し災害時や緊急時に組織的に行動ができる体制や、障がい者、高齢者など、全ての地域住民の安全に配慮した自主防災組織の設置や活動を支援します。
- ・ 避難場所としている施設については、今後の改修時に併せ、障がい者や高齢者等に配慮したバリアフリー^{※16}化に努めるとともに、避難生活においては、障がいのある女性や障がい児に十分に配慮します。
- ・ 市民が安全で安心して暮らすことができるよう制定した美唄市地域コミュニティ安全条例^{※21}に基づき、市民、町内会などの地域活動団体や、事業者、市が役割分担に沿って地域の防犯・安全活動を取り組みます。また、消費者トラブル防止のための啓発活動や警察、消費者協会等の関係機関と連携した未然防止対策について、各種相談窓口を活用し促進します。
- ・ 自立と協働のまちづくりを基本とする美唄市まちづくり基本条例^{※22}に基づき、市民の生命、身体、財産及び安全な暮らしを守るため、危機管理体制の強化、充実に努めます。また、関係機関、市民との連携、協力に努めるとともに、市民や地域コミュニティの自主的な活動を支援していきます。
- ・ 聴覚障がい者等が緊急時に 119 番通報できる「Net119 緊急通報システム」のほか、「電話リレーサービス」の活用などで、誰もが安心して地域で暮らすことができる支援を推進します。

第4節 教育・交流

【現状と課題】

障がい児に対する療育(発達支援)は、できるだけ早期に障がいを発見し、子どもの特性を踏まえた適切な支援に結びつけることが、その後の成長にとって極めて重要です。障がい児に対する療育事業は、障がいの早期発見、早期療育・治療に加え、障がい者団体や事業者をも含めた関連機関との連携充実により、支援システムとして障がい児及びその保護者にとって開かれた社会環境となるよう圏域の療育機能との連携を図ることが必要です。

また、障がい者が社会の一員として、主体性を発揮し生きがいのある生活が送れるよう、それぞれの教育的ニーズに配慮したきめ細かな教育と生涯にわたる多様な学習の機会の確保が大切です。

【今後の取組】

（１）福祉教育の推進

- ・ ともに生きる社会を構築するため、偏見や差別をなくすための温かい人間性を培うことが大切であり、幼少期から生涯学習の基本としてそれぞれの違いを認め合い、一人一人が個性ある人間として尊重され、様々な分野に参加できる、互いに思いやりのある豊かな心の教育が必要です。
- ・ 相互の人格と個性を尊重し合いともに生きる心を育むため、保育所や幼稚園、学校での障がい者や高齢者との交流やボランティア活動などの交流体験を通じた福祉教育のほか、生涯学習推進計画の推進と連携し、思いやりと支え合いの心を育成する活動の充実を図ります。

（２）障がいの特性に配慮した保育・教育の充実

- ・ 教育・保健・福祉・医療の各分野の関係機関の下、健康診査等を通じた障がいの早期発見・早期対応や北海道立子ども総合医療・療育センター、こども療育広場、児童相談所等との連携を図るとともに、言語治療教室運営事業や障がい児保育事業などを通じ、美唄市子ども・子育て支援事業計画に基づき総合的な相談支援体制の構築を図ります。
- ・ 乳幼児期における障がいのある子どもについては、発達の状況や障がい特性に合わせた日常生活上の訓練(SST:ソーシャル・スキル・トレーニング^{※23})を行い、できることを増やしたり、隠れている能力を引き出すことで生活上の困難さを軽減し、良い部分を伸ばしていくことができる環境の整備を進めます。
- ・ 学齢期における障がいのある子どもについては、本人や保護者の意向を十分に尊重する中で、一人一人の障がい特性に応じた就学を進めるため、教育関係機関との連携により特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援や適切な就学指導、相談機能の充実に努めます。

（３）交流教育の推進

- ・ 障がいのある児童生徒と、障がいのない児童生徒が体験学習などを通して、お互いの理解を深める交流教育の場や機会の充実を図ります。
- ・ 教育機関との連携により、障がい者や高齢者とのふれあいを通じ福祉に対する理解を深めるため、ボランティア活動や児童生徒の福祉活動への参加を促進するとともに交流活動の充実を図ります。
- ・ 特別支援学校や普通学校では、障がい福祉に関する教職員の交流を図り、学齢期の子どもに対する福祉教育の共通認識を有することが必要です。
- ・ 障がい者が安心した地域生活をする事ができるよう、社会福祉事業者施設などの地域資源を活用し、体験を通じた地域住民の障がいに対する理解を深める機会づくりが必要です。

（４）就職教育等の支援

- ・ 卒業後の進路を円滑に確保するため、学校、児童相談所、ハローワーク等の連携の下、個々の能力・適正に応じた進路指導を進め、雇用機会の拡大に努めます。

第５節 スポーツ・文化活動促進

【現状と課題】

障がいのある人にとって、スポーツやレクリエーション活動は心身の鍛練や機能訓練にとどまらず、社会参加の大切な機会です。

また、障がい者のニーズが個別化・多様化する中、このようなニーズに丁寧に対応していくためには、市が行う公的なサービスだけでなく、ボランティアなどによる日常的な支援が重要な役割を担っています。

今後は、障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動、スポーツ及びボランティア活動に参加し、意欲の向上と生きがいのある社会生活を可能とすることが必要です。

【今後の取組】

（１）障がい者スポーツの参加促進

- ・ 障がいがあってもスポーツを楽しむことを目的とした北海道主催の北海道障がい者スポーツ大会（毎年開催）などのイベントを紹介し、障がい者スポーツに対する市民の理解と協力を基に地域社会への定着を目指します。

（２）文化活動・ボランティア活動の参加

- ・ 団体等が主催する文化祭などの情報提供に努め、多様な文化事業を通じて障がいのある人とな
- い人の交流の拡充に努めます。
- ・ 芸術、文化講座等の開催事業を通じて、障がい者の文化活動の推進に努めます。

第６節 雇用・就業

【現状と課題】

すべての人が職業を持つことは、経済的側面に限らずその人の生きがいにもつながります。しかし、障がい者の就業はなかなか思うように進んでいない状況にあります。

障がい者が、その能力を発揮して働く機会を上げていくためには、一人一人の障がいの程度や特性に応じたきめ細かな支援が必要です。そのような人の自立支援を目的として、就労支援事業などのサービスが必要です。

今後は、一般就労の訓練や職場実習の支援、就職後の支援など関係機関とも連携を図りながら、障がい者の就労実現と就労定着の促進を図ります。

【今後の取組】

（１）雇用の確保・促進

- ・ 公共機関、民間企業の法定雇用率達成・維持に向けた障がい者の雇用を促進するため、ハローワークや空知しょうがい者就業・生活支援センター「くわ」、市地域活動支援センター※¹⁴「美唄のぞみ会」などと、さらに連携を深めながら、障がい者職業相談事業の充実を図り、企業に対し、障がい者雇用の理解と要請に努めます。
- ・ ハローワーク、商工会議所、農業団体などの関係機関と労働に関する市の関係部署並びに保健福祉関係機関などとの連携の強化や情報の共有化を図るなど、障がい者の雇用促進に努めます。
- ・ 障がい者への雇用支援として、障がい特性を考慮した業務等について、障がい者の属する団体等へ発注するなど、雇用機会の確保に努めます。
- ・ 社会福祉事業者として、障がい者雇用のPR、企業間の情報交換・情報提供など、企業への雇用支援に対する取組が必要です。
- ・ 社会福祉事業者として、企業から業務受注を拡大するなど、就労訓練の機会提供としての取組が必要です。
- ・ 障がい者自らも、社会参加と雇用に対する意識を高め、就労活動や地域行事参加などへの積極的な取組が必要です。

（２）就労支援の促進

- ・ 就労支援を推進する制度の充実について、多方面からの情報収集を行うとともに、多角的な検討を行い地域に見合う充実した取組となるよう努めます。
- ・ 就労支援事業者に対し、物品調達や役務提供業務を特定随意契約により発注し、障がい者の就労を促進する就労支援施策について、取り組みます。また、美唄市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、行政からの調達物品の拡大及び周知の取組を促進します。
- ・ 無年金者や地域生活において資力に不安がある方などを含め、就労可能な障がい者については、雇用が円滑に行われるよう就業訓練や現場実習など企業との連携を図り、就労移行についての支援を推進します。
- ・ 就労移行支援利用者や在宅での求職者へのジョブコーチ※²⁴ 支援実施の充実を図ります。また、社会福祉事業者においてもジョブコーチ※²⁴ の配置や育成などについての取組が必要です。
- ・ 社会福祉事業者は企業や就労支援関係機関との連携により、就労先開拓に向けた情報収集やトライアル雇用※²⁵ などを活用し、障がい者の適性について掌握するなどし、就労支援に取り組みます。

第7節 保健・医療

【現状と課題】

障がいの早期発見・早期治療及びその予防は、障がいのある人の保健・医療施策の要ともいわれ、各年齢段階における各種健診等で心身の状態に問題があった人を、医療・療育・相談など、その後の支援につなげる体制を整備することが必要です。

また、障がい者は、出産前後や乳幼児期に、各種健診、保育所・幼稚園や学校など日常生活の場における気づきによって分かる場合があります、保護者などに対し、発達障がいに関する正しい知識の提供を必要とします。

障がい者に対する保健・医療サービスには、自立支援医療などをはじめとする、障がいの原因となっている疾病そのものの治療・軽減を図るため、適切かつ安心した保健・医療サービスが受けられる体制整備が不可欠です。

自立支援医療等の活用による機能回復はもちろんのこと、障がいによる心身機能の低下の軽減や二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーションなど地域の保健医療体制の整備は重要です。

近年、社会が複雑化し、価値観の違いや人間関係等から、うつ病など心の病気を患う人が年々増加し、こころの健康の重要性が高まっています。現在、精神保健対策が入院医療中心から地域生活中心へと変化する中、今後は、精神障がい者の社会復帰、社会参加を促進するための施策の充実に努める必要があります。

【今後の取組】

（１）地域生活を支える相談支援体制

- ・ 障がい者のライフサイクルを通じた障がい等の原因となる疾病予防や早期発見・早期治療により、障がいの重度化を防ぐため家族を含めた相談支援体制の充実に努めるとともに、保健センターによる地域保健活動により、地域住民が必要とする健康に関するサービスの提供に努めます。
- ・ 身近な相談支援体制として、地域の民生児童委員との連携を図り、密着した相談ネットワークを充実します。また、当事者団体や家族会によるピアカウンセリング（相談・助言）など自主的な活動を行うことにより、障がいに対する理解を深める地域生活の支援に繋がるものと考えられます。

（２）健康維持、疾病予防

- ・ 障がいの原因となる疾病予防として、妊産婦や新生児・未熟児に対する相談や乳幼児健康診査などを行うほか、保健センターによる障がい特性に配慮した母子保健活動を推進します。
- ・ 発達障がいについては、こども療育広場や保育事業などの利用によって発見に繋がることがあることから、保護者や関係機関との連携による早期発見と、低年齢期にその特性に対応した発達支援が適切に行われるよう、相談や支援体制の充実に努めます。

（３）精神保健施策の充実

- ・ 精神疾患が原因で地域生活に支障を来している在宅者や、症状が寛解し退院した精神障がい者への日常生活に必要な助言・相談体制として、保健センターが窓口となり岩見沢保健所や関係機関との連携により、適切な支援ができるよう充実に努めるほか、当事者に対するつどいの場を提供し、精神疾患に対する理解を深め、社会参加等の当事者の交流会などを活用し、社会的回復を目指します。

- ・ 精神疾患の疾病予防や理解促進のため、岩見沢保健所や医療機関との連携により、早期発見・継続治療の重要性やアルコール依存症の自助グループ会^{※26} などに関する知識の普及・啓発に努めます。
- ・ 近年、自殺の多くはうつ病等の精神疾患が背景にあり、早期の相談対応や適切な治療によって自殺は予防可能であることが知られてきましたが、メンタルヘルスの不調や精神疾患、障がい本人や家族が抱え込みやすく症状や問題が進行してしまうなど深刻さが増す中、早期相談支援に繋がるよう策定した「美唄市自殺対策計画」に基づき、市民や関係者への周知・啓発を行い、心の思いを話しやすい環境づくりに整えていきます。また、ゲートキーパー研修会^{※27} や岩見沢保健所、保健センター、医療機関との連携により、自殺予防とうつ病に対する理解を深め、自殺予防に関する啓発活動を推進します。

第8節 情報・コミュニケーション

【現状と課題】

情報の取得・利用におけるバリアフリー^{※16}化は、障がい者が地域社会の中で生活し、積極的に社会参加していくために不可欠であり、障がいの特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりと、情報アクセシビリティ(利用のしやすさ)が大切です。

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報提供の充実に努めます。

【今後の取組】

(1) 障がいに対する理解

- ・ 安心した地域生活を送るためには、住民の障がいに対する理解が必要です。町内会行事や市内のイベントなどへの積極的な参加や交流などを通じ、障がいに対する理解を深めることができます。そのために、社会参加の促進が図られるよう外出時の支援を行うなど、地域生活支援事業を推進します。
- ・ 障がい者の方に対するアンケート調査では、「地域の人の障がいに対する理解について、あなたはどのように感じていますか」の問いに対して「あまり理解していない・全く理解していない」が31%と、「理解している」の19%を上回っており、障がい当事者は、周囲の理解度は決して高くないと感じていることがうかがえることから、障害者基本法に規定されている障がい者週間^{※3}をはじめ、障がいに対する理解を促進するため、広報紙による啓発や講演会等を実施するなど、障がい者等理解促進研修・啓発事業を推進します。

(2) 自らの選択・決定・利用

- ・ 障がい者が、自らの意思決定に基づき、必要なサービスが利用できるよう、高齢者福祉、介護保険、子ども・子育て支援、健康増進などに関する各計画と連動して、それぞれの特性に応じた適切な情報が得られるよう、情報提供の充実と意思決定の支援の促進を図ります。また、障がい者施策の策定及び実施においては、障がい者及び家族等の関係者の意見を聴くなど、その意見を尊重するよう努めます。

- ・ 障がい者自らが、社会活動や地域交流に参加ができる体制づくりを図ることで、障がいに対する理解を深め、障がい者本人が地域のボランティア活動への積極的な参加と協力を円滑にできる意思決定支援の構築が必要であり、地域資源の発掘と有効活用を促進します。

(3) コミュニケーションの推進

- ・ 美唄市手話言語条例の制定の目的である、ろう者等への理解と手話の普及推進による意思疎通支援を促進することとし、手話を第一言語とする聴覚障がい者へのコミュニケーションの確保として、手話奉仕員の養成や研修、また、手話を第一言語としない中途失聴者・難聴者などへのコミュニケーションの確保として、要約筆記奉仕員の養成や研修など、人材育成の他、派遣体制などについて充実を図ります。
- ・ 手話通訳を必要とする方の広域的な社会参加を促進するために、市町村間の支援体制、ネットワーク化について関係機関との調整を図り、連携した支援ができるよう推進します。また、聴覚障がい者の更なる社会参加支援を図るため「遠隔手話サービス」事業を活用することで、遠隔操作によって手話通訳が可能となり、聴覚障がい者に同行することができない場合でも支援できるコミュニケーションツールとして活用します。
- ・ 視覚障がい者へのコミュニケーションの確保として、点訳(点字)や朗読などの奉仕員の養成や、声の広報(録音テープ)により情報を提供するなど、障がい者や高齢者に対する支援の推進を図ります。

第5章 障がい福祉計画

障がい福祉計画は、各年度におけるサービス種類ごとの必要見込量、必要見込量の確保の方策、地域生活支援事業の実施方策などを具体的に規定するものです。

特に、地域生活支援事業では障がい者等が能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう柔軟な対応が求められているところであり、第7期計画では地域における自立した生活のための支援をより充実させるために、「障害福祉サービス」及び「施設入所者等の地域生活への移行の促進や就労・相談支援」並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう引き続き推進します。

なお、第7期計画は、国の基本指針に則して策定することとされており、令和5年5月に国から示された基本指針は、第6期計画の基本指針とほぼ同様となっていることから、基本的な骨格については、第6期計画を継続することとします。

さらに、成果目標については、国の基本指針及び第6期計画の実績・実情等を踏まえ設定します。

第1節 計画の基本的事項

1 計画作成の趣旨と目的

障がい福祉制度は、平成15年度に従来の措置制度から、障がい者の自己決定の尊重、利用者の立場に立ったサービスの提供といった観点で、障がい者自らが選択し契約をする仕組みの支援費制度に改正されました。

また、平成18年度には支援費制度の課題を解決するために、障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスを総合的に充実させることを目的に、これまでの支援費制度の「自己決定と自己選択」及び「利用者本位」の理念を継承しつつ、障がい者の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものとするため、身体、知的、精神障がいの3障がいに対し、障害福祉サービスを一元的に提供できる制度を確立しました。

その後、平成25年4月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、「障害者自立支援法」を一部改正し、「障害者総合支援法」が施行されることとなりました。

「第6期美唄市障がい福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：令和2年3月31日改正）（以下、「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和5年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

2 計画の位置付けと法的根拠

①本計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

②他の計画との関係

本計画は、「第 7 期美唄市総合計画」に掲げる「ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」を具体化するための計画の一つとして位置付け、障がい者の自立と社会参加について必要な支援を行い「美唄市福祉のまちづくり条例」並びに「美唄市地域福祉計画」との連携を図り事業者・市民・行政のそれぞれの特性を生かし相互に補完しあいながら支援を必要としている人に必要なサービスを提供するため、その目標やサービス量の確保のための方策を定めるものであり、加えて地域で支え合っていく仕組みづくりを進めることにより、障がい者も安心して生活できる地域づくりを目指します。

障害者総合支援法第 88 条第 1 項

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

第2節 障がい者及び提供体制の現状

1 障がい者の現状

(1) 身体障がいのある人の状況

表1 身体障がい者数の推移(級別)

(各年度末現在 単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	423	400	408	379	368
2級	199	188	188	174	167
3級	220	206	190	175	165
4級	382	358	350	338	320
5級	98	95	88	86	82
6級	64	63	61	62	61
合計	1,386	1,310	1,285	1,214	1,163
すう勢比	100.0%	94.5%	92.7%	87.6%	83.9%

※「すう勢比」は、平成30年度の合計数を100として、各年度の合計数と比較したものです。

表2 身体障がい者数の推移(障がい別)

(各年度末現在 単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体不自由	817	746	723	656	639
聴覚・平衡機能障害	93	90	91	95	89
内部	387	391	384	379	355
視覚	73	70	73	71	67
音声・言語	16	13	14	13	13
合計	1,386	1,310	1,285	1,214	1,163

表3 身体障がい者の現況(年齢階層別)

(令和4年度末現在 単位:人)

	肢体不自由	聴覚・平衡 機能障がい	内部障がい	視覚障がい	音声・言語 機能障がい	合計
18歳未満	10	0	2	0	0	12
18～64歳	131	12	65	9	4	221
65歳以上	498	77	288	58	9	930
合計	639	89	355	67	13	1,163
構成比	54.9%	7.7%	30.5%	5.8%	1.1%	100.0%

表4 65歳以上の新規手帳交付数、死亡による返還数の推移

(各年度末現在 単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規手帳交付(A)	(85) 50	(90) 54	(65) 50	(59) 47	(56) 38
死亡による返還(B)	69	54	66	85	81
合計(A-B)	-19	0	-16	-38	-43

※括弧書きは、新規手帳交付全体数

（２）知的障がいのある人の状況

表 5 知的障がい者数の推移（判定別）

（各年度末現在 単位：人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A 判定	120	106	97	102	104
B 判定	258	231	216	238	246
合計	378	337	313	340	350
すう勢比	100.0%	89.2%	82.8%	89.9%	92.6%

※「すう勢比」は、平成 30 年度の合計数を 100 として、各年度の合計数と比較したものです。

表 6 知的障がい者数の推移（年齢階層別）

（各年度末現在 単位：人）

	平成 30 年度			令和 2 年度			令和 4 年度		
	A 判定	B 判定	合計	A 判定	B 判定	合計	A 判定	B 判定	合計
18 歳未満	10	47	57	5	37	42	3	35	38
18～64 歳	91	190	281	75	161	236	78	179	257
65 歳以上	19	21	40	17	18	35	23	32	55
合計	120	258	378	97	216	313	104	246	350
すう勢比	100.0%	100.0%	100.0%	80.3%	83.7%	82.8%	86.7%	95.3%	92.6%

（３）精神障がいのある人の状況

表 7 精神保健福祉手帳交付者数（級別）

（各年度末現在 単位：人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	37	27	25	23	20
2 級	197	179	181	166	171
3 級	72	60	67	72	75
合計	306	266	273	261	266
すう勢比	100.0%	86.9%	89.2%	85.3%	86.9%

表 8 精神保健福祉手帳交付者数の現況（年齢階層別）

（令和 4 年度末現在 単位：人）

	1 級	2 級	3 級	合計
18 歳未満	0	0	3	3
18～64 歳	8	129	52	189
65 歳以上	12	42	20	74
合計	20	171	75	266
構成比	7.5%	64.3%	28.2%	100.0%

（４）難病患者の状況

表 9 難病（指定難病）患者数の推移（疾患別）

1）国指定+北海道指定疾患

（各年度末現在 単位：人）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
神経・筋疾患	65	57	53
代謝疾患	3	3	1
染色体・遺伝子異常	0	0	0
免疫疾患	58	52	52
循環器疾患	22	19	19
消化器疾患	41	31	34
内分泌疾患	10	8	8
血液疾患	9	11	9
腎・泌尿器疾患	8	11	10
呼吸器疾患	13	12	11
皮膚・結合組織疾患	6	5	7
骨・関節疾患	33	26	21
聴覚・平衡機能疾患	0	0	0
視覚疾患	4	4	3
合計	272	239	228

2 サービス提供体制の現状

少子高齢化に加えて人口が減り続ける中、障がい者数も減少傾向にあります。また、障がい者の高齢化による障がいの重度化・重複化が進み、障がい者を支える親や配偶者など家族の高齢化にともない、サービスを通じた障がい者への多種多様な支援が求められています。

支援費制度導入以降、障がい者の自己決定を尊重したサービスに加え、障害者自立支援法により地域格差をなくし、どこでも必要なサービスを受けられるよう障がい者の立場に立った福祉サービスの充実が求められることとなりました。さらに障害者総合支援法では、原則全てのサービス利用者にサービス等利用計画を作成し、具体的な生活目標などのケアマネジメント※11をより細かく支援することが必要となってきたことから、身近な相談からサービス提供に至るまで、障がい者個人のニーズに対応する地域生活支援体制の確立が急がれています。

（１）相談体制

地域相談員は、地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する相談等に応じ、必要な助言を行う相談者として、2名の方が北海道知事より委嘱を受け活動しています。

また、市では、地域生活支援事業の必須事業である3障がい共通の相談支援事業を支援のノウハウを有する医療法人心和会に委託し、事業を推進してきました。

さらに、精神障がい者に対する相談支援としては、本人又は家族が安心して地域生活を送ることができるよう、その業務を美唄市精神障害者家族会へ委託し、精神障がい者の支援体制整備を図りました。

平成 20 年度からは、障がい者が地域において、自立した生活を営むため、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適時、適切な利用を支援するために、美唄市障がい者地域自立支援協議会^{※10}を設置し、具体的な事例検討や地域課題の情報を共有し協議する場の整備を図りました。

(2) サービスを提供している市内施設等の状況

令和 6 年 3 月末での市内の主な障がい関連施設については次のとおりとなっています。

居住系サービス

A 共同生活援助(グループホーム)

ア 爽やかネットワーク(多機能型事業所(地域生活支援グループ))

利用者が地域において自立した共同生活を安定的に営むことができるよう、その居住環境に応じた支援や日常生活に必要な援助を行うもので、現在市内において 32 箇所で知的障がい者への地域生活支援を行っています。

イ ライフサポート美唄

平成 26 年 2 月から共同生活援助をスタートし、現在 4 箇所で利用者のニーズに応じた様々な支援を行っています。

ウ グループホームパシオ

令和 4 年 7 月から共同生活援助を開設し、利用者に寄り添った支援を行っています。

B 施設入所支援

ア 爽やかネットワーク(多機能型事業所)＜短期入所あり＞

事業所が行う就労移行支援事業等の利用者であって遠方から通所することが困難な方を対象に、日常生活における基本的な生活習慣や対人関係等の必要な支援を行い、利用者の自立と地域生活移行、社会参加の促進を目的とした支援を行っています。

イ ライフサポート美唄＜短期入所あり＞

18 歳以上で知的障がいのある方々の生活支援とともに、利用者の状態に合わせて心身機能の維持向上、行動面での改善、自立生活に向けた支援を行っています。行事などで家族との交流を大切に、将来も安心できる生活の相談を進めています。

ウ 美唄光生園 ＜短期入所あり＞

知的に障がいがあり、比較的高齢の方々が生活しています。高齢化により身体的、精神的な機能が低下し、介護を要する方が多いため、身体機能の維持を中心とした支援を行っています。

エ パシオ(多機能型事業所)＜短期入所あり＞

個々の障がいや特性などに応じた身体的機能の回復訓練、心理判定、作業訓練及び医療など、各分野が連携して総合的なリハビリテーションを実施し、「食」「就労」「スポーツ」「文化」を柱に総合的に社会的な自立を図るための支援を行っています。

C 生活介護

ア ビばい社協かがやきデイサービスセンター

利用者の自立の促進や生活の質の向上などを旨として、通所者に入浴や排せつ、食事などの援助や創作活動などの機会の提供をしています。

イ 溪仁会 デイサービスセンター すまいる

利用者の自立の促進や生活の質の向上などを旨として、通所者に入浴や排せつ、食事などの援助や創作活動などの機会の提供をしています

ウ ライフサポート美唄

利用者の自立の促進や生活の質の向上などを旨として、施設入所者及び通所者に入浴や排せつ、食事などの援助や創作活動などの機会の提供をしています。

エ 美唄光生園

利用者の自立の促進や生活の質の向上などを旨として、施設入所者及び通所者に入浴や排せつ、食事などの援助や創作活動などの機会の提供をしています。

オ パシオ(多機能型事業所)

利用者の自立の促進や生活の質の向上などを旨として、施設入所者及び通所者に入浴や排せつ、食事などの援助や創作活動などの機会の提供をしています。

D 就労移行支援

ア 爽やかネットワーク(多機能型事業所(日中活動支援グループ))

就労に向けた一定期間のプログラムを経て働く力を身につけ、自立した社会生活を送りたい人を応援する事業を行っています。就労活動に必要な体力・集中力・持続力・正確性・協調性・臨機応変な対応など、個別の課題に応じ就業スキルの向上を目指した支援を展開しています。事業所内での園芸活動、農作業をはじめ、企業からの受注作業、企業実習などを経て、関係機関との連携により就職を目指した支援を行っています。

E 就労継続支援(A型)

ア 南美唄福祉工場(多機能型事業所)

雇用契約に基づく就労の場として、高度な技術と能力を養う指導を行っており、特に「アンネルベッド」の名称で長年作り続けられているベッドは品質が高く、道内をはじめ全国へ出荷されており、J Rタワーホテル日航札幌開業時には、400 セットを納品した実績があります。

F 就労継続支援(B型)

ア 爽やかネットワーク(多機能型事業所(日中活動支援グループ))

就労移行支援事業から一般就労に結びつかなかった方、あるいは一度就職したものの就労を継続することが出来なかった方に対し、地域での安定した生活を営むために欠かせない基盤を支えるため、生産活動を通して地域における活動の場を拡げていけるよう支援する事業を行っています。企業からの受注作業、精米作業及び白米販売事業、弁当製造の各作業種が、それぞれの利用者にジョブマッチングができているかを適正に判断するとともに、目標に到達するまでの支援過程において利用者の障がい特性、作業能力に配慮した支援を行っています。

イ サポートステーション・ステップ

就労移行支援事業から一般就労に結びつかなかった方、あるいは一度就職したものの就労を継続することが出来なかった方に対し、働く喜びや協力する力を養い、社会の一員として市内の老健施設等の清掃作業、自施設内での下請作業又は自施設オリジナルの縫製製品の作成と販売を通じて、生きがいや自信、仲間とのコミュニケーションの大切さを伝えることが出来るよう支援を行っています。

ウ ピパのぞみ

精神障がい者の社会復帰の促進と自立を目指すため、受注作業や授産品の製造等を通じて、生きがいを見つけ、自己決定に基づき地域の中で生活していくために必要な支援を行っています。

エ パシオ(多機能型事業所)

社会復帰や自立生活を目指し、自施設内での受注作業又は自施設独自の野菜づくり等の機会を提供しています。

オ ジパング

就労に必要な知識や能力の向上のために、パソコンを利用した訓練等の支援を行っています。

カ ピークス

市町村向けの指定収集袋(ゴミ袋)の製造などの業務のほか、美唄市内及び近郊の障がいのある方へ就労支援として、自立に向けた様々な支援活動を行っています。

キ ジュニアル空知

利用者の障がいの状況に合わせて、事業所内での軽作業を提供する「施設内就労」と、事業所を出て地域の方とともに活動し、地域の方とのかかわりを持つことができる「施設外就労」を提供しています。

ク 南美唄福祉工場(多機能型事業所)

同じ法人内の障害者入所施設の清掃作業や、農業用資材の組み立て、野菜の下処理作業などの受注作業も行っており、働く喜びを感じて社会復帰や自立生活を目指して作業の提供を行っています。

G 地域活動支援センター※14

ア NPO法人 美唄のぞみ会

精神障がい者の社会復帰の促進と自立を目指すため、受注作業や授産品の製造、レクリエーション事業、文化活動事業などを行っています。また、各種大会への参加などにより、地域社会で社会的責任を持つ個人として尊重され自立した生活ができるよう、実践活動を通じ社会適応能力を高める支援を行っています。

訪問系サービス

H 居宅介護・同行援護・移動支援(地域生活支援事業)

ア 溪仁会 ホームヘルプステーション すまいる

イ びばい社協 さわやかヘルプステーション

ウ 訪問介護事業所 絆

エ. 訪問介護まる美

介護を必要とする障がい者に対し、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、家事(調理、洗濯、掃除等)及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行っています。また、移動に著しい困難を有する障がい者等に対しては、外出時において、その障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行っています。

I 重度訪問介護

ア 溪仁会 ホームヘルプステーション すまいる

イ 訪問介護事業所 絆

ウ 訪問介護まる美

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行っています。

計画相談支援

J 計画相談支援事業所

ア 美唄市障がい者相談支援センター いんくる

イ 相談支援事業所 あかり

障害福祉サービスの申請に必要な「サービス等利用計画」、「障害児支援利用計画」の作成を行っています。障がい者等の心身の状態、生活環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、障がい者等が抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向け、ケアマネジメント※11をよりきめ細かく支援するための計画策定に取り組んでいます。

障がい者就業・生活支援センター

K 障がい者就業・生活支援センター

ア 空知障がい者就業・生活支援センター 「くわ」

空知地域において、職業的自立を希望する障がい者の就職相談、就職後の定着支援、職場実習の支援、また就労に係る生活上の相談支援を一体的に行っています。

第3節 令和8年度の目標値の設定

第7期計画の数値目標の考え方は、国の基本指針に基づき、これまでの取組をさらに推進するものとなるよう、第5期計画及び第6期計画の実績並びに地域の実情を踏まえ、次の項目を基本として目標を設定するものです。

1 施設入所者の地域生活への移行

①進捗状況と令和8年度目標値

		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和8年度 成果目標
施設入所者の 地域生活への移行	地域移行者数	0人	0人	5人
	施設入所減少者数	0人	0人	1人

【経過】

〈地域移行者数〉

令和3年度－ なし

令和4年度－ なし

〈施設入所減少者数〉

令和3年度－ なし

令和4年度－ なし

◆目標設定の考え方

国の基本指針	道の目指す方向
令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行することとする。	国基本指針と同じ
令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減することを基本とする。	国基本指針と同じ

◆施設入所者の地域生活への移行の令和8年度数値目標の積算

項目	数値	説明
基準日時点での施設入所者数（A）	94人	令和4年度末入所者数
・地域生活移行目標値	1人	「 $A \times 6\%$ 」（R4年度実績者0人のため算定式は使用せず）
・入所者削減見込目標値	1人	「 $A \times 5\%$ 」（R4年度実績者0人のため算定式は使用せず）

①進捗状況と令和8年度目標値

〔課題〕

- ・地域移行へ向け必要な体験や訓練の充実
- ・居住の場の確保・整備
- ・地域住民への理解促進
- ・暮らしを支える在宅支援サービスの充実
- ・地域生活における継続的・包括的な支援体制の整備

〔方策〕

- ・自立支援協議会の相談支援体制のネットワーク構築を図り、安心して地域生活を送れるよう関係機関の連携強化を図ります。
- ・地域社会における障がい者理解の取組を一層推進していきます。
- ・安定したサービス提供体制の構築とサービスの充実を促します。

2 福祉施設から一般就労への移行者

①進捗状況と令和8年度目標値

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和8年度 成果目標
福祉施設から一般就労への移行	2人	3人	4人

【経過】

- 令和3年度～就労移行支援利用から一般就労へ 2人
 令和3年度～就労継続支援A型利用から一般就労へ 0人
 令和3年度～就労継続支援B型利用から一般就労へ 0人

◆目標設定の考え方

国の基本指針	道の目指す方向
就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中一般就労に移行する者を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。	国基本指針と同じ
移行就労支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。	国基本指針と同じ
就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上を目指す。	国基本指針と同じ
就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上を目指す。	国基本指針と同じ
令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新設】	国基本指針と同じ

◆施設入所者の地域生活への移行の令和 8 年度数値目標の積算

項目	数値	説明
令和 3 年度の一般就労移行者数 (A)	2 人	令和 3 年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数	4 人	令和 8 年度において、福祉施設を退所し一般就労する人数 (A×1.28 倍)+2 名(A 型 1 人、B 型 1 人)

事業別内訳

	項目	数値	説明
就労移行支援	令和 3 年度の一般就労移行者数 (B)	2 人	令和 3 年度において就労移行支援事業から一般就労した者の数
	就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する者の数	2 人	令和 8 年度において、福祉施設を退所し一般就労する人数 (B×1.31 倍)
就労継続 A 型	令和 3 年度の一般就労移行者数 (C)	0 人	令和 3 年度において就労継続支援 A 型から一般就労した者の数
	就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労へ移行する者の数	1 人	令和 8 年度において、福祉施設を退所し一般就労する人数 (C×1.29 倍) ※ R 3 年度実績者 0 人のため算定式は使用せず)
就労継続 B 型	令和 3 年度の一般就労移行者数 (D)	0 人	令和 3 年度において就労継続支援 B 型から一般就労した者の数
	就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労へ移行する者の数	1 人	令和 8 年度において、福祉施設を退所し一般就労する人数 (D×1.28 倍) ※ R 3 年度実績者 0 人のため算定式は使用せず

項目	数値	説明
令和 8 年度末の就労定着支援事業所利用者数	2 人	令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上 (令和 3 年度 : 2 名)
就労定着率 8 割以上の事業所の割合	25%	事業所全体のうち就労定着率が 7 割以上の事業所の割合 ※就労定着率とは、過去 3 年間の総利用者数のうち年度末時点の就労定着者数の割合

②第7期計画における課題と方策

〔課題〕

- ・企業の障がい者雇用に対する理解の促進
- ・就労後の生活安定のための継続的なサポート体制の充実

〔方策〕

- ・一般就労に向けて企業や就労支援機関の情報交換・情報共有を含む連携を図ります。
- ・相談支援体制の更なる充実を図ります。

3 地域生活支援拠点等における機能の充実【追加】

①令和8年度目標値

成果目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援体制の強化	令和8年度までに実施		

◆目標設定の考え方

国の基本指針	道の目指す方向
各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。	国基本指針と同じ

②第7期計画における課題と方策

〔課題〕

- ・障がい者が地域で暮らす上で地域生活支援拠点は、支援機関として重要だが、現状において未整備
- ・地域生活支援拠点における「相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり」の整備

〔方策〕

- ・地域生活支援拠点の基礎となる相談支援体制の充実に取り組み、緊急時における24時間の相談受付体制、虐待等における緊急避難場所の確保等に関し、各関係機関と体制の整備に向けて検討します。

4 相談支援体制の充実・強化等

①令和8年度目標値

成果目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援体制の強化	令和8年度までに開発・改善を行います		

相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センター※28を設置 ⇒ 令和4年度に設置済み
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新】

成果目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	令和8年度までに開発・改善を行います		

◆目標設定の考え方

国の基本指針	道の目指す方向
令和8年度末までに各市町村において、基幹相談支援センターを設置	国基本指針と同じ

【経過】

令和4年8月に、「美唄市障がい者基幹相談支援センター」開設。（美唄市委託事業）

②第7期計画における課題と方策

〔課題〕

- ・市民及び各関係機関へ基幹相談支援センターの周知を図り、相談体制の強化。

〔方策〕

- ・相談支援体制の強化策として、各関係機関や多職種との連携を図り、重層的な相談支援体制の構築を進めます。

5 障害福祉サービス等の質の向上【新設】

①令和8年度目標値

成果目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等の質の向上	サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する		

◆目標設定の考え方

国の基本指針	道の目指す方向
令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。	国基本指針と同じ

②第7期計画における課題と方策

〔課題〕

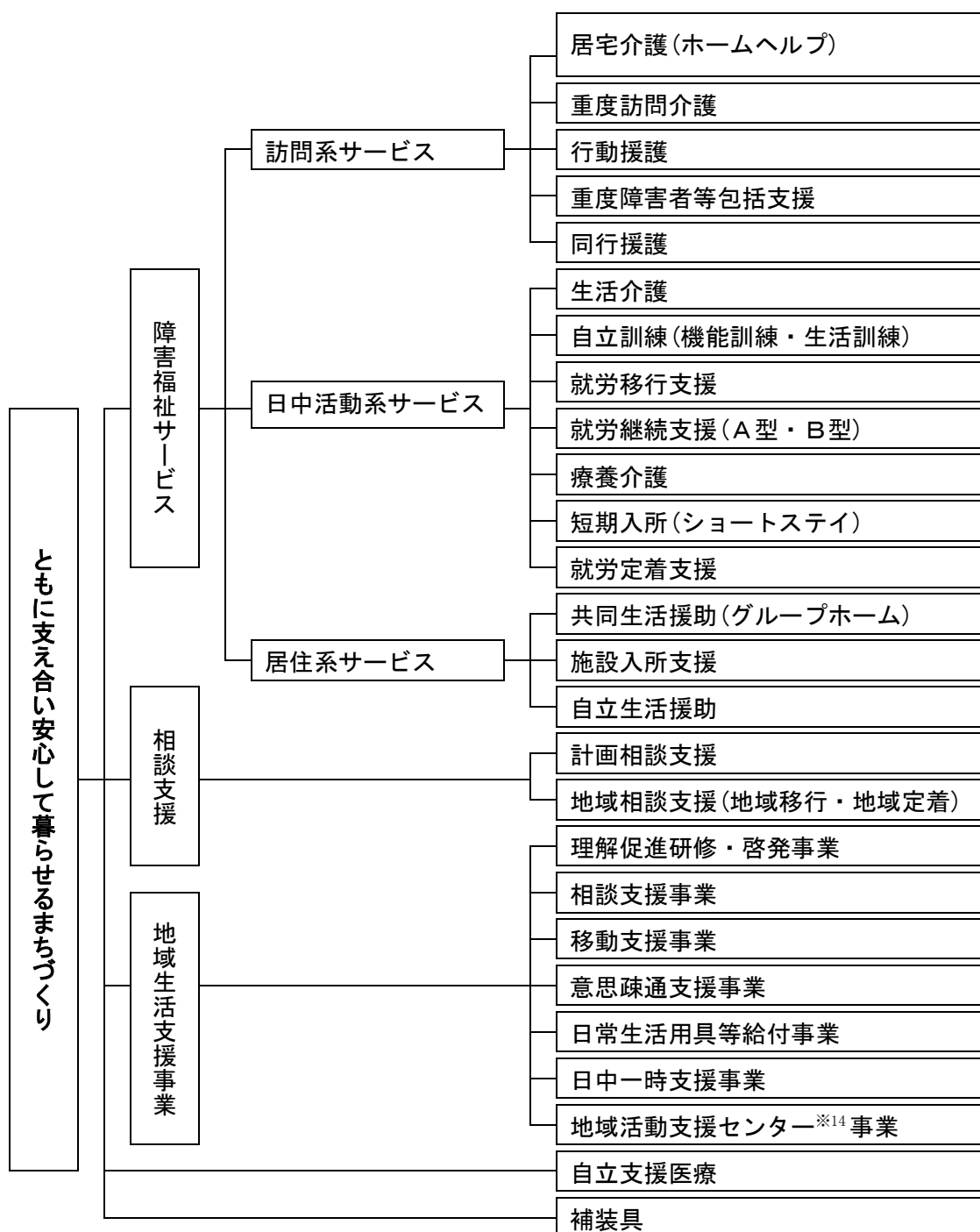
- ・障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、事業者が利用者に対して、真に必要なとするサービスの質の向上

〔方策〕

- ・障害福祉サービスに係る各種研修の活用により、障害者総合支援法の具体的内容の理解促進を図ります。また、初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修を受講することにより、障害福祉サービス事業者の全体的な水準の底上げを図ります。

第4節 障害福祉サービス体系

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためのサービスについては、障がい者一人一人の障がいの程度や、利用者の意向、介護者の状況など勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が主体として柔軟に実施できる「地域生活支援事業」等に分かれています。



第5節 障害福祉サービス別見込量

サービスの必要見込量(支給量)は、地域の実情やニーズを把握しつつ、今後の動向を勘案し設定しました。

サービス提供においては、限られた社会資源を有効に活用するとともに、障がい者が希望するニーズに応じることができるよう、北海道や近隣自治体との圏域調整を図りながら障がい者の自立した地域生活移行の支援を行っていくこととします。

1 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け利用するサービスです。

1. サービスの内容（種類は全て介護給付）

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護を必要とする障がい者に対し、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人の自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関するサービスを提供します。また、外出時における移動中の介護サービスを提供します。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動をする際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がい者で、介護の必要性がとて高い人に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護など複数の障害福祉サービスを、状況に応じて包括的に提供します。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、その障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

2. 各年度の計画値及び実績値

サービス名		第 5 期			第 6 期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護 (時間/月)	計画値	378	403	428	432	457	482
	実績値	338	395.2	407	408.0	318.0	433.0
重度訪問介護 (時間/月)	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	9	0	0.0	0.0	0.0
行動援護 (時間/月)	計画値	18	18	18	14	17	20
	実績値	6	8	11	13.0	12.0	13.0
重度障害者等 包括支援(時間/月)	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0.0	0.0	0.0
同行援護 (時間/月)	計画値	14	14	14	4	3	2
	実績値	9	6	5	9.0	3.0	2.0

※令和 5 年度実績については、令和 5 年 3 月～6 月までの実績に基づき通年実績を見込んでいます。

3. 訪問系サービスの見込量

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	見込量の考え方
居宅介護	時間/月	386	386	386	実績に基づき見込む。
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	実績に基づき見込む。
行動援護	時間/月	13	13	13	実績に基づき見込む。
重度障害者等包括 支援	時間/月	0	0	0	実績に基づき見込む。
同行援護	時間/月	4	4	4	実績に基づき見込む。

4. サービス見込量の確保策

- 現在、指定居宅介護事業所は市内に 3 箇所、指定重度訪問介護事業所は 2 箇所、指定行動援護事業所は隣町に 5 箇所あります。これら事業所に対して広く情報提供を行うなど、サービスの提供に繋がるよう努めます。
- ホームヘルプサービスは、障がい者が地域で生活するうえで、欠かせないサービスであり、障がい者一人一人のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。
- 市内で各サービスの需要が発生した場合には、サービスが提供できるよう事業者へ働きかけます

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設などで昼間の活動を支援するサービスです。

1. サービスの内容

サービス名	種類	内容
生活介護	介護給付	常時介護を要する人に対し、食事や入浴、排せつ等の介護や、軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供するなど、身体能力、日常能力の維持・向上を図るための支援を行います。
自立訓練 (機能訓練)	訓練等給付	地域生活を営む上で一定の支援が必要な身体障がい者に対し、身体能力・生活能力の維持・向上等のための歩行訓練や家事等の訓練を行います。 また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。(標準利用期間：1年6ヶ月)
自立訓練 (生活訓練)	訓練等給付	地域生活を営む上で、一定の支援が必要な知的・精神障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。(標準利用期間：2年間)
就労移行支援	訓練等給付	一般就労を希望している人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行います。(標準利用期間：2年間)
就労継続 支援A型	訓練等給付	一般企業での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
就労継続 支援B型	訓練等給付	一般企業の雇用に結び付かない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
療養介護	介護給付	病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参活動支援、声掛け等のコミュニケーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護給付	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
就労定着支援	訓練等給付	一般就労に移行する人との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います

2. 各年度の計画値及び実績値

サービス名	単位	計画・実績	第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	日数	計画値	2,480	2,520	2,560	2,890	3,040	3,190
	(日/月)	実績値	2,559.6	2,589.4	2,379.6	2801.0	2789.0	2625.0
	人数	計画値	124	126	128	132	134	136
	(人/月)	実績値	128	128	130	133.0	136.0	131.0
自立訓練 (機能訓練)	日数	計画値	0	0	0	0	0	0
	(日/月)	実績値	0	0	0	0.0	0.0	0.0
	人数	計画値	0	0	0	0	0	0
	(人/月)	実績値	0	0	0	0.0	0.0	0.0
自立訓練 (生活訓練)	日数	計画値	0	0	0	4	5	5
	(日/月)	実績値	0	3.7	4	20.0	9.0	0.0
	人数	計画値	0	0	0	2	2	2
	(人/月)	実績値	0	1	0	1.0	1.0	0.0
就労移行支援	日数	計画値	162	180	198	111	140	170
	(日/月)	実績値	45.1	51.4	81	112.0	54.0	72.0
	人数	計画値	9	10	11	7	8	9
	(人/月)	実績値	6	6	7	9.0	10.0	7.0
就労継続 支援A型	日数	計画値	486	504	522	458	505	551
	(日/月)	実績値	354.6	365	411.6	450.0	366.0	323.0
	人数	計画値	27	28	29	27	28	29
	(人/月)	実績値	25	25	26	26.0	21.0	19.0
就労継続 支援B型	日数	計画値	2,200	2,400	2,600	2,595	2,579	2,563
	(日/月)	実績値	2,356.6	2,627.9	2,611.6	2,703.0	3,070.0	2,908.0
	人数	計画値	110	120	130	165	168	171
	(人/月)	実績値	151	159	162	163.0	175.0	168.0
療養介護	人数	計画値	8	8	8	9	9	9
	(人/月)	実績値	9	9	9	10.0	10.0	9.0
短期入所 ショートステイ	人数	計画値	16	25	25	10	8	6
	(人/月)	実績値	18	14	12	14.0	21.0	14.0
就労定着支援	人数	計画値	1	1	1	2	2	2
	(人/月)	実績値	1	2	2	2.0	2.0	2.0

※令和5年度実績については、令和5年3月～6月までの実績に基づき通年実績を見込んでいます。

3. 日中活動系サービスの見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量の考え方
生活介護	日/月	2,740	2,740	2,740	これまでの実績及び現在の利用者数を基に見込む。
	人/月	133	133	133	
自立訓練(機能訓練)	日/月	0	0	0	これまでの実績及び現在の利用者数を基に見込む。
	人/月	0	0	0	
自立訓練(生活訓練)	日/月	1	1	1	これまでの実績及び現在の利用者数を基に見込む。
	人/月	1	1	1	
就労移行支援	日/月	79	79	79	これまでの実績及び現在の利用者数を基に見込む。
	人/月	8	8	8	
就労継続支援A型	日/月	334	334	334	これまでの実績及び現在の利用者数を基に見込む。
	人/月	22	22	22	
就労継続支援B型	日/月	2,900	2,900	2,900	これまでの実績及び現在の利用者数を基に見込む。
	人/月	168	168	168	
療養介護	日/月	9	9	9	これまでの実績及び現在の利用者数を基に見込む。
短期入所 (ショートステイ)	日/月	16	16	16	これまでの実績及び現在の利用者数を基に見込む。
就労定着支援	日/月	2	2	2	これまでの実績及び現在の利用者数を基に見込む。

4. サービス見込量の確保策

- 生活介護や自立訓練(機能訓練・生活訓練)のサービス提供体制については、地域移行の状況や利用者ニーズを把握し、事業者の主体的なサービス提供を尊重しつつ、事業者に対し適切な情報提供を行うことにより、サービス提供体制の充実を図ります。
- 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援については、障がい者の就労を積極的に進める観点からより一層の体制整備が必要であり、企業の受入れ態勢、職場での定着支援、障がいのある人に対する理解の啓発などを、障がい者就業・生活支援センターと連携するとともに、福祉、労働、教育各分野のネットワークを生かし、就労支援体制の構築に努めます。
- 障がい者の雇用促進と収入安定を図るため、障がい者支援施設の製品PRや就労の様子を紹介し、販路拡大と障がい者雇用への理解に努めるとともに、平成25年度に施行された障害者優先調達推進法に基づき、美唄市においても障がい者支援施設からの物品調達や役務の提供を確保するなど優先調達の推進を図っていきます。

3 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

1. サービスの内容

サービス名	種類	内容
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	障がい者に、主として夜間において、共同生活を営むべき居住において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	介護給付	施設に入所している障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつや食事等の介護、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	訓練等給付	施設等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により適時のタイミングで適切なサービスを行います。

2. 各年度の計画値及び実績値

サービス名	単位	計画・実績	第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	計画値	98	100	102	104	106	108
		実績値	98	100	102	98.0	107.0	100.0
施設入所支援	人	計画値	86	84	82	92	92	91
		実績値	94	93	93	94.0	94.0	88.0
自立生活援助	人	計画値	1	1	1	0	0	0
		実績値	0	0	0	0.0	0.0	0.0

※令和5年度実績については、令和5年3月～6月までの実績に基づき通年実績を見込んでいます。

3. 居住系サービスの見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量の考え方
共同生活援助	人	101	101	101	実績に基づき見込む。
施設入所支援	人	92	92	92	国の指針では、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減すること。また、入所者の地域移行を図る一方で、在宅障がい者の重症化や高齢化等により、新規入所者も見込まれることから、大幅な減少が考えにくいため、現状に見合った数値を見込む。
自立生活援助	人	0	0	0	実績に基づき見込む。

4. サービス見込量の確保策

- 共同生活援助（グループホーム）の計画的な整備を進めるため、北海道や事業者との連携強化を図るとともに、退院可能な精神障がい者の地域移行促進に取り組み、安心して生活するための居住の場が確保されるよう努めます。

4 相談支援

相談支援は、サービス等利用計画の作成、施設・精神科病院からの地域生活移行や障がい特性による緊急事態に関する相談等を行うサービスです。

1. サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の心身の状況、その場に置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証（モニタリング）します。
地域相談支援 (地域移行)	障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域相談支援 (地域定着)	居宅において単身などで生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談等を行います。

2. 各年度の計画値及び実績値

サービス名	単位	計画・実績	第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	計画値	350	350	350	402	422	442
		実績値	378	362	382	383.0	386.0	389.0
地域相談支援 (地域移行)	人	計画値	1	1	1	4	4	4
		実績値	0	2	4	2.0	2.0	2.0
地域相談支援 (地域定着)	人	計画値	1	1	1	0	0	0
		実績値	0	0	0	0.0	0.0	0.0

※令和5年度実績については、令和5年3月～6月までの実績に基づき通年実績を見込んでいます。

3. 相談支援サービスの見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量の考え方
計画相談支援	人	386	386	386	これまでの実績及び現在の利用者数を基に見込む。
地域相談支援 (地域移行)	人	2	2	2	これまでの実績及び現在の利用者数を基に見込む。
地域相談支援 (地域定着)	人	0	0	0	これまでの実績及び現在の利用者数を基に見込む。

4. サービス見込量の確保策

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、相談支援専門員の資質向上に取り組めます。また、地域移行・地域定着相談を含めた各種相談支援の担い手確保に努めます。

5 地域生活支援事業

障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思疎通支援、移動支援、日常生活用具給付事業などの事業を実施します。

1. サービスの内容

サービス名		内容
理解促進研修・啓発事業		障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化していきます。
相談支援事業	障害者相談支援事業	障がい者等又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るようにします。
	地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場であり、委託相談支援事業者の事業評価、個別ケアマネジメント※11の検討、必要な情報の収集、調査並びに特定課題に対する関係機関との意見交換及び調整等課題検討を行います。
	市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援が必要な困難ケースへの対応を強化します。
	成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障がいのある人が、障害福祉サービスの利用契約の締結や財産管理等が適切に行われるようにするため、成年後見制度※18の利用支援を行います。
移動支援事業		屋外での移動が困難な障がい者に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のために外出する際の移動の支援を行います。(訪問系サービスの行動援護の利用者は対象外)
意思疎通支援事業		聴覚、言語機能等の障がいのため意思疎通に支援を必要とする人に、手話通訳者、要約筆記者及び手話通訳奉仕員の派遣を行い、障がい者とその他の人との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付事業		重度の障がい者等を対象に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付、貸与することによって、日常生活の支援を行います。
日中一時支援事業		日中、障害福祉サービス事業所において障がい者等を一時預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
地域活動支援センター事業		障がい者の自立した生活と社会参加を支援するため、身近な地域において、創作活動や生産活動等を行う場を設置するとともに、社会との交流活動等を行います。

2. 各年度の計画値及び実績値

サービス名	単位	計画・実績	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
① 理解促進研修・啓発事業	有・無	計画値	有	有	有	有	有	有
		実績値	有	有	有	有	有	有
② 相談支援事業								
障害者相談支援事業	箇所	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	1	1
成年後見制度利用支援事業	有・無	計画値	有	有	有	有	有	有
		実績値	無	無	無	無	有	有
③ 移動支援事業 (※第 5 期から「時間/年」に変更)	箇所	計画値	4	4	4	5	5	5
		実績値	4	5	5	4	4	5
	人/月	計画値	37	38	39	31	31	33
		実績値	39	27	30	20	12	21
	時間/月※	計画値	1, 198	1, 231	1, 263	558	558	594
		実績値	675. 5	556. 0	520. 0	342	220	368
④ 意思疎通事業								
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/月	計画値	7	7	7	7	7	7
		実績値	7	5	5	5	4	2
手話通訳者設置事業	人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	1	0

サービス名	単位	計画・実績	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
⑤ 日常生活用具給付事業								
介護・訓練支援 用具	件/年	計画値	3	3	3	2	2	2
		実績値	3	0	2	1	0	3
自立生活支援 用具	件/年	計画値	5	5	5	3	3	3
		実績値	5	3	3	8	2	1
在宅療養等支援 用具	件/年	計画値	2	2	2	4	4	4
		実績値	3	4	3	3	1	0
情報・意思疎通 支援用具	件/年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	2	1	1	2	2	4
排せつ管理支援 用具	件/年	計画値	900	900	900	900	900	900
		実績値	870	952	960	899	805	770
居宅生活動作 補助用具	件/年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	1	0	1
⑥ 日中一時支援事業	人/月	計画値	7.7	7.7	9.7	12	12	12
		実績値	3.9	5.2	4.3	5	6	5
⑦ 地域活動支援センター※ ¹⁴ 事業								
見込者数		計画値	1	1	1	4	4	4
		実績値	0	0	0	0	0	0
基礎的事業		計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	1	1
機能強化事業		計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0

※令和5年度実績については、令和5年3月～6月までの実績に基づき通年実績を見込んでいます。

3. 相談支援サービスの見込量

サービス名	単位	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	見込量の考え方
① 理解促進研修・啓発事業	有・無	有	有	有	現状と同様を見込む。
② 相談支援事業					
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	現状と同様を見込む。
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	
市町村相談支援 機能強化事業	箇所	1	1	1	
成年後見制度 利用支援事業	有・無	有	有	有	
③ 移動支援事業	箇所	5	6	7	実績に基づいた数値 を見込む。
	人/月	22	23	24	
	時間/年	385	402	420	
④ 意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	人/月	2	2	2	実績に基づいた数値 を見込む。
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	市が設置する手話通 訳者数
⑤ 日常生活用具等給付事業					
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	2	実績に基づいた数値 を見込む。
自立生活支援用具	件/年	3	3	3	
在宅療養等支援用具	件/年	4	4	4	
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1	
排せつ管理支援用具	件/年	850	850	850	
居宅生活動作 補助用具	件/年	1	1	1	
⑥ 日中一時支援事業	人/月	5.3	5.3	5.3	実績に基づく数値（R6 年3月末現在、16歳以上 18歳以下の利用者なし）
⑦ 地域活動支援センター※14 事業					
見込者数	人/月	1	1	1	近年、精神障がい者が 増加しており、就労訓練 のサービス利用まで至 らない方の支援として、 事業の実施が必要と見 込む。
基礎的事業	箇所	1	1	1	
機能強化事業	箇所	1	1	1	

4. サービス見込量の確保策

地域生活支援事業は、障がい者の自立と社会参加を総合的に支える事業であり、地域で生活する障がい者のニーズを把握し、必要なサービスの充実に努めます。

- 相談支援事業については、相談事業者、サービス提供事業者、関係機関などと連携し、包括的な相談支援体制を図ります。
- 移動支援事業については、新たに地域生活へ移行する方をはじめ、在宅の障がい者の社会参加や家族介護者の負担軽減が図られるよう、サービス提供事業者、関係機関などと連携し、情報提供や支援体制の整備に努めます。
- 意思疎通支援事業（～H24 コミュニケーション支援事業）は、引き続き専任手話通訳者、手話通訳奉仕員及び要約筆記者の派遣を実施するほか、手話通訳奉仕員、要約筆記者の養成に努めます。

第6章 障がい児福祉計画

第1節 計画の基本的事項

1 計画作成の趣旨と目的

障がい児福祉計画は、障がいのあるお子さんの最善の利益を考慮し、健やかな育ちを支援するために関係機関と連携した切れ目のない支援体制の構築、サービスの質の確保・向上を図るとともに、ノーマライゼーションの理念の下、地域社会への参加の推進を図るため、策定するものです。

2 計画の位置付けと法的根拠

①本計画の位置付け

平成 28 年の児童福祉法の一部改正に伴い、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」（市町村障害児福祉計画）の作成が市町村の義務となったことから国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正」に即し作成するものです。

なお、美唄市においては、障がい福祉計画と一体のものとして作成します。

児童福祉法(第 33 条の 20 抜粋)

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」)を定めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

②他の計画との関係

本計画は、「第 7 期美唄市総合計画」基本構想に掲げる「ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」を具現化するための計画の一つとして位置付けされた障がい福祉計画と一体のものであり、障がい児について必要な支援を行うほか、「美唄市福祉のまちづくり条例」並びに「第 5 期美唄市地域福祉計画」、子育て施策を総合的・計画的に推進するための「第 2 期美唄市子ども・子育て支援事業計画」との連携を図り、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育ちと安心して生活できる地域づくりを目指します。

第2節 障がい児及びサービス提供体制の現状

1 障がい児の状況

(1) 障害児通所サービス受給者証交付数

サービス名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	26	17	13	10	14
放課後等デイサービス	50	57	69	64	65

(2) 障害児通所サービス受給者証交付数

サービス名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	2	3	3	3	2
重度訪問介護	0	0	0	0	0
行動援護	2	3	3	2	1
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
同行援護	0	0	0	0	0
短期入所	8	12	21	20	21

(3) 地域生活支援事業利用決定者数

サービス名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日中一時支援	6	5	4	3	3
移動支援	7	5	6	1	0

2 サービス提供体制の現状

障がい児を対象としたサービスについては、平成24年4月に改正児童福祉法が施行され、児童デイサービス事業の位置付けの根拠が障害者自立支援法から児童福祉法へ変更となり、障害種別に分かれていた障害児施設体系が通所事業については「障害児通所支援」、入所事業については「障害児入所支援」にそれぞれ一元化され、通所支援のうち未就学児を対象とするものは「児童発達支援」となりました。

また、通所支援として、障害児相談支援、学齢期を対象とした放課後等デイサービス、集団生活の場面での専門的支援を行う保育所等訪問支援が市町村に移行されたことから、相談からサービス提供までを、身近な地域で受けることができる体制が構築されています。

(1) 相談体制

乳幼児期のお子さんについては、発達に心配があり気になる段階から市町村子ども発達支援センター(美唄市こども療育広場)が、相談に応じ、早期に適切な支援が行えるよう努めており、学齢期のお子さんについては、各小中学校に配置されている特別支援教育コーディネーターが、相談に応じ、適切な支援へとつないでいます。

また、児童福祉法改正により、障害児相談支援事業として、市町村が指定する障害児相談支援事業所が相談も含め、障がい児及び家族の現状や課題を把握し、ニーズも勘案しながら利用計画を作成し、適切なサービスにつなげる役割を担うこととなり、市内では 2 事業所が指定を受け事業を行っています。

(2) サービスを提供している市内施設等の状況

令和 6 年 3 月末での市内の主な障がい関連施設については次のとおりです。

障害児通所支援

A 児童発達支援

ア ひかり

発達に気がかりがあり、集団活動が苦手といった就学前のお子さんとそのご家族のサポートを行っています。主に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、就学に向けた取組等を行っています。

イ ひかり美唄西

発達に気がかりがあり、集団活動が苦手といった就学前のお子さんとそのご家族のサポートを行っています。主に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、就学に向けた取組等を行っています。

ウ クオレ美唄

コミュニケーションや発達に心配のあるお子さん(未就学児)が、日常生活動作の習得やお友達との関わり(対人関係)を学んだり、集団生活への参加を目指した発達支援(個別・集団)を行っています。

B 放課後等デイサービス

ア ひかり

小学校 1 年生から高校 3 年生までのお子さんに対して、ご家庭の困り感や発達段階を考慮し、無理のない療育を進めています。放課後や長期休暇等において、生活能力、社会への適応能力などを高めていけるよう取り組み、子どもの居場所づくりをしていくとともに、レクリエーションを通じて他者や地域との交流を行っています。

イ ひかり美唄西

小学校 1 年生から高校 3 年生までのお子さんに対して、ご家庭の困り感や発達段階を考慮し、無理のない療育を進めています。放課後や長期休暇等において、生活能力、社会への適応能力などを高めていけるよう取り組み、子どもの居場所づくりをしていくとともに、レクリエーションを通じて他者や地域との交流を行っています。

ウ クオレ美唄

発達に心配のあるお子さん(就学児)が、コミュニケーションや日常生活動作、生活スキルを身につけることが出来るよう、将来を見据えた発達支援(個別・集団)を行っています。

障害児入所支援

C 障害児入所施設

美唄学園(福祉型障害児入所施設)

平成 26 年 2 月に施設を新築移転し、その際により家庭的な雰囲気の中で児童が生活できるよう定員を 30 名まで減らし、小規模ユニットに分かれた空間で、子どもたちの健やかな成長の手助けとなる支援を行っています。

原則 18 歳(高校生)までの児童を対象とした施設です。

訪問系サービス

D 居宅介護・同行援護・移動支援(地域生活支援事業)

ア 溪仁会 ホームヘルパーステーション すまいる

イ びばい社協 さわやかヘルパーステーション

介護を必要とする障がい児に対し、その児の自宅で入浴、排せつ、食事等の介護など、生活全般にわたる援助を行っています。

また、移動が困難な障がい児の外出の際の移動支援を行うことより、地域における自立生活及び社会参加を促すとともに、学校教育法第 16 条に規定される義務教育期間における障がい児の通学等にあつては、障がい児の保護者等が就労や疾病等により付き添って送迎ができない場合に限り、サービス利用の対象とすることができます。

障害児相談支援

E 計画相談支援事業所

ア 美唄市障がい者相談支援センター いんくる

イ 相談支援事業所 あかり

障害福祉サービス、障害児通所支援の申請に必要な「サービス等利用計画」の作成を行っています。障がい児の心身の状態、生活環境、サービスの利用に関する障がい児や保護者の意向、その他の事情を勘案し、障がい児が抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向け、ケアマネジメント^{※11}をよりきめ細かく支援するための計画策定に取り組んでいます。

北海道美唄養護学校

「児童生徒の主体的に生きる力を伸ばし、地域社会の中で豊かに生活する人を育てる」ことを教育目標としています。児童生徒は小学部から高等部まで幅広い年齢にわたって在籍しています。地域の小中学校や高校との交流及び共同学習や地域の清掃活動等の実施、ボランティア等による授業や学校行事への協力など、地域の方々の理解や協力を得ながら教育活動に取り組んでいます。また、遠隔地のために通学が困難な児童生徒のための寄宿舎も設置されています。

さらに、幼・小・中・高等学校に在籍する障がいのある児童生徒や保護者、教員を対象として教育相談等の支援を行っています。

(3) 市内小・中学校における特別支援教育の現状

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」、「スタートシート」を基に、幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援を行っています。

また、学校の実情に応じて特別支援教育支援員を配置し、特別支援学級に在籍する児童生徒への支援に留まらず、通常学級において困り感のある児童生徒への支援にも努めています。

各学校はもとより、学校と家庭、地域、関係機関等が連携して取り組む体制の整備に努めるとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育を進めていきます。

第3節 令和8年度の目標値の設定

本計画の数値目標の設定については、国が示す基本的な指針に基づき、障がい児の地域生活を支援するための提供体制の整備について、以下の項目を目標として設定するものです。

項目		令和5年度 実績	令和8年度 目標
重層的な地域支援体制 の構築	児童発達支援センターの設置	0 か所	1 か所
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	なし	1 か所
特別な支援の必要な障 害児に対する支援体制 の整備	主に重症心身障がい児を支援する児童発達 支援事業所及び放課後等デイサービス事業 所の確保	0 か所	1 か所
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議 の場の設置及びコーディネーターの配置	1 か所 0 人	1 か所 1 人
	ペアレントプログラムやペアレントトレ ーニング等の支援プログラム等の受講者数	0 人	1 か所

<目標に対する取組の考え方について>

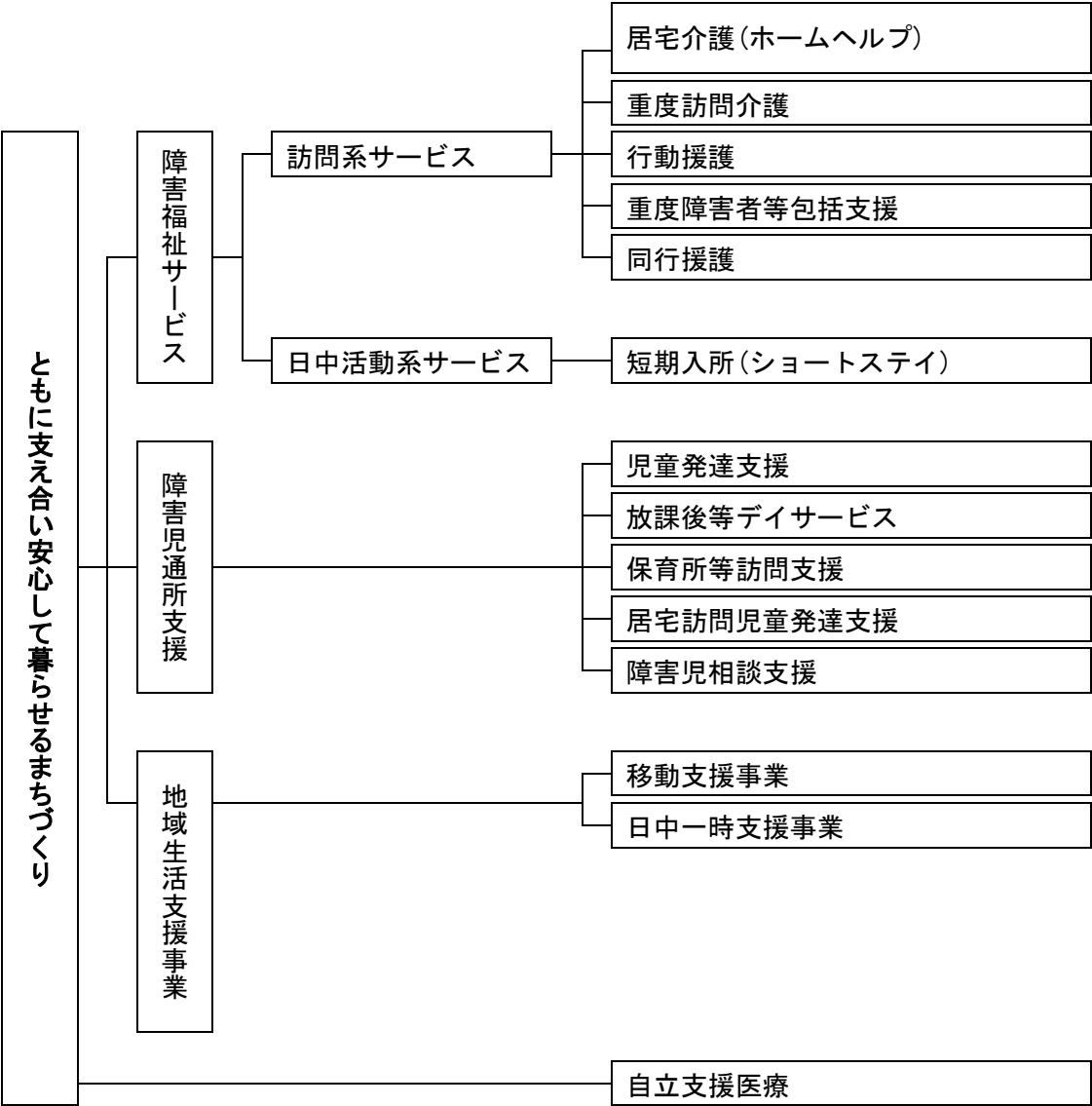
児童発達支援センターの設置については、地域支援機能を強化し、地域社会との交流や参加を推進することが重要であり、1か所以上の設置が基本とされていますが、限られた地域資源を生かした取組が必要なことから、本市においては、設置が困難な場合は、関係市町村の協議の下圏域での設置も含め、保育所等訪問支援と併せ、本市のこれまでの取組の再構築や他制度との協働による実施の可能性も視野に入れ、検討していきます。

重症心身障がい児の支援については、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や人数、家族のニーズ、管内の支援体制の現状の把握に努めるとともに、児童発達支援事業所は、現状市内での確保が難しい状況にあることから、近隣市町村など圏域で受入れ可能な事業所の確保に努めます。

また、医療的ケア児の支援については、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や人数、家族のニーズ、管内の支援体制の現状の把握に努めるとともに、地域ケア会議^{※29}子育て部会において、関係機関との協議を実施できる体制を整えます。

入院時からの退院支援や個々の発達段階に応じた発達支援等を担うコーディネーターの設置については、限られた地域資源を生かし、必要に応じ、設置について検討していきます。

第4節 障害福祉サービス体系



第5節 障害福祉サービス別見込量

サービスの必要見込量(支給量)は、これまでの実績や地域の実情やニーズを把握しつつ、今後の動向を勘案し設定しました。

サービス提供においては、限られた社会資源を有効に活用するとともに、障がい児が希望するニーズに応じることができるよう、近隣自治体との圏域調整も図りながら、障がい児の健やかな育ちについて支援を行っていくこととします。

1 障害児通所支援・相談支援

1. サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練を行う施設です。 福祉サービスを行う「福祉型」と、治療も併せて行う「医療型」があります。
放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、集団生活への適応、生活力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。 ①障がい児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等) ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	児童や家族の心身の状態、生活環境、サービスの利用に関する障がい児や保護者の意向、その他の事情を勘案し、障がい児が抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向け、ケアマネジメント※11をよりきめ細かく支援するための計画策定を行います。

2. 各年度の計画値及び実績値

サービス名	単位	実績	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	日数	計画値	214	214	214	133	133	133
	(日/月)	実績値	234	179	117	57	63	67
	人数	計画値	55	55	55	8	8	8
	(人/月)	実績値	29	18	12	8	13	17
医療型児童 発達支援	日数	計画値				0	0	0
	(日/月)	実績値				0	0	0
	人	計画値				0	0	0
		実績値				0	0	0
放課後等 デイサービス	日数	計画値	600	600	600	932	932	932
	(日/月)	実績値	668	720	813	830	781	783
	人数	計画値	65	65	65	78	78	78
	(人/月)	実績値	67	74	86	87	84	88
保育所等 訪問支援	日数	計画値				0	0	0
	(日/月)	実績値				0	0	0
	人数	計画値				0	0	0
	(人/月)	実績値				0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	日数	計画値				0	0	0
	(日/月)	実績値				0	0	0
	人数	計画値				0	0	0
	(人/月)	実績値				0	0	0
障害児 相談支援	人/月	計画値	105	105	105	208	208	208
		実績値	215	202	228	210	222	222

3. 障害児通所支援・相談支援サービスの見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量の考え方
児童発達支援	日/月	182	182	182	近年の実績等を考慮し見込む。
	人	20	20	20	
医療型児童 発達支援	日/月	0	0	0	近年の利用実績なし。
	人	0	0	0	
放課後等 デイサービス	日/月	968	968	968	近年の実績等を考慮し見込む。
	人	82	82	82	
保育所等 訪問支援	日/月	0	0	0	近年の利用実績なし。
	人	0	0	0	
居宅訪問型 児童発達支援	日/月	0	0	0	現状利用対象児童が見込めないため。
	人	0	0	0	
障害児相談支援	人	249	249	249	障害児通所支援利用者を見込む。

4. サービス見込量の確保策

- 児童発達支援事業所は市内に3箇所、放課後等デイサービス事業所3箇所、障害児相談支援事業所は2箇所あります。
- 障害児通所支援については、気づきの段階から早期に必要な支援が身近な地域で受けられるよう、引き続き、関係機関と連携を図りサービスの提供体制の確保に努めます

2 訪問系サービス

1. サービスの内容（種類はすべて介護給付）

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	介護を必要とする障がい児に対しその人の自宅で入浴、排せつ食事等の介護など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を要する人の自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関するサービスを提供します。また、外出時における移動中の介護サービスを提供します。
行動援護	知的障がい又は、精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい児に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援（児）	常時介護を要する障がい児で介護の必要性がとて高い場合に居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護など複数の障害福祉サービスを状況に応じて包括的に提供します。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい児等につき、外出時において、その障がい児に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

2. 各年度の計画値及び実績値

サービス名	単位	実績	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護 （ホームヘルプ）	時間/ 月	計画値				6.0	6.0	6.0
		実績値	0	0	0	0	0	1
重度訪問介護	時間/ 月	計画値				0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間/ 月	計画値				4.0	4.0	4.0
		実績値	0	0	1	0	0	1
重度障害児等 包括支援	時間/ 月	計画値				0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/ 月	計画値				0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0

3. 訪問系サービスの見込量

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	見込量の考え方
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間/月	6.0	6.0	6.0	近年の実績等を考慮し見込む。
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	近年の利用実績なし。
行動援護	時間/月	4.0	4.0	4.0	近年の実績等を考慮し見込む。
重度障害児等 包括支援	時間/月	0	0	0	近年の利用実績なし。
同行援護	時間/月	0	0	0	近年の利用実績なし。

4. サービス見込量の確保策

- 現在、居宅介護事業所は市内に 2 箇所、行動援護事業所は近隣に 2 箇所あります。今後も個々の状況に応じ、市内及び近隣事業所も含めたサービスの提供体制の確保に努めます。

3 日中活動系サービス

1. サービスの内容(種類は介護給付)

サービス名	内容
短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

2. 各年度の計画値及び実績値

サービス名	単位	実績	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所 (福祉型)	人/月	計画値				20	20	20
		実績値	2.5	3.4	13	13	12	14
短期入所 (医療型)	人/月	計画値				0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0

3. 日中活動系サービスの見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量の考え方
短期入所 (福祉型)	時間/月	20	20	20	近年の実績等を考慮し見込む。
短期入所 (医療型)	時間/月	0	0	0	近年の実績等を考慮し見込む。

4. サービス見込量の確保策

- 現在短期入所（福祉型）に係る事業所は市内に 1 箇所となるため、必要なサービスが受けられるよう、近隣事業所を含めたサービスの提供体制の確保に努めます。

4 地域生活支援事業

1. サービスの内容

サービス名	内容
移動支援事業	移動が困難な障がい児の外出の際の移動支援を行うことより、地域における自立生活及び社会参加を促すとともに、学校教育法第 16 条に規定される義務教育期間における障がい児の通学等にあつては、障がい児の保護者等が就労や疾病等により付き添って送迎ができない場合に限り、サービス利用の対象とすることができます。
日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所において、障がい児を一時預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

2. 各年度の計画値及び実績値

サービス名	単位	実績	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	人/月	計画値				3	3	3
		実績値	2.8	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	時間/月	計画値				25	25	25
		実績値	22.5	14.5	0.0	0.0	0.0	0.0
日中一時支援事業	人/月	計画値				3	3	3
		実績値	1.8	1.2	1.0	0.0	0.0	1.0

3. 地域生活支援事業の見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込量の考え方
移動支援事業	人/月	3	3	3	近年の実績等を考慮し見込む。
	時間/月	25	25	25	
日中一時 支援事業	人/月	3	3	3	近年の実績等を考慮し見込む。

4. サービス見込量の確保策

- 移動支援事業、日中一時支援事業については、身近な地域で必要なサービスが提供できるよう、引き続き提供体制の確保に努めます。

第7章 計画の推進管理

1 計画の推進管理体制

- ・ この計画を策定するに当たり、これまでの障がい者のサービス利用状況などを参考に、障がい福祉に関係する団体や事業者、関係機関など、様々な分野から委員構成をした「美唄市障がい者プラン策定委員会」による意見集約の場を設け、地域の実情に合ったこれからの障がい福祉施策について検討をしました。
- ・ 計画の推進に当たっては、当事者や家族、地域、事業者等関係団体、行政等がそれぞれの役割を担い、障がい福祉に限らず他施策との連携を図り協働して取り組む必要があります。
- ・ 北海道が設置・運営している障害福祉計画等圏域連絡協議会からの情報提供や支援、関係機関との情報交換によるネットワークの構築、サービス提供事業者や相談支援事業を通じた利用者の声、地域自立支援協議会での協議を踏まえ、着実な計画の推進を図ります。
- ・ 事業の実施、推進に当たっては、当事者やその家族の参画を基本に意見やニーズに配慮するとともに、障がい者団体等との協働に努めます。
- ・ 障がい者のサービス利用や新たなニーズの把握に努め、関係機関の連携体制の強化や、計画推進の見直しなどへの反映に努めます。

2 計画の点検・評価

- ・ 計画の達成状況については、北海道へ報告するとともに、計画策定委員会に報告し、点検・評価を行うとともに、市ホームページ等により周知を図り、障がいに対する理解促進と、地域の役割について啓発を行います。

3 計画期間の見直しについて

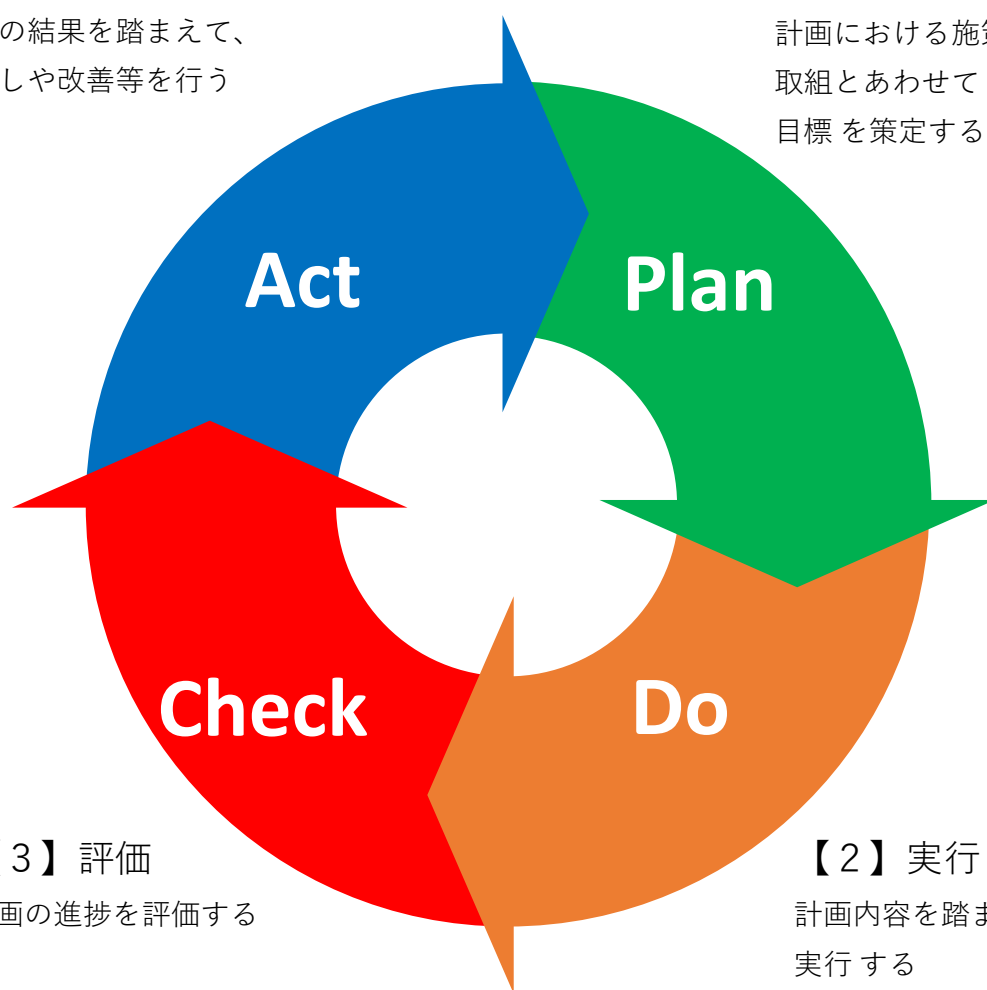
わが国は、平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締約国となりました。この条約の批准までには、障害者基本法の改正、障害者自立支援法改正による障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定など国内法令の整備が行われてきましたが、これからも障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取組が一層進められていく予定です。このような動向も踏まえ、必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しについて協議を行い、PDCAサイクルに基づいて本計画の着実な推進を図って行きます。

【4】改善

評価の結果を踏まえて、
見直しや改善等を行う

【1】計画

計画における施策や
取組とあわせて
目標を策定する



【3】評価

計画の進捗を評価する

【2】実行

計画内容を踏まえて
実行する

資料

用語解説

No	用語	解説	掲載箇所
1	通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査	この調査は、担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）による確認を経て提出された回答に基づくもので、専門家、医師による判断・診断によるものではないため、調査結果は、発達障がいのある児童生徒数の割合を示すものではなく、あくまで発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示す推定値であることに留意する必要があります。	12 頁
2	心のバリアフリー	差別、偏見、理解の不足、誤解などをなくしていくことをいいます。	51 頁
3	障がい者週間	平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12 月 9 日）に代わるものとして設定されました。期間は、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間。	51 頁 61 項
4	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している患者、内部障がいや難病の患者、精神障がい、知的障がい又は妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助が容易になるよう作成されました。東京都作成によるマークで、著作権は東京都に帰属し、商標登録されています。	52 頁
5	ヘルプカード	緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードで、障がい者などが、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのものです。 東京都作成によるマークで、著作権は東京都に帰属し、商標登録されています。	52 頁
6	障害者差別解消支援地域協議会	平成 28 年 4 月施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）第 17 条において、国と地方公共団体の機関が、地域における障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織するものです。	52 頁
7	市民ささえあい推進委員会	市民だれもが安心して生き生きと暮らすことのできる社会を築くことを目的とした、美唄市福祉のまちづくり条例第 16 条において、市民で組織され、地域福祉の増進を図るための取組を推進するとともに、美唄市地域福祉計画の策定に必要な事項を調査検討する組織。	52 頁
8	ライフステージ	乳幼児・学齢・青年・壮年・高齢期など人間の一生をいくつかの段階に分ける考え方。	48 頁 52 項

No	用語	解説	掲載箇所
9	広域相談支援体制整備事業	障がいのある人が希望する地域で安心して生活ができるよう、障害保健福祉圏域に相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域における生活支援体制構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行う事業。	53 頁
10	美唄市障がい者地域自立支援協議会	「地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない」（障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項）	53 頁 68 項
11	ケアマネジメント	保健・医療・福祉の専門家や機関が、総合的な福祉サービスを施すこと、あるいは介護保険制度下において、要援護者やその家族の有するニーズに合わせてケアプランを作成し、効果的なサービスを提供することをいう。	53 頁 67 項 71 項 88 項 95 項 99 項
12	職場外研修	職場を離れて外部の研修機関が作成したプログラムを受講し、必要な知識やスキルの習得を図ること。（OFF-JT【オフ・ザ・ジョブトレーニング】）	53 頁
13	相談援助の展開過程	相談援助の過程において、①面接、②評価、③計画、④援助実施、⑤経過確認、⑥評価・終結、といった工程により計画的に支援・援助を行うこと。	53 頁
14	地域活動支援センター	障害者総合支援法に基づき、障害のある人を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する支援機関です。	53 頁 58 項 70 項 78 項 90 項 91 項
15	福祉有償運送運営協議会、福祉有償運送	福祉有償運送は道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の一つ。特定非営利活動法人や社会福祉法人等が自家用自動車を使用して他人の介助によらずに移動することが困難で、かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な障がい者等とその付添い人を運送することができる制度であり、協議会はその地区での福祉有償運送の実施について合意をするかどうかの協議をする場です。	53 頁 55 項
16	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去すると言う意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去を言うことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられています。	53 頁 54 項 55 項 56 項 61 項
17	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な方の権利侵害を防止する、あるいはニーズが満たされていない状態を改善する、あるいは代弁し、支援すること。	7 項 27 項 41 項

No	用語	解説	掲載箇所
			54 項
18	成年後見制度	判断能力が不十分になった場合の成年者を法的に代弁する支援制度。禁治産宣告制度に代わって、自己決定権の尊重・残存能力の活用・ノーマライゼーションの達成という理念の下に法改正が行われた。法定後見制度には「後見・補佐・補助」という 3 種類があります。	5 項 27 項 41 項 54 項 88 頁
19	ユニバーサルデザイン	バリアフリーの考え方をさらに発展させ、障がいのある人にとっても、高齢者の人にとっても、若年層の人にとっても「使いやすい」ように製品や生活環境をデザインするという考え方として、90 年にアメリカの建築家・工業デザイナーのロメルド・メイス氏が提唱した考え方。ハンディのある人にとって便利なものは、万人にとっても便利になり得る、という考え方を前提に「普遍性」を強調した概念。	55 頁
20	災害時要支援者名簿	地図システムに要援護者や民生委員等の住所地情報をリンクさせることにより、パソコン画面の住宅地図上に要援護者や民生委員の情報を表示する。援護対象者の障がいや介護状態等の違いにより、色分け等で違いを一覧でき、個々の要援護者の詳細情報について地図上から見ることができ、更に、登録されているデータの集計等統計処理も行えるシステム。	56 頁
21	美唄市地域コミュニティ安全条例	市、市民、地域活動団体、事業者、関係行政機関が協力・連携しあいながら、地域コミュニティの安全意識を高め、関係者の協働により犯罪防止と安全活動の促進を図り、安全・安心なまちづくりの実現を図るために、平成 18 年 12 月 20 日に施行された条例。	56 頁
22	美唄市まちづくり基本条例	美唄市におけるまちづくりの基本的な事項を定めた条例で、他の条例や計画などの策定指針となる基本条例としての性格を持ち、市民の権利と役割、市議会、執行機関の権限と責務を定め、平成 19 年 9 月 1 日に施行された条例。	56 頁
23	ソーシャル・スキル・トレーニング	人が社会でほかの人と関わりながら生きていくために欠かせないスキル（技能・能力）を身につける訓練のこと。	57 頁
24	ジョブコーチ（職場適応援助者）	障がいのある人が職場に適応できるよう、職場での仕事や人間関係、コミュニケーションを改善するため、事業主、従業員、家族に対して支援や助言を行う者を指し、支援事業としては、①障がい者本人に対する支援として、人間関係、基本的労働習慣、職務遂行等の支援、②雇用主に対する支援として、障がいに係る知識、職務内容の設定、職務遂行に係る指導方法等の支援、③家族に対する支援等があり、支援期間は 2～4 ヶ月となっています。地域障害者職業センター（道内：札幌に北海道障害者職業センター、旭川に同センター支所）で実施しています。	59 頁
25	トライアル雇用	障がい者に関する知識や雇用経験がないことから、障がい者雇用をためらっている事業所に、障がい者を試験雇用（トライアル雇用）の形で受入れてもらい、本格的な障がい者雇	59 頁

No	用語	解説	掲載箇所
		用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。ハローワークの紹介によって短期間(最大3ヶ月)の試用期間を設けて雇用し、企業側と労働者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度で、労働者の業務遂行能力や適性など、面接や試験だけではすべてを見るのは難しい点を、実際の業務の中で見極めたうえで判断できるというメリットがあり、企業は本採用に至るとハローワークから奨励金を受け取ることができます。	
26	自助グループ会	ある障がいを持つ者同士が互いに励ましあいながら、その障がいを様々な形で克服していくための集団を自助グループと呼びます。この自助グループの原型は後で述べる「AA」です。1930年代の米国で共にアルコール依存症であった株のディーラーのビルと外科医のボブが、断酒のためのミーティングを行ったのが最初です。依存に関するグループ治療の原型でもあるこのAA方式は以後、他の多くの障がいにも応用されています。	61 頁
27	ゲートキーパー研修会	ゲートキーパーは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことを「ゲートキーパー」といいます。「自殺総合対策大綱(平成19年6月8日閣議決定)」においては、重点施策の一つとしてゲートキーパーの養成を掲げ、かかりつけの医師を始め、教職員、保健師、看護師、ケアマネージャー、民生児童委員、各種相談窓口担当者など、関連するあらゆる分野の人材にゲートキーパーとなっていただけよう研修等を行うことが規定されています。	61 頁
28	基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障がい・知的障がい・精神障がい)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じた相談業務を行うところ。	53 頁 76 項
29	地域ケア会議	高齢者、障がい者及び子育て家庭など、だれもが必要なとき、必要な支援がうけられるよう、その生活の自立に向けて、保健、医療、福祉その他の関連する各施策を総合的に調整し、適切なサービスを提供するための場。	97 頁

「美唄市障がい者プラン」策定に係る経過

年月日	実施機関	内 容
令和 5 年 8 月 10 日	第 1 回美唄市 障がい者プラン 策定委員会	1. 美唄市障がい者プラン策定委員会について 2. 美唄市障がい者プランについて 3. 第 6 期美唄市障がい者プランの概要について 4. 第 6 期市障がい者プランの実績及び第 7 期計画について 5. 今後の策定スケジュールについて
令和 5 年 9 月 16 日	北海道	第 7 期北海道障がい福祉の基本的な考え方（案）が提示
令和 5 年 10 月 31 日	第 2 回美唄市 障がい者プラン 策定委員会	1. 評価シートによる評価の確認について 2. 第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画に係る 基本指針の見直しについて 3. 第 7 期障がい者プランの構成案について
令和 6 年 1 月 22 日	第 3 回美唄市 障がい者プラン 策定委員会	1. 第 7 期障がい者プラン【素案】について 2. パブリックコメントの実施について 3. 今後のスケジュールについて
令和 6 年 1 月 23 日	市	美唄市障がい者プラン（第 7 期計画）【素案】に係る市民への意見募集（パブリックコメントの実施）
令和 6 年 3 月 26 日	第 4 回美唄市 障がい者プラン 策定委員会	1. パブリックコメントの実施結果について 2. 第 7 期障がい者プランの決定について

○美唄市障がい者プラン策定委員会設置要綱

(平成 20 年 11 月 1 日庁達第 28 号)
改正 平成 29 年 8 月 25 日庁達第 38 号の 2

(設置)

第 1 条 障がい者の自立と社会参加を促進することを目的とする障害者基本計画及び障害福祉計画を包含した美唄市障がい者プラン(以下「プラン」という。)を策定するため、美唄市障がい者プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について調査検討し、市長に提言するものとする。

- (1) プランの策定についての事項
- (2) プランの推進についての事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、15 名以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民公募による者
- (2) 障がい者等団体関係者及びその家族
- (3) 社会福祉等団体関係者
- (4) 障がい・介護サービス事業提供者
- (5) 教育機関関係者
- (6) 医療機関関係者
- (7) 行政機関関係者
- (8) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員会の委員で組織する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから互選する。

4 専門部会は、部会長が必要と認めたときは、専門部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会及び専門部会の庶務は、保健福祉部地域福祉課において行う。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

2 美唄市障害者福祉計画策定委員会設置要綱は廃止する。

附 則 (平成 29 年 8 月 25 日庁達第 38 号の 2)

この要綱は、平成 29 年 8 月 25 日から施行する。

美唄市障がい者プラン策定委員会委員名簿

任期：令和５年８月１日～令和８年５月３１日

所属	委員名	備考
美唄身体障害者福祉協会	花田 邦則	
美唄市精神障害者家族の会 「美唄のぞみ会」	老松 武	
北海道光生会	佐藤 匠	副委員長
美唄市社会福祉協議会	越前谷 賢一	委員長
北海道美唄養護学校	上村 喜明	
美唄商工会議所「日本理化学工業(株)美唄工場」	佐藤 健人	
空知障がい者就業・生活支援センター「くわ」	猪股 正寛	
美唄市民生・児童委員協議会連合会	押岡 輝男	
美唄市医師会	石本 隆広	
市民(公募委員)	蝦名 純子	
空知総合振興局保健福祉部 地域生活支援センター 地域づくりコーディネーター	加藤 鮎美 小林 昇吾	アドバイザー

サービスを提供している市内施設等一覧表

児童通所

施設種類	施設名	住所	電話番号
児童発達支援	ひかり	東 6 条南 1 丁目 3-6	0126-35-7135
児童発達支援	ひかり美唄西	西 4 条南 6 丁目 1-17	0126-35-4933
児童発達支援	クオレ美唄	東 4 条北 5 丁目 1-11	0126-35-1175
放課後等デイサービス	ひかり	東 6 条南 1 丁目 3-6	0126-35-7135
放課後等デイサービス	ひかり美唄西	西 4 条南 6 丁目 1-17	0126-35-4933
放課後等デイサービス	クオレ美唄	東 4 条北 5 丁目 1-11	0126-35-1175

児童入所

施設種類	施設名	住所	電話番号
障害児入所施設	美唄学園	東 7 条南 2 丁目 2-4	0126-62-5353

居住系サービス

施設種類	施設名	住所	電話番号
グループホーム	爽やかネットワーク	東 7 条南 2 丁目 1-1	0126-66-1177
グループホーム	ライフサポート美唄	東 7 条南 2 丁目 1-2	0126-63-4268
グループホーム	グループホームパシオ	東 5 条南 4 丁目 3-9	0126-35-1573
施設入所支援 (短期入所あり)	爽やかネットワーク	東 7 条南 2 丁目 1-1	0126-64-4380
施設入所支援 (短期入所あり)	ライフサポート美唄	東 7 条南 2 丁目 1-2	0126-63-4268
施設入所支援 (短期入所あり)	美唄光生園	光珠内町東山	0126-63-2220
施設入所支援 (短期入所あり)	パシオ	東 7 条南 4 丁目 1-1	0126-63-3575

日中活動系サービス

施設種類	施設名	住所	電話番号
生活介護	びばい社協かがやき デイサービスセンター	西 3 条南 3 丁目 6-2	0126-63-2339
生活介護	溪仁会デイサービス センター すまいる	東 4 条南 5 丁目 1-4	0126-66-2525
生活介護	ライフサポート美唄	東 7 条南 2 丁目 1-2	0126-63-4268
生活介護	美唄光生園	光珠内町東山	0126-63-2220
生活介護	パシオ	東 7 条南 4 丁目 1-1	0126-63-3575
就労移行支援	爽やかネットワーク	東 7 条南 2 丁目 1-1	0126-64-4380
就労継続支援(A型)	南美唄福祉工場	南美唄町西町	0126-64-2261
就労継続支援(B型)	爽やかネットワーク	東 7 条南 2 丁目 1-1	0126-64-4380
就労継続支援(B型)	サポートステーション・ ステップ	西 3 条南 2 丁目 1-12	0126-66-1133
就労継続支援(B型)	ピパのぞみ	西 4 条南 1 丁目 3-24	0126-64-3905
就労継続支援(B型)	パシオ	東 7 条南 4 丁目 1-1	0126-63-3575
就労継続支援(B型)	ジパング	大通西 1 条南 3 丁目 1-12	0126-38-4442
就労継続支援(B型)	ピークス	東 5 条北 11 丁目 1-6	0126-35-1211
就労継続支援(B型)	ジェニアル空知	大通東 1 条南 5 丁目 4-25	0126-35-5831
就労継続支援(B型)	南美唄福祉工場	南美唄町西町	0126-64-2261
地域活動支援センター	NPO法人美唄のぞみ会	西 4 条南 1 丁目 3-24	0126-64-3905

訪問系サービス

施設種類	施設名	住所	電話番号
居宅介護 同行援護 移動支援	溪仁会ホームヘルパース テーション すまいる	東 4 条南 5 丁目 1-4	0126-66-2525
居宅介護 同行援護 移動支援	びばい社協 さわやか ヘルパーステーション	西 3 条南 3 丁目 6-2	0126-63-0585
居宅介護 同行援護 移動支援	訪問介護事業所 絆	西 4 条南 2 丁目 2-1	0126-68-8870
重度訪問介護	溪仁会ホームヘルパース テーション すまいる	東 4 条南 5 丁目 1-4	0126-66-2525
重度訪問介護	訪問介護事業所 絆	西 4 条南 2 丁目 2-1	0126-68-8870
居宅介護 重度訪問介護	訪問介護まる美	東 7 条北 8 丁目 2-15	0126-35-1766

計画相談支援

施設種類	施設名	住所	電話番号
計画相談支援事業	美唄市障がい者相談支援センター いんくる	西 3 条南 3 丁目 6-2	0126-66-2323
計画相談支援事業	相談支援事業所 あかり	東 6 条南 1 丁目 3-6	0126-38-5355

障がい者就業・生活支援センター

施設種類	施設名	住所	電話番号
障がい者就業・生活支援センター	空知障がい者就業・生活支援センター 「くわ」	岩見沢市東 7 条東 13 丁目 22 番地 3	0126-35-7763

特別支援学校

施設種類	施設名	住所	電話番号
特別支援学校	北海道美唄養護学校	東 7 条南 3 丁目 1-1	0126-62-6511

美唄市障がい者プラン

障がい者基本計画：第9期計画

障がい福祉計画：第7期計画

障がい児福祉計画：第3期計画

発行 令和6年3月

発行者 美唄市

編集 美唄市保健福祉部地域福祉課

美唄市西3条南1丁目1番1号

電話 0126-62-3148